

会報

第 161 号

◇エッセー

総括・山形大学における教養教育改革 山形大学長 坪井 昭三

■諸会議議事要録

理事会

第102回総会

第69回事務連絡会議

第1常置委員会

第2常置委員会

第4常置委員会

第5常置委員会

第7常置委員会

医学教育特別委員会

教員養成特別委員会

特別会計制度協議会

■要望書

国立大学の教員等に対する国家公務員倫理法の適用について（要望）

国立大学教員等の待遇改善に関する要望書

■資料

国立大学協会会則の一部改正について

国立大学における文献複写に関わる著作権処理に関する当面の方針について

中央教育審議会「今後の地方教育行政の在り方について」（中間報告）についての見解

中央教育審議会「新しい時代を拓く心を育てるために」（中間報告）に対する意見

大学の組織運営システムの改革についての意見

国立大学協会

平成 10 年 8 月

会報

平成10年8月 第161号

第48卷第3号通巻第161号

平成10年8月号

国立大学協会

●エッセー

総括・山形大学における教養教育改革 山形大学長 坪井 昭三 ……………7

【事業報告】

■諸会議議事要録（平成10年5月～6月）

理 事 会（6.5）……………15

報 告

会務報告

小委員会の設置について

委員会委員長の交代等について

各委員会報告

大学入試センターからの報告

協 議

特別委員会の設置について

「ドイツ大学総長会議」並びに「フランス国立大学学長会議」からの

申出に対する対応について

国立大学教官等の待遇改善に関する要望について

平成9年度国立大学協会歳入歳出決算について

会則の一部改正について

委員会委員の交代について

監事の選任について

当面する諸問題について

その他

エンブレムの作成について

第102回総会の日程について

第103回総会等の日時・場所について

第102回総会〔第1日目〕（6.16）……………31

報告事項

学長等の交代について

副会長について

委員長の交代について

特別委員会の設置について

小委員会の設置について

会務報告

各委員会委員長報告

各地区学長会議の状況報告

協 議

平成9年度国立大学協会歳入歳出決算について

平成10年度国立大学協会歳入歳出予算について

会則の一部改正について

監事の選任について 国立大学教官等の待遇改善に関する要望について 「ドイツ大学総長会議」並びに「フランス国立大学学長会議」からの 申出に対する対応について 当面する諸問題について（国立大学の組織運営について）	
第102回総会〔第2日目〕（6.17）	49
協議 当面する諸問題について（国立大学の組織運営について、国立大学に おける情報公開について）	
その他 第103回総会等の日時・場所について 退任学長挨拶	
第69回事務連絡会議（6.19）	55
総会付議事項説明 日本学術振興会からの説明について 大学入試センターからの連絡事項 文部省からの説明及び事務連絡	
第1常置委員会（5.21）	64
大学の組織運営システムの改革について	
第1常置委員会（6.17）	66
大学の組織運営システムの改革について	
第2常置委員会（5.12）	71
報告事項 国立大学の平成12年度入学者選抜の基本方針について 平成11年度国立大学入学者選抜における留意事項について 平成11年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて 「大学入試情報開示に関する検討小委員会」の設置について 報告書「大学入学者選抜の改善に向けて」について	
第4常置委員会（5.27）	76
新たな再任用制度の導入について 大学審議会の審議状況について 技術専門職制度の創設について 国立大学教官等の待遇改善の要望について 人事院勧告の取扱いに関する要望について 委員会の今後の進め方について	

第5常置委員会(6.2)	80
UMA P先行国際事務局の発足について	
第6回UMA P総会について	
フランス及びドイツとの大学間交流について	
AAC&U(米国大学協会)との交流について	
日本語能力及び留学適性の評価のための新たな統一試験について	
JUSSEP小委員会委員の交代について	
大学審議会の審議状況について	
第7常置委員会(5.11)	85
国家公務員倫理法案大綱(案)要旨について	
情報公開法について	
著作権問題について	
助手問題について	
第7常置委員会(6.2)	90
国家公務員倫理法について	
情報公開法について	
医学教育特別委員会(5.6)	93
経過報告	
委員長互選について	
医師、歯科医師の需給問題について	
4年制の医学部(メディカル・スクール)について	
専門委員の委嘱について	
教員養成特別委員会(5.14)	97
委員長の選出について	
今後の審議課題について	
専門委員について	
国立大学協会発行「大学における教員養成」の報告書の復刻刊行について	
特別会計制度協議会(5.13)	99
平成11年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて	
諸 会 合(平成10年5月～6月末までの開催会議)	104
■第102回総会国立大学協会事業報告	105
諸会合	

要望その他の諸活動
要望書の受理
刊行物

【要 望 書】

国立大学の教員等に対する国家公務員倫理法の適用について（要望）	110
国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	112

【資 料】

国立大学協会会則の一部改正について	116
国立大学における文献複写に関わる著作権処理に関する当面の方針 について	117
中央教育審議会「今後の地方教育行政の在り方について」（中間報 告）についての見解	118
中央教育審議会「新しい時代を拓く心を育てるために」（中間報告） に対する意見	121
大学の組織運営システムの改革についての意見	125

【そ の 他】

特別委員会の設置等	128
-----------	-----

編集後記

総括・山形大学における教養教育改革

山形大学長 坪井 昭三

私の山形大学長としての任期は、本年10月をもって満了となるが、8年間の在任中、最大の困難事は、やはり教養教育の改革を中心とする大学改革の遂行であった。私共の行った大学改革の経緯をかいつまんで御報告してみたい。

山形大学における、教養教育抜本的改革の具体的な論議は、平成3年7月、大学設置基準大綱化の通達を契機として開始されたが、私にとっては、学長就任から約8カ月が過ぎた時点であった。本学では、既に前学長時代に、「山形大学将来計画検討委員会」が、教養部及び各学部の将来構想について、数年にわたり議論を重ねていた。しかし、前学長の任期満了6カ月前に中間報告が答申されたものの、教養部と他学部の意見が鋭く対立して調整不能に陥り、最終答申を棚上げにしたまま委員会も休眠状態となって、前学長の任期が終わったのであった。

このような経緯を、私は学長就任前の6年間、大学評議員として逐一見て来たため、大学改革なканずく教養部改革については、軽々に学長就任当初から手をつけるべきでないと判断し、まず出発点として、改革に関する自分自身の理念を確立した上で、明確なビジョンの構築に取り組んでいた時期に、大学設置基準の大綱化が公布されたのであった。

元来私は、大学教育全体に大きな影響を及ぼす教養教育システムの抜本的改革を、複雑に交差する様々な垣根を内蔵した既存の委員会で協議することには、大きな疑問を感じていた。この、本学にとっては大学としての発足以来最大ともいふべき改革問題は、すべからく新たに設置した審議機関で、新しい発想と強い決意を持って取り扱うべきである、というのが私の考えであった。この基本方針が

評議会で受け入れられ、学長、各学部長、教養部長、評議員及び各部局から推薦された教授各1名から成る「大学改革特別委員会」が設置され、学長が委員長を務めることになった。その第1回委員会が平成4年5月に行われ、漸く本格的な大学改革論議が開始されたのであった。

この頃には、すでに早々と教養部廃止を決定し、教養部教官の分属計画に取り組み始めた大学の話なども聞かれるようになっていたが、本学では、まだ改革の具体案を検討し得る段階ではなく、私は、様々な機会をとらえては、ひたすら改革の必要性を教官層に浸透させるための努力を、重ねなければならなかった。その試みの一つとして、第1回特別委員会から2カ月後、教養教育改革に関する私の見解を正確に伝えるために、全教養部教官との懇談を行った。この席で私は、一切の遠慮を捨て、約2時間を費やして、教養教育のあるべき姿と本学の現実との隔たりの大きさを率直に訴え、私の考える改革の理念について詳しく説明した。

この時私が特に力を入れて訴えたのは、

- (1) 教養教育の抜本的改革は、教養部の存続や教官の利益のためではなく、学生のために行うものであること
 - (2) 教養教育を行うための専門学部は設置すべきでないこと(当時教養部では、教養部に代わる教養教育担当学部として、「学術学部」を創設し、教養部の全教官がそこへ移行することが、熱心に検討されていた)
 - (3) 教養教育には、原則として本学の全教官が責任を負わねばならないこと
- の3点であった。

私が教養教育に関してこのように考えるに至った背景であるが、山形大学は、

昭和24年に発足した当時の新制大学であり、旧制山形高校がほぼそのまま文理学部となって、学部教育・研究に加えて教養課程の教育も担当していた。この文理学部は、昭和42年に人文学部、理学部及び教養部に分かれ、以後一般教養教育は教養部が担当することとなった。同時に、教養部と各学部との間で教養教育に関する連絡・調整を図るため、一般教育連絡協議会が常置されることになったが、私の知る限りでは、この協議会で教養教育の本質に関わる議論が行われたことはなく、いわば形骸化した委員会となっていた。時代と共に変化する学生の質に対応して、教養教育も随時改革すべしとの各学部の主張は、自治権を楯に教養部教授会から拒絶され、協議会の協議内容からは外されるのが常であった。

一方、学部側も、学部の都合によって教育内容や教育方法の変更を主張する傾向があり、互いの歩み寄りの努力も不十分な中で、教養部教官と学部教官との間には、次第に深い溝が生まれて行ったようである。いずれにしても、このように、学生教育の本質とやや外れた所で対立を深めて行く協議会のあり方を見るにつけ、私は、教養教育担当学部を作るのではなく、教養教育は全学体制で実施すべきである、と考えたのであった。

さて、大学改革特別委員会が発足し、その下に置かれた専門部会で、教育システムの抜本的改革の具体的な検討が始まって、学部改組、教養教育改革に関する真剣な討議が続けられることになった。教養部提案の学術学部設置構想を初め、人文、理、農、工の各学部からも様々な案が提出され、検討された。しかし、1年4カ月を費やして、平成5年9月に専門部会から提出された報告書は、端的に言えば、教養部と他学部との対立を浮き彫りにしたに過ぎない内容であり、しかも、その内容に対して二つの学部から出された強い反対意見まで付記されている、

というものであった。察するところ、各部局が全く協調の姿勢を見せないまま果てしなく続ける論議に、委員長も、意見を集約する意欲を失ったのであろう、と考えざるを得ない答申であった。

この答申を受理した時点で、私は、これまでの方法で改革を実現することは不可能と判断し、教養部廃止、教養部教官の各学部への分属を前提とする、既存学部の整備拡充計画(教官定員増及び学科増、大学院独立専攻科新設など)、並びに全学教官による教養教育実施計画を骨子とした「学長案」を、特別委員会に提出した。当然のことながら、教養部は勿論、一部の学部代表からも、強い反発を受けたことはいうまでもない。しかし、1年数カ月にわたって重ねて来た激しい議論の中から、多くの大学構成員が、おぼろげながらも、教養教育の実態と大学の置かれた状況を認識するに至っていたためか、「学長案」は基本的に多くの大学構成員に受け入れられ、以後この案に沿った実質的な協議が行われることになった。もっとも、教養部教授会だけは、最後まで学長案拒否の姿勢を崩さなかったが、教養部代表の委員は大学改革特別委員会に留まって、新しい教養教育システムの具体案作成にも積極的に参加した。この時点で、大学改革の前に立ちほだかっていた高い山の一つを乗り越えたというのが、私の実感であった。

ところで、学長案では、78名の教養部専任教官の各学部への分属数について、最多で35名、最少で2名までの範囲で原案を提示していたが、総定員の40%の学生を擁する工学部の一部教官から、二桁の人数を要求する声が出た他には、さほどの異論もなく原案が受け入れられたのは、やや意外にも思われたものである。しかも、数カ月後に教養部全教官に対して2度行われた移行先希望調査の結果の数値が、ほぼ上記原案のそれと一致していたのは、驚くべきことであった。

いつ果てるとも知れぬ議論に明け暮れる日々から抜け出してみると、その後の展開は予想外に早く、平成7年度概算要求に、教養部廃止と、人文・教育・理・工学部の整備拡充計画を盛り込むことが、評議会で一括承認され、文部省に提出されたのであった。これは、一丸となって、短時日に概算要求書作成を成し遂げた教職員の、献身的努力の賜であり、この時点では、改めて私共に一大決断を迫る問題がふりかかろうとは、知る由もなかったのである。

その問題とは、私共の提出した概算要求中、理学部整備拡充計画のみが採択されることになったことである。その計画には、17名の教養部理系教官の理学部移行が含まれていたため、必然的に、平成7年度以降、教養部は理系教官のほとんどを失った状態で存続することになるという、予想外のものであった。

提出段階で、理学部以外の各学部の改革案は、期限にせかされたこともあって、検討不十分の感は免れなかったが、その不安が的中した感じであった。採択案を受け入れることは、完熟度の高い学部改革案から部分的に実施に踏み切り、不完全な形で残った教養部を逐次解体するということであって、これは想像以上に度胸を据えた決断を要することであった。この、おそらく我が国で初めての、教養部部分解体を伴う部分的大学改革という、普通では思いもよらぬ独創的ともいべき方法が、一方では、学部教官とはやや異質な立場にある状態から早く脱したいという教養部教官の心理と、真剣に努力して完成度の高い改革案をまとめれば、速やかに採択されるという実例を見た学部教官の心理を、強く揺さぶったようである。それまで大規模改革に消極的だった多くの教官の意識に変化が生じ、大学全体としての改革ムードが高まって行くのが感じられた。

即ち、改革案の部分採択は、我々にとっては、同時期に発生した阪神大震災に

も比すべき激震であったが、これを境に改革案の検討が急速に進むことになった。人文学部では、それまでの4学科編成案が2学科編成案に組み換えられ、後の大学院研究科設置に大きく道を拓いた。また、平成8年度には、工学部における念願の大学院独立専攻科設置を初め、他学部にも次々に整備拡充が実現されたことを思えば、結局、逐次的解体・整備拡充方式が、我々が大学改革を進める上で、謝して余りある結果を導く起爆剤となったといえよう。

このようにして、各学部が改革に向けて積極的な姿勢を示すようになり、大学改革特別委員会もスムーズに動けるようになって、教育システム改革が軌道に乗り始めた。教養部廃止後の教養教育を支える組織や運営に関する諸問題も、以前とは見違えるような素早さで解決されて行ったのである。短期間の間に、幾つかの専門部会が発足しては、速やかに任務を終了して廃止された。このようにスピーディな作業の進行は、いうまでもなく全委員の献身的な努力の賜であるが、同時に事務官の絶大な協力があってこそであり、歴代事務局長以下関係事務職員の誠意ある支援には、心からの謝意を表したい。

以上のような全教職員の粘り強い努力が実り、平成8年度に教養部が廃止され、教養教育の全学体制での実施がスタートして、我々の大学改革の大きな柱であった教養教育システムの改革は、ひとまず終了した。

私共は、新しい教養教育システムが、全学教官の関与と責任で、当初の計画通りに維持されて行くよう、教養教育委員会を設置し、教養教育に関する全ての重要事項を審議、決定している。委員長には学長が当たり、委員には全学部の学部長が含まれ、評議会に次ぐ強力な権限と責任を持っている。その下にいずれも学部長を部会長とする総務、課程、予算の3部会が置かれ、また教養教育実施委員

会が時間割やシラバスなどの作成に当たり、教養教育研究委員会では、スタートした新教養教育システム自体の点検・評価などを担当している。

ただ、山形大学のキャンパスは、県内4カ所に分散しており、各キャンパス間の距離は、最大では約180kmに及ぶ。これは4（又は6）年の一貫教育の中で教養教育を実施する上で、極めて不利な状況である。そこで我々は、新入学生全員に、まず1年間山形市のメインキャンパスで、一般教養科目の必要科目のうち約80%を履修させることにした。これを言い替えば、教養教育科目の大部分を、メインキャンパスにある人文、理、教育の3学部の教官が担当するということである。このように不平等な負担配分も、「教養教育は全学体制で行うことを基本とするが、何よりもまず学生にとっての最善を図ることを優先すべきである」という大原則を貫くことによってクリアされており、正直なところ、教官全体としての意識そのものがここまで改革されて来たことに、驚きと感謝の念を禁じ得ないのである。教養教育委員会が今後も全教官・事務職員の支持を得て、漸く根付き始めた教養教育重視の基本姿勢を、更に確実に定着させ、優れた問題処理能力を発揮し続けることを、切望するばかりである。

私は、自らの大学の改革と並行して、国立大学協会の「教養教育に関する特別委員会」の委員長の立場で、全国立大学を対象とするアンケート調査を実施したが、その結果から得られたのは、教養教育改革の理念も方向性も、各大学によって実に多様であり、それぞれの状況に応じて、独自の道を探りつつ改革を進めるしかないのであって、改革の最大公約数などは存在しないのだ、という感想であった。

また、国立大学の意志決定方法の非能率性が批判を浴び、大学審議会からも改

善の必要性が指摘されているが、山形大学でも、教養教育の抜本的改革に至るまでの長い道程を振り返ってみると、正に非能率そのものではあった。しかし、全学の歩調が整わぬまま事を押し進めれば、結果として先々まで禍根を残す可能性もあることを考えれば、いたずらに能率のみにとられるのが最善であろうか。じっくりと腰を据えて研究を重ねながら、議論を煮詰めて行く過程で、個々の立場や考えも理解し合うことができ、最終的に全体にとって最適の方向へと意見が集約されて行く、という意志決定の形を、単に非能率的というだけで誤りとすべきであろうか、と強く思うのである。ただし、責任者たる者は、ここという重要な場面では勇気を持って決断を下し、自らが船首に立って、全体が方向を誤らぬよう舵をとる覚悟を、常に持っていなければならないと考える。

とはいえ、8年間を振り返ってみれば、多くの学内協力者の力強い支援と、文部省の関係担当官諸氏からの、折にふれての適切な助言があつてこそ、最終的には、大方の大学構成員の理解を得て、まがりなりにも新しい教養教育システムを軌道に乗せることができたのであり、有り難いことであつたと、改めて思うのである。

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 平成10年6月5日(金) 13:00~16:05
場所 学士会館(神田)203号室
出席者 阿部(謹)会長
蓮實, 阿部(博)両副会長
吉田, 北原, 丸山, 岡田, 金城, 長尾, 西塚, 高橋, 立川, 杉岡, 田中, 桂
各理事
佐藤(第3), 梶井(第4), 鈴木(第6)各常置委員会委員長
木下教員養成特別委員会委員長
兵藤監事
(文部省)伊藤人事課任用班専門員
(大学入試センター)廣重所長, 法月事業部長

阿部会長主宰のもとに開会。

初めに, 会長から次のように述べられた。

本日は, ご多忙のところご出席いただき, 厚くお礼を申し上げる。本理事会は来る6月16日, 17日の両日開催される総会に付議する国大協の平成9年度決算などいくつかの案件をご審議いただくとともに各委員会からのご報告をお願いするため, お集まりいただいた。よろしくお願ひしたい。

なお, 委員会報告のため, 特別委員会の委員長にもご出席いただき, また, 「教員の再任用について」ご説明いただくため, 文部省人事課任用班伊藤専門員にお越しいただいている。

さらに, 大学入試センター試験に係る問題等についてご説明いただくため, 後刻, 大学入試センターの廣重所長にもご出席いただくことになっているので, ご了承いただきたい。

初めに, 本年4月1日付で, 学長交代により初めてご出席の理事並びに監事をご紹介する。

理事 筑波大学長 北原保雄(前任:江崎玲於奈)

理事 名古屋大学長 松尾 稔(前任:加藤 延夫)

監事 埼玉大学長 兵藤 釗(前任:堀川 清司)

以上の紹介ののち, 会長から, 本会議開催の定足数の確認について, 事務局から説明願ひたい旨, 述べられた。

ついで, 伊藤事務局長から, 出席状況及び定足数の確認等について, 次のとおり報告があった。

理事会は, 会則第18条により, 理事及び常置委員会の委員長の総数の半数以上の出席が必要であるが, 理事会構成員総数24名に対し出席者18名なので, 定足数を満たし, 成立している。

引き続き会長から, ただいまの報告のとおり, 本会議は成立し議事に入るわけであるが, その前に, 「教員の再任用」について, 文部省の説明を伺うことにしたい旨述べられた後, 伊藤専門員から, 再任用制度に関して, 配付資料「新たな再任用制度を導入するための意見の申出の概要」を基に, 概ね次のような説明があった。

公務における高齢者雇用に関しては、かねてから人事院において検討されて来たところである。これは、平成6年11月に年金制度の改正が行われ、現在、年金支給開始年齢が60歳のところ、平成13年度から1歳ずつ段階的に引き上げ、最終的には平成25年度に65歳から支給することとしている。このような状況を踏まえ、雇用と年金との連携を図り得る仕組みを整備する趣旨で、任用制度の面から検討が加えられて来たものであるが、人事院より去る5月13日に国会と内閣に対し新たな再任用制度の導入について意見の申出が行われ、これを受けて、法案作成のうえ、秋の臨時国会に提出される予定となっている。この再任用制度の内容としては、高齢者の長年にわたる知識と経験を活用する意味も含め、定年退職者の再雇用をしようとするものである。

すなわち、継続雇用についてその意欲と能力のある定年退職者等を新たに再任用するもので、勤務形態としては、フルタイム勤務のほか短時間勤務を設け、定年前と同様な業務に従事し、服務、休暇等も従前と同様な措置が取られる。また、この制度は既定の定員枠内で行うこととし、給与は、民間の実態状況等も勘案して、定年退職前に受けていた給与の半額程度としている。これは平成13年4月から実施される。国家公務員法上の職員は、すべて適用されることになる。

しかし、教育職員にあっては、教育公務員特例法により、停年を各大学が定めており、現在、大学教官の停年年齢は、65歳以上が大半を占め、その他に60歳から63歳の刻みで定めている大学が30数大学ある。従って、教員には国家公務員法をそのまま適用できないので、教育公務員特例法の改正をして、同様の制度を導入する方向

で考えられている。文部省としても、これを受けて種々検討をしているところであるが、各大学のご意見も聴きつつ対処して行きたいと考えており、ご協力をお願いしたい。

概ね以上のような説明があったのち、若干の質疑応答があった。

I 報告

1. 会務報告

会長から、前回理事会以降の会務報告について「資料3」に基づき報告したい旨述べられ、以下の事項について報告があった。

(1) 「国立大学の施設等の整備に関する緊急の訴え」について

3月31日、阿部会長、蓮實副会長、阿部(博)副会長、鈴木第6常置委員会委員長、伊藤事務局長が文部省に赴き、町村文部大臣と面談し、国立大学の施設等の整備に関する緊急の訴えを行い、要望書を提出した。

また、同様に、4月8日、9日、14日、23日、28日の各期日に国大協として自由民主党、大蔵省等の関係者各位と面談し、要望書の提出をするとともに、その実現方を要望した。(会報第160号参照)

(2) ドイツ大学総長会議副会長との懇談について

3月25日、ヴァイス・コルネリアス ドイツ大学総長会議副会長(前ライプツヒ大学総長)が阿部会長を訪れ、日本の大学連合の活動、とりわけ国立大学の国際交流活動につき懇談した旨、「資料18」に基づき説明があったのち、両国大学間の単位互換等に関する話し合いを秋口に向けて進めることになるが、この窓口を第5常

置委員会委員長中嶋東京外国語大学長に願いますとの報告があった。

(3) フランス国立大学長会議議長団との懇談について

A. シガノス(スタンダール大学長), J. メランドール(ルイ・パスツール大学長)が, 4月21日に阿部会長, 4月22日に中嶋第5常置委員会委員長と, 日本の教育制度並びに両国の学生交流推進について懇談した旨, 「資料18」に基づき説明があったのち, 日仏高等教育シンポジウムに関しても第5常置委員会委員長中嶋東京外国語大学長に対応をお願いするとの報告があった。

(4) 要望書等の提出について

- 1) 「研究交流促進法の一部を改正する法律案」及び「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案」の制定に関する要望を第7常置委員会に依頼し, 4月6日, 文部大臣あて提出した。(会報第160号参照)
- 2) 文部省大臣官房政策課から, 中央教育審議会「新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機―」(中間報告)について意見を求められ, 蓮實, 阿部(博)副会長に意見作成を依頼し, 5月20日, 意見を提出した。

(5) 特別会計制度協議会について

5月13日, 文部省において特別会計制度協議会が開催され, 阿部会長, 蓮實副会長, 阿部(博)副会長, 梶井第4常置委員会委員長, 鈴木第6常置委員会委員長, 丸山千葉大学長等が出席し, 平成11年度国立学校特別会計予算の取扱い等につき協議した。

(6) 大学審議会への意見提出について

5月28日, 長尾第1常置委員会委員長が文部

省に赴き, 第1常置委員会としての意見「大学の組織運営システムの改革について」を大学審議会に提出した。

について, 会長から, 国大協あて要望書が幾つか来ているが, 資料4「国大協宛要望書」をご参照いただきたいとの報告があった。

2. 小委員会の設置について

会長から, 去る5月15日開催の常務理事会で, 「資料6」のとおり, 第2常置委員会のもとに「大学入試情報開示に関する検討小委員会」を, また, 第6常置委員会のもとに「学生納付金等検討小委員会」を設置することが承認された旨報告があった。

3. 委員会委員長の交代等について

会長から, 委員会委員長の交代について, 「資料7」に基づき, 次のとおり報告があった。

○第1常置委員会

(新委員長) 長尾 真(京都大学長) H.10.4.15付

(旧委員長) 阿部博之(東北大学長)

○医学教育特別委員会

(委員長) 鈴木章夫(東京医科歯科大学長) H.10.5.6付

○教員養成特別委員会

(委員長) 木下繁彌(大阪教育大学長) H.10.5.14付

○国立大学協会50周年記念事業準備委員会

(委員長) 佐藤 保(お茶の水女子大学長) H.10.5.15付

4. 各委員会報告

前回理事会以降の各委員会の審議状況について, 各委員長等からそれぞれ次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会(長尾委員長)

昨年11月の第101回総会において「大学の組織運営のあり方」についての審議が本委員会に付託され、同総会以降、委員会を4回開催し、大学の組織運営の改善についての検討を中心に審議を行って来た。5月21日開催の第1常置委員会で、本日の配付資料8「大学の組織運営システムの改革についての意見」のとおり纏め、去る5月28日、本委員会の意見として大学審議会に提出した。この基本的考えとしては、すべての面で画一的な制度とするような形ではなく、組織運営の改革については、特に学問の自由とそれぞれの大学のもつ伝統を尊重しながら、各大学がそれぞれの規模や特徴を踏まえて創意工夫を凝らし、多様な取組を行いうるような改革提言が行われることを要請する内容とした。

さらに、委員長から、大学審議会組織部会における主な論点でもある①学内の機能分担の明確化、②全学と学部機能分担の明確化、③執行機関と審議機関との機能分担の明確化、④教員人事に関する意思決定の在り方、⑤審議機関の運営効率化、⑥大学運営協議会(仮称)、⑦大学の自主性・自律性の拡大等に関し、その各項目ごとの意見内容について詳細な説明があったのち、意見交換があった。その主な内容は次のとおりである。

- 第1常置委員会では、大学審議会が最終的に法制化を目指していると言うことで、何かその点の議論がされたのか。
- 特に、意見としては無かったが、法制化に際しては慎重に対処願いたいとの発言があった。なお、文部省の説明では来年1月の通常国会に出す方向で準備をしているとの説明であった。
- 法制化に関連して、評議会の法令上の位置

づけについて議論が無かったのか。教授会は学校教育法第59条で規定されているが、評議会の法的位置づけとしては、国立学校設置法第13条の「その他組織及び運営の細目については、文部省令で定める」との規定に基づく暫定規則であり、評議会の法的位置づけがこれで良いのかも含めて第1常置委員会で議論をされたのか。

- 第1常置委員会では、評議会と教授会の位置づけについて明確にして貰いたいとお願いしている。従って、間接的であるが法的意味合いも含まれていると考えている。
- その位置づけについていろいろ問題にもなるが、省令によれば、評議会は学長の諮問的機関にすぎないのが現実である。ただ、これを最高議決機関とすべきとの意見もあり、そのあたりの善し悪しが難しく、学長のリーダーシップ発揮に際しては現状のままで良いとも思うが、この辺も含めて、第1常置委員会としてはどのような議論がなされ、どのような方向に進めようとしているのかお聞かせ願いたい。
- そのことについて深く議論はしていない。ただ、評議会は議決を行う機関として意見書にもあるように、最終的に多数決で決するのでも止むを得ないと纏めたところである。
- 現在の評議会の位置づけは、教授会に比べ法的バックグラウンドが弱いから、それを変えるべきとの意見は難しいのではないか。大学には長きにわたる慣行もあり、このことで積極的に動くことは一考を要する。
- この意見書は、委員長が大学の組織運営について第1常置委員会の大学にアンケートを行い、その結果を基に作成したもので、ご苦労があった。第1常置委員会では、具体的条

文の中身まで踏み込んで議論はしていない。評議会についての定義のやり直し等について積極的発言はなかった。その意味では、いま言われたとおりである。

- 国大協として、また第1常置委員会として評議会の決定・役割を皆が分かるようにしておかなければいけない。それがばらばらの理解では困る。ある程度明確にしておく必要がある。
- このことについては、後ほど、当面の諸問題の審議の際に改めてご議論願いたい。

(2) 第2常置委員会(杉岡委員長)

5月12日に本委員会を開催し、主として次の事項について報告と審議を行った。

① 文部省からの報告

林留学生課長から、留学生の入学選考の在り方に関する調査研究協力者会議がとりまとめた「留学生の入学選考の改善方策について」(平成9年3月28日)の提言のポイントについて説明があり、新試験の在り方等を検討するため「日本留学のための新たな試験調査研究協力者会議」を設置することとなり、同会議から本委員会に委員の推薦方依頼があり、杉岡委員長が就任することになった。

② 大学入試センターからの報告

法月事業部長から、平成10年度大学入試センター試験は、地理歴史において得点調整を行ったが、全体として混乱なく終了したこと、平成11年度大学入試センター試験の利用大学の状況、大学入試センター試験実施要項、平成12年度大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について報告があった。

③ 国立大学の平成12年度入学選考の基本方針について

国立大学の入学選考については、平成9年度から「分離分割方式」に統一され、平成12年度も引続き同方式により行うことを本委員会として決定し、この旨総会に提案することとした。

④ 平成11年度国立大学入学選考における留意事項について

例年作成している「入学選考における留意事項」の平成11年版を作成し、各国立大学長宛送付した。なお、平成10年度との主な変更点は、受験資格のない志願者が受験することがないようチェックを厳密にするよう明記したこと、旧教育課程履修者に対する経過措置の削除、公立大学の「連続方式」の廃止に伴う表記の整理などである。

⑤ 平成11年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて

東京大学及び東京芸術大学から、「実施要領、実施細目」に定められた実施日程に対し例外的な措置を講じたい旨の協議があり、それぞれ了承した。

⑥ 「情報公開法」と大学入試の関わりについて

大学入試に関わる情報の開示について、国立大学共通の何らかのガイドラインを作成する必要がある。先の常務理事会の承認を得て、本委員会の下に「大学入試情報開示に関する検討小委員会」を設置し、本年11月を目途にガイドライン作成について具体的な検討を行うこととした。

⑦ 報告書「大学入学選考の改善に向けて」について

入学選考については不断の改善が必要であり、この報告書を基礎資料として検討課題を絞り込むなど、入試の将来ビジョンについて今後継続して審議することを確認した。

(3) 第3常置委員会(佐藤委員長)

4月17日に本委員会を開催し、就職問題を主に審議してきたところであるが、本日は、お手元に配付した「資料9～12」をご参照いただきながら、このことについてご報告させていただきたい。

① 平成9年度大学等卒業予定者の就職内定状況について

文部省学生課馬場専門官から、平成10年3月1日現在の大学・高専等卒業予定者の就職内定状況について説明を受けたところであるが、5月12日に発表された4月1日現在の就職状況調査によれば、未就職学生数は全体で約4万7千人で、去年より9千人増えている。この調査から、今春の厳しい就職状況が十分にうかがえる。

② 平成10年度就職・採用活動について

就職協定が廃止されてから、大学側・企業側とも「申合せ」(大学側)・「倫理憲章」(企業側)をそれぞれ定め、これを双方が尊重することで確認され、実施されてきたところである。昨年と異なる点は、これら定めの一部が修正され、これを双方がそれぞれ尊重し努力することで確認されているが、その主な改正点は次のとおりである。

イ) 大学側の「申合せ」の内容で、求人依頼文書の発送は、「5月1日以降を目途に行う。」及び「求人票の受理は6月1日以降を原則とし、随時行う。」としていた点を削除し、「各大学等の自主的判断によって行う。」とした。また、「企業研究会、説明会の実施及び企業が実施する説明会等のための大学等の会場提供は7月1日以降とする。」としていた点を削除し、「基本的には学校教育の重要な時期である卒業学年当初及びそれ以前は会場提供を行わない。」とし、「正式内

定に至るまでの間において、複数の事実上の内定の状態が継続しないよう、学生を指導する。」ことが付加された。

ロ) 企業側の「倫理憲章」では、新たに採用情報の公開については「適正に」「周知徹底を図る」及び公平・公正な採用の推進については「透明な採用の推進に務める」との文言が加えられた。

以上の経過説明ののち、文部省から別途「平成10年度大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動について(通知)」が出ており、各大学は以上の趣旨に沿って就職活動されるよう希望されている。なお、4月20日、東京大学安田講堂において「平成10年度第1回全国就職指導ガイダンス」が開かれ、企業・関係省庁等がそれぞれの立場からの講演が行われ、これに本委員会を代表して委員長が参加した。参加者は約900人。

③ インターンシップについて

この問題についても、本委員会で検討しているところであるが、去る5月29日に第1回地域インターンシップ全国連絡協議会が通産省・労働省・文部省の共催のもとで開催され、これに本委員会を代表して委員長が参加した。

④ 作業委員会の設置等について

本委員会所管の就職・育英奨学等の問題について、種々意見を求められることもあり、それらに臨機に対応出来るよう、独自の作業委員会を置くこととした。委員長のほか、委員6名で構成。なお、改正男女雇用機会均等法に基づく男女均等取扱いに関する指針については今後検討して行く予定である。

(4) 第4常置委員会(梶井委員長)

本委員会は、前理事会以降3月23日に作業委

員会及び5月27日に本委員会を開催した。前回総会で技術職員の待遇改善問題については官職の設定等を文部省にお願いし、かつ、行(一)俸給表の枠組みの内で処遇を図るとの方針をご了承いただいたところであるが、その結果として、資料13「国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校技術専門官及び技術専門職員に関する訓令」が制定され、本年4月1日付で各国立大学に「技術専門官」及び「技術専門職員」の定数配布が行われた。これに伴い任用手続が行われることになるが、任用に際し、人事院から厳しい指摘もあり、客観的な基準等を作成する必要もあることから、本委員会専門委員及び数大学の総務部長も加わっていただき、文案作成作業を行い、それをもとに各大学で選考基準、学内規程を定めて具体的に該当者を選考していただくことにした。この制度によって、7級定数の標準化が認められるとともに6級定数の大幅な拡大が図られた。長きにわたるこの懸案問題については、一応区切りがついたと言える。今後は、教室系技術職員の将来の在り方について審議していくが、当面各大学の実情に則した組織化の推進と研修制度の確立をめざすことになる。

また、例年のとおり「国立大学教官等の待遇改善に関する要望」を人事院等関係方面に提出する予定であるが、本年の要望(案)を「資料19」のとおり作成したので、ご審議いただき総会の承認を得たのち、要望書を提出したい。また、人事院勧告の取扱に関する要望についても、同様に、総会の承認を得ていきたい。

今後、本委員会としては、技術職員問題が一段落したことに伴い、教務職員問題、夜間主コース担当教官に関する諸問題等を本委員会で詰めて行きたい。

(5) 第5常置委員会(中嶋委員長欠席により桂委員が代わって報告)

① UMAP 先行国際事務局の開設と当面の作業

1998年4月からUMAP(アジア太平洋大学交流機構)の先行国際事務局を日本に設置するとの国際的合意に基づき、東京大学教養学部構内に同事務局が設置された。

4月10日に学士会館(神田)において同事務局開設披露パーティが催され、関係者が多数出席した。

「UMAP 国際事務局の設置についての検討会」(国立大学協会・公立大学協会・日本私立大学団体連合会および文部省で構成)の協議を経て、「UMAP 先行国際事務局の設置運営について(申合せ)」が決定し、4月10日に第一回運営委員会が開催された。

同運営委員会では、運営委員(12名)・専門委員(5名)・事務総長・事務次長及び監事(2名)が選任された。国立大学協会選出の運営委員には中嶋嶺雄(東京外国語大学長)、桂 幸昭(琉球大学長)、伊藤才一郎(国大協事務局長)が、専門委員には二宮 皓(広島大教授)、水岡不二雄(一橋大教授)が、監事には澄川喜一(東京芸術大学長)がそれぞれ就任した。事務総長には、運営委員会委員長に選出された中嶋嶺雄(東京外国語大学長)が、事務次長に猪口 孝(東京大学教授)が就任した。また、同事務局職員を公募し、6月1日付で島根国美子を採用した。同事務局は、来る8月24日~27日にバンコクで開催予定の第6回UMAP総会に向けて作業を進めることになっている。なお、UMAPの単位互換制度(UCTS)のための第一回運営委員会が4月3日にキャンベラで開催されたが(国大協からは本委員会委員の二宮、水岡の両教

授出席),来る6月13日には第二回運営委員会が東京で開かれることになっている。

② AAC&U(米国大学協会)からの提案と交流計画について

3月6日に開かれたJUSSEP小委員会で,短期交換留学事業の拡充に関する提案の受入れを確認するとともに,4月中~下旬のJ.ジョンストン氏,J.スボルディング女史の来日計画について了承した。両氏は北海道大学,東北大学,京都大学,横浜国立大学を視察するとともに,4月22日に中嶋委員長を訪問した。

③ フランス国立大学長会議との交流計画について

フランス国立大学学長会議議長団のA.シガノス(スタンダール大学長),J.メランドール(ルイ・パスツール大学長)らが4月21日に阿部会長を,22日に中嶋委員長を訪問し,日仏間の学生交流と日仏高等教育シンポジウムの開催を提案。シンポジウムについては文部省学術国際局国際企画課のお世話で来る11月5日~6日に東京で開催されることになった。

④ ドイツ大学総長会議との交流計画について

ドイツ大学総長会議のC.ヴァイス副会長らが3月25日に阿部会長を訪問し,単位互換や学位認定などの大学間の交流を提案し,今後,第5常置委員会で検討することとなった。

⑤ 日本留学のための統一試験の改善について

3月24日・6月2日の第5常置委員会において文部省留学生課長から提案と説明があり,活発な意見交換が行われた。また5月19日,文部省留学生課より,近く日本国際教育協会に設置される予定の「日本留学のための新たな試験調査研究協力者会議」の委員として,第2常置及

び第5常置委員会からそれぞれ1名の推薦方依頼があり,第2常置委員会から杉岡委員長,第5常置委員会から中嶋委員長が推薦された。

(6) 第6常置委員会(鈴木委員長)

前理事会以降,4月28日に本委員会を開催した。その際に,文部省から清水高等教育局大学課長,山中学生課長他関係者の出席をいただき,予算・大学審議会等に関する説明をお願いするとともにこれらの問題に関する意見交換を行った。

まず,清水大学課長から平成10年度特別会計予算及び行政改革会議とこれに関連する大学審議会関係について報告があり,さらに,本年度の補正予算案についても報告があった。補正予算案は文部省として4,200億円,国立学校関係は3,300億円であり,当初の予想を上回った。これに関しては平成10年4月8日と4月14日の両日,国立大学協会として,文部大臣,自民党加藤幹事長,同山崎政調会長を始めとする関係機関各位にも面談し,国立大学の施設等老朽化の改善について善処方陳情した。

また,国立大学予算,あるいは科学研究費の弾力的な施行の可能性について活発な議論が交わされ意見交換がなされた。学長のリーダーシップ経費について,研究所長経費及び病院長経費として個別に配分されているが,これを学長を通して配分した方が学長のリーダーシップにかなうのではないかとの意見があり,これは検討の余地があることが示された。

ついで,山中学生課長から「国立大学の授業料」について,昨年,秋の予算編成策定において平成11年4月の入学者から授業料の値上げを行うこととなった。

その内容は,従来469,200円の授業料を平成11

年度は9,600円のアップ、月額にして800円の増で年額478,800円の授業料となる。従来の値上げ幅に比べ非常に小幅なものとなっている。これは、年々家庭における教育費の負担が増加の状況にあること、また、消費者物価指数や人事院勧告のアップ率等も参考にしつつ財政当局とも十分検討を重ねて来た結果、この額に纏まったものである。また、平成11年度入学生から授業料のスライド制も考慮される。なお、授業料の問題については、国公私立大学の授業料とも関わる問題でもあり、現在大学審議会において「21世紀の大学像と今後の改革方策」について高等教育の基本的考え方等が議論されているところであるが、この国公私立大学の授業料の在り方についても併せて審議会において、検討願うよう別途諮問したとの説明があった。

本委員会としては引き続き、①国立大学予算の弾力的な運営、②科学研究費の単年度制の是正、③学長経費の弾力化、④学生の納付金問題等に関して検討して行きたいと考えている。なお、教員委員として杉本東北大学教授、専門委員として菅原東京医科歯科大学事務局長が新たに加わった旨報告があった。

(7) 第7常置委員会（丸山委員長）

本日は、第7常置委員会として、特に3項目を主にご説明したい。それは(1)国家公務員倫理法について、(2)情報公開法について、(3)複写権について、の3項目である。

国家公務員倫理法については、「資料25」にある要望書（案）のとおり、取りまとめたが、これは後ほどご審議いただくことになるので、その際にご説明申し上げることとして、情報公開法からご説明することにした。

この情報公開法は、今国会において審議され

ているところであるが、この法案が成立すれば、国立大学にも大きな影響を及ぼすものと思慮される。情報公開法の施行は法案成立後2年と予定されている。そこで、数大学の協力をいただき、専門家のご意見等を得ながら、「資料15」のとおり纏めた。

これを各大学に参考資料としてお配りし、それをもとにご検討願うことにしたいと考えている。本委員会としては、今後、特に各大学に共通した不開示情報のガイドラインを作成する必要もあることから、さらに検討を加えて行くことにしたい。

なお、この問題に関し、入試関係は第2常置委員会、病院関係は国立大学附属病院長会議にそれぞれ検討方を要請しているところである。

複写権については、約1年半にわたり検討を重ねてきた。この間、数大学に実態調査の協力をお願いし、また、文化庁著作権課及び専門家のご意見も拝聴しつつ、本委員会としての意見を「資料14」のとおり纏めた。

特に、著作権法第42号の適用を受けない各大学事務部での文献複写については来年度から複写権センターと複写利用許諾契約を締結するのが妥当との結論に達した。

なお、このことについては国大協総会後に開催される事務連絡会議で文部省から説明してもらうようにしたい。

(8) 医学教育特別委員会（鈴木委員長）

本委員会は平成10年5月6日に新たな委員会として第1回の委員会を開催した。

協議事項としては、医師・歯科医師の需給についてであるが、厚生省の平成9年より設けられた「医師・歯科医師の需給に関する検討会」のこれまでの報告によれば、1996年度の如く医

師が5,000人増え続けるとすると供給は2020年には6,000人、2025年には14,000人過剰となり、歯科医師はこれをさらに上回り、平成17(2005)年以降供給が需要を上回り、平成37(2025)年9,000~18,000人程度の過剰が見込まれることが予想されている。医師・歯科医師数を調整する場合に、与党保健制度検討委員会や財政構造改革の閣議決定にあるように、「医師・歯科医師数を調整する場合、入口(入学定員)、出口(卒業、国家試験、保険医、定年制)を考慮すること」が掲げられている。いずれにせよ医師については入口、出口も合わせて10%の削減があり、また、歯科医師についても定年制を導入するとしても入学定員の10%削減が求められている。国立大学としては今までにこの削減問題についてはそれなりの努力をしてきたところであるが、私立大学の協力が得られない現状にある。

本委員会としては、医師国家試験や定年制の採用による調整には問題があり、削減するとなれば入学定員の段階で行うのが止むを得ないのではないか。また、削減の場合に、地域差、大学の機能別の差異、国公私立の応分の負担等を考慮すべきであるとの意見が強く、さらに引き続き検討することとし、早い時期に結論を出したいと考えている。

また、4年制のメディカル・スクールの問題であるが、先に文部省から出た「21世紀の医学・医療懇談会」第一次報告において初めて取り上げているところであるが、今回大学審議会等において、高校より医学部、歯学部に入る現行の6年制を変更して、4年制のカレッジを経てから4年制の医学部、歯学部に入る制度が浮上して検討されている。本委員会としては、現在学士入学制度が導入されたばかりで、大変好評を得ており、すぐに8年制に移行するよりは、こ

の学士入学の普及を見ながら検討すべきではないかとの意見が大勢を占めており、今後もこの問題について引き続き検討することとしている。

(9) 教員養成特別委員会(木下委員長)

本年3月13日の理事会において継続設置が承認され、第二期目の第1回教員養成特別委員会を5月14日に開催した。初めに新メンバーの紹介ののち、本委員会の設置継続の事由、今後の審議課題並びに委員会設置期間2年の枠内で、どのような取組で臨むかも含め、若干の自由討議の時間を設け、今日の教員養成系の大学学部をめぐる状況について情報交換を行った。

教員養成系の47大学学部における大きな問題としては昨年4月に文部大臣発言にもあるように国立教員養成系大学等に係る財政構造改革の一環として教員養成課程の入学定員約5,000人の削減計画があり、目標年度として平成12年度達成が掲げられている。

これをめぐって、平成10年度に関しては11大学学部が確定し、平成11年度には、20数学部が対象になるものと思われる。平成12年度は単科大学を中心にして10前後の大学が削減対象になる予定である。これは国立大学もさることながら教員養成系学部にとって、重大な関心事であり、その及ぼす影響も大きい。

今後の取組に関し組織の改組・改編等も含め問題点を点検しつつ、その対応策を検討しておくことが必要である。

また、教育職員養成審議会の答申を受けて新教員免許制度が今国会で審議中であるが、いずれ同制度が発足することになる。これは戦後教育制度の歴史における大きな改定と言える。従って、同制度に基づく教員養成カリキュラムの

大幅な改革、教員の資質の向上等国立大学として、一層の改善・充実が問われるところであり、これら諸課題への取組も大きな課題となっている。

さらに、今日的な状況の問題として、教員の「採用」をめぐる問題状況（少子化、教員層の高齢化、年金支給年齢変更に伴う公務員の再雇用、地方財政の逼迫化等）が大きくクローズアップされており、教員養成系学部の在り方もさることながら、小・中・高等学校の在り方も大学として議論しておくことも必要である。本委員会としては、これらの議論を踏まえ、専門委員会を中心にして、今後2年間における「プロジェクト」、「タイムスケジュール」等も勘案し、国立大学における教員養成系学部等の在り方も含め、これら課題に対する提言ができるよう取り組んでいきたいと考えている。

なお、国立大学協会も発足50周年を平成12年に迎えるとのことであるが、教員養成特別委員会も30余年にわたり活動し、この間、多くの先生方のご尽力による調査・研究等がなされ、国立大学協会発行「大学における教員養成」の報告書（昭和40年11月～平成9年11月）も多数刊行されて来たところである。この30年と言う一つの区切りを記念する意味も含め、集大成した形で、同報告書の復刻版を刊行してはどうかのご意見が以前から提起されていた。これは、貴重な資料が収集され、社会的にも参考になる刊行物で、かつ、採算の可能性も考慮しつつ、この編集を専門委員の先生方にお願し、実現できる方向で進めさせていただきたい旨が述べられ、審議の結果、了承された。

5. 大学入試センターからの報告

大学入試センター廣重所長から、大学入試セ

ンター試験に関し、次のような報告があった。

平成11年度大学入試センター試験は、来年1月16日（土）、17日（日）の両日に実施することになっている。その実施要項については、すでに各関係大学等に通知するとともに、これに伴う「受験案内」等の作成についても現在具体的作業を進めている状況にある。なお、平成11年度大学入試センター試験を新たに利用する大学は、公立大学が4大学、私立大学が37大学、また私立大学のうち他学部でも新たに利用する大学は18大学（22学部）となっている。これらも加えた合計数は、国立大学（95大学）、公立大学（61大学）、私立大学（217大学479学部）で、大学総数では373大学が利用することになる。また、平成12年度大学入試センター試験の実施期日であるが、平成12年1月15日（土）及び16日（日）に行うことになる。このことについては、5月13日付けで文部省高等教育局長名で「平成12年度大学入学選抜に係る大学入試センター試験実施大綱について（通知）」が各国公私立大学長あて発出されている旨が述べられたのち、同所長から国大協を初め各国立大学教官の大学入試センターへの支援に対し謝辞が述べられるとともに今後の協力方要請があった。

引き続き、法月事業部長から、同センター配付の「資料7」に基づき、「平成12年度大学入学選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について」を近く通知する予定となっているが、平成11年度と若干異なった文言になっている。

それは、「外国語」のリスニング・テストの導入について、従来は実施しない旨の文言が記述されていたが、平成12年度は、その部分を削除してある。これは、外国語のリスニング・テスト導入の重要性は十分認識しているところであ

るが、60万人近い受験者が環境の違い約530の試験場で、かつ、約9,500の試験室で全国一斉に受験するという特質もあり、公平性・安全性の確保の見通しが得られなければ導入が難しいとの判断から、今回はこの文言を記述しないこととした。なお、このことについては大学入試センター試験説明協議会（高等学校対象）及び入試担当者連絡協議会において、今回の措置について十分説明したい旨述べられた。

II 協 議

1. 特別委員会の設置について

会長から、これから協議事項に入らせていただくが、まず、特別委員会の設置についてお諮りしたい。

去る3月19日開催の理事会において特別委員会の設置をご審議願ひ、ご承認いただいたところであるが、本日はこれら委員会の委員構成等について、「資料16」「資料17」のとおり原案を作成したのでご参照願ひたい。

一つは、大学評価に関する特別委員会で、阿部東北大学長（副会長）を委員長として、13名の委員で構成されている。

また、もう一つは、大学教育における《リベラル・アーツ》の役割をめぐる特別委員会（略称C. L. A）で、蓮實東京大学長（副会長）を委員長として、同じく13名の委員で構成されている。以上2件の委員構成等についてお諮りしたいとの発言があり、異議なく承認された。

2. 「ドイツ大学総長会議」並びに「フランス国立大学学長会議」からの申出に対する対応について

会長から、本年3月25日にドイツ大学総長会

議副会長と会見したが、その会見概要については、「資料18」のとおりである。

会見の際にヴァイス副会長から、国立大学協会に対して、日本とドイツの大学間で、単位互換、学位の認定等について大枠を定めた旨、提案があった。

これに対し、国立大学協会としては、第5常置委員会を窓口として、今後、連絡を密にしたがら検討をしたい旨、返事をしたところであるが、このような方向で進めてよいかお諮りしたいとの発言があり、了承された。

また同様に、「資料18」にあるとおりフランス国立大学学長会議議長団とも4月に会見をした。その主な内容としては、日仏間の高等教育シンポジウム開催についてスタンダール大学シガノス学長から提案があったもので、フランス国立大学学長会議全90大学のうち、25の大学が参加を表明している。これについては、日本私立大学連盟及び公立大学協会等とも関わり、さらに文部省学術国際局も関連することになっている。

については、これに関わる詳細なことについて、先に述べたとおり中嶋第5常置委員会委員長（東京外国語大学長）に秋の開催（11月6日～7日）に向けて、その諸準備の取りまとめをお願いするとともに、国立大学協会としても、全面的に、これに協力する方向で取り進めたい旨述べられ、了承された。

3. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望について

梶井第4常置委員会委員長から、次のような提案説明があった。

これは例年、各関係方面にお願いしているところであるが、今年も要望書（案）を「資料19」

のとおり作成した。前年度と変わっている点は、同資料にある新旧対照表を参照しながら主な部分について説明したい。今後のポイントの一つとして夜間主コースを設置する大学等の意見も聴きつつ文案の手直しをしたこと、また、教育・研究支援職員問題について整理を行い、従来は技術職員の身分・処遇改善に関し専門行政職俸給表の適用のみを主張して来たが、むしろ中身を取ることが先決との考えから、同俸給表の適用記述を削除し、それに代わるものとして、「今後も技術職員の職務と責任に見合う処遇が行われるよう措置する」との文言にした。なお、以前から問題となっている指定職についても新たに副学長を置く大学が増えてきており、これら大学にも指定職の完全適用が図られるよう要望して行きたい。

ついで、会長から、本案についてご検討いただくとともに、例年行っている「人事院勧告の取扱に関する要望」についても、本年8月に出る勧告を見た上で対処したいと考えており、その文案作成及び提出時期については、会長及び第4常置委員会委員長にご一任願いたい旨、諮られ、了承された。なお、本件については総会に付議することとした。

4. 平成9年度国立大学協会歳入歳出決算について

会長から、平成9年度国立大学協会歳入歳出決算についてお諮りしたい旨述べられたのち、事務局長から、資料20「平成9年度国立大学協会歳入歳出決算」に基づき説明があり、このことについて審議の結果、異議なく承認された。

ついで、監事の兵藤埼玉大学長から本年5月19日に実施した監査結果について説明があり、適正に処理されている旨の報告があった。

本決算については、去る3月19日開催の理事会で了承された予算（案）とともに総会に付議することとした。

5. 会則の一部改正について

会長から、国立大学協会会則の一部改正について、お諮りしたいので「資料21」をご参照願いたい。これは、従来、慣行として行われて来たことを整理して、明文化しようとするものである。

一つは、委員会委員長に関することで、委員会委員長は、委員会において互選することになっているが、新たに委員会が設置される場合、その目的にそって会長が委員長を指名し、委員構成等を立案し委員会を発足させる場合もあるので、その点を明文化したものである。もう一つは、常置委員会委員（教員）の在任期間で、昨年10月開催の理事会において、教員委員の再任の任期に上限を加えることが提案され、検討事項となっていたが、3期6年間を限度とする案にまとめてみた。なお、現に在任する教員委員の在任期間は、平成9年11月1日から起算することとした。以上の案件についてご審議願いたい旨諮られ、審議の結果、異議なく了承され、今月開催の総会に付議することとした。

6. 委員会委員の交代について

会長から、第6常置委員会委員及び医学教育特別委員会委員の交代について、「資料22」のとおり選任してよろしいかお諮りしたい旨述べられ、異議なく承認された。

7. 監事の選任について

会長から、鈴木東京医科歯科大学長が本年2月1日付けで第6常置委員会委員長に就任した

ことに伴い、欠員となっている監事を選任したい。

ついては、後任監事校として横浜国立大学にお願いしたい旨諮られ、了承された。なお、本件について、今月開催の総会に付議することとした。

8. 当面する諸問題について

(1) 国立大学の組織運営について

会長から、「資料23」は、大学審議会組織運営部会関係と基本構想部会における資料であるとの報告ののち、今の大学を取りまくいろいろな情勢の中で、大学改革の取組として「21世紀の大学像と今後の改革方策について」等が、すでに組織運営部会において議論されているところである。これらの問題点等については、先に第1常置委員会委員長から説明があったように、同委員会でも検討されるとともに意見書を大学審議会会長に提出していただいたところである。しかし、同部会における審議日程が早い速度で進められており、週に何回も会議が開かれるような状況になっている。

現在では、その様々な問題の中で、例えば教授会と評議会あるいは執行機関と審議機関との関係等における教授会の位置づけとして、今のところ基本的な合意が得られているのは、教育・研究を主としたものを対象とする位置づけになっている。

しかし、他方で、学長のリーダーシップに重点を置いて議論している点からすれば、教授会が教育・研究を主に議論するとなれば、学長と教授会がどのような関係になるのかなど、いろいろな問題があり得る。しかも、これら組織運営に関わることで、恐らく来年の早い時期に法制化されることが、ほぼ確定的である。

従って、先に述べた第1常置委員会の意見書にも触れられているように、現実には、各大学における運営等は必ずしも学校教育法第59条にそって行われているわけでもなく、各大学の様々な形での慣行によって運営されている面があり、この辺たりが一つのポイントになるのではないかと思われる。いずれにせよ、現在、大学審議会組織運営部会で議論されている組織運営の諸問題について、国大協として今後も機会があれば意見を述べて行きたいと思うが、ここでは大学審議会の問題だけでなく、国大協として、或いは個々の大学の問題として、どのような問題があるのかを議論して行きたい旨述べられたのち、意見交換が行われた。その主な内容は次のとおりである。

- 7月14日に学長会議が開催されるが、そこで何が行われるか定かでないが、大学審議会の問題ならば、事前の対応策を考えておく必要があるのではないかと。
- 大学審議会に国立大学から出席している委員が国立大学協会の意見を代表して伝えているのか。我々の意見を大学審議会に反映させるべきである。
- 大学審議会には、公私立大学のほか財界、マスコミ等があり、いろいろな意見が出ている。例えば、教授会の権限が強く学校教育法59条は問題であると言う意見もある。これらに対する国大協の意見はあまり明確でなく、教授会が専横との認識の個々の意見に対して、国立大学協会としての意見を言うことは、そう簡単ではない。
- 評議会が今のままでよいかと言うことに対して、国大協で審議し意見を言わないのか。大学審議会に国立大学の委員が見当違いのことを言えば大きな影響が出る。また、各大学

の意見の吸い上げ方が足りないのではない
か。

- 7月14日の学長会議は中間報告を伝達する
会議で、修正意見を述べるような状況にない
と思われるが、その点に関しどのように考え
ているのか。
- 確認をしたわけではないが、中間報告でもあ
り、最終報告が予定される9月まで時間もあ
ることから、この間に強い意見があれば、変
更の可能性があると考えている。
- 「資料23」に掲げてある論点の何項目かに
問題点があれば、ある種の意思統一ができる
のではないか。例えば、「論点1」の学長を中
心とする大学執行部の機能の明確化や大学運
営協議会(仮称)、評議会と学部教授会の機能
分担の明確化、執行機関と審議機関との機能
分担の明確化等が個々の大学の慣行とどうい
う関係にあるのか、多分問題が生じる可能性
もあるのではないか。また、「論点2」では、
多数決のことについて議論されているが、こ
れも各大学の慣行に相当の違いがあり、もし
多数決が法制化されるようなことになれば大
きな影響が出る。
- 「論点2」の審議機関の運営の基本で、議
長が議事を整理するとあるが、議長はどの
大学も慣例的に教授会は学部長、評議会は学
長が務めるようになっている。また、審議機
関と執行機関との機能分担の明確化も言われ
ており、これらを含めて考えると、これは、
別の議長を置く考えを想定していると解する
のか。突き詰めていくと学校教育法の全面的
見直しにもつながる話になるのではないか。
- 審議機関の議長は執行機関の長が責任をも
って運営するためにやるわけであるから、そ
の点は抑えて置く必要がある。執行機関に学

長以外の議長がいて評議会等において学長以
外の議長が運営に当たるのは適当でない。

- 教授会で、学部長以外の者が議長を務める
こともあり、両方の場合もある。一般論とし
て、国大協から要望するとすれば、その点も
踏まえ、どのような論理構成であるか、難し
い側面もある。
- 論点の評議会と教授会との関係で教授会は
学部の教育研究を分担するとされ、全学的な
課題は大学でとあるが、学部の教育研究に責
任を持つ者としては全学的に影響することは
幾らでも出てくる。また、この逆もあり得る
が、この点についてどのような議論がなされ
ているのか。
- そのような意見があったとしても、それは
ある種の部分的な発言として位置づけられて
全体を左右しないことになる。審議会として
の全体的流れが如何にして、合理的に組織を
整理するかとの観点から、評議会と教授会と
を明確に分けようとする流れがある。
例えば、教授会における審議事項を教育研
究に限定すべきとの意見がある一方で、大学
自体が教育研究そのものに関わっているとの
意見もある。しかし、これを区分すべきとの
意見が大勢を占めている。
- 評議会と教授会との機能分担の仕分けは、
各大学が独自に行うことになるのか。
- 予想ではあるが、教授会の審議事項の内容
を整理したうえで、そのサンプルを大学審議
会が示すことになると思われる。
- 教授会が自発的に審議事項を整理すること
ができないから、大学審議会でも何らかの基準
を作りたいとの意見もある。
- この組織運営問題は、大きな問題で、先に
述べた第1常置委員会からも意見書が出てい

るが、大学審議会でも既に検討骨子が纏まる状況にあると思われる。

大学審議会委員として、常に出席できるとは限らないので、この間に状況が大きく変わることもある。しかし、この会議にも他大学の学長が出席されているので連携をとりつつ努力して行きたい。

(2) 倫理規定について

丸山第7常置委員会委員長から、この度、緊急案件として会長から今国会に上程されている国家公務員倫理法案に関連し、この問題を早急に本委員会でも検討願いたいとの要請を受け、鋭意検討を重ねて来たところである。ご承知のように、この法案が成立した場合、既に各国立大学が定めた倫理規定では対応し得ないこととなり新たな法律のもとで国家公務員全体に適用されることになる。

教員にあっては、教育公務員等に関する特例により多少の配慮があるにしても、総体的には、行政職職員と同様の扱いになる可能性もあると述べられたのち、「資料24」に基づきその詳細な説明があった。

また、この問題について、国立大学協会として要望書を作成し、同省へ提出する方向で進めることとした。これを受けて本委員会では要望書原案の作成に取りかかり、「資料25」のとおり文案をとり纏めたとの報告があった。

ついで、会長から、本件は重要な問題であり

十分ご審議願いたい旨述べられ、審議の結果、要望書（案）の最終検討並びに同案の提出時期のタイミング等に関し、会長、両副会長及び第7常置委員会委員長に一任することで承認された。

III その他

(1) エンブレムの作成について

会長から、先に報告したように、フランス、ドイツ等の大学からの申し出があり、多くの方々が来日し、国大協会長を訪ねてこられる。その際、相手側からエンブレムを頂くことがあっても、本協会からお返しするものがない。ついでには、お礼の意味も含めて、本協会としてのエンブレムを作成したいのでお諮りする旨述べられ、了承された。

(2) 第102回総会の日程について

会長から、来る6月16日、17日両日開催の第102回総会の日程を「資料27」のとおりとしてよろしいかお諮りする旨述べられ、了承された。

(3) 第103回総会等の日程・場所について

会長から、平成10年11月11日、12日開催の第103回総会及び11月13日の第70回事務連絡会議を「資料28」のとおり予定したいのでお諮りしたい旨述べられ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第102回 総 会〔第1日目〕

日 時 平成10年6月16日(火) 10:00~16:40

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

初めに、阿部会長から開会の挨拶に引続き、次のように述べられた。

一昨年、行政改革会議が発足し、国立大学の独立行政法人化あるいは民営化が話題となり国大協に緊迫した状況が起こった。現在は一見小康状態にあるように見えるが、実際は国立大学のあり方をめぐっていろいろな動きがみられる。独立行政法人化や民営化が取り沙汰された背景には、国民の側からみて国立大学の実態がよくみえないということがあったと思うが、この間、大学審議会ではスピードを上げて審議が進み、国立大学の組織運営のあり方、国公立大学の適正配置、さらには授業料問題まで含めて具体的審議がなされており、この6月末に「中間まとめ」が公表されるということである。そこで、国大協としてこれにどう対応していくか、本日及び明日の両日、当面する諸問題の議事のところで議論いただきたい。

ところで、各大学の自己点検・評価はかなり進んでおり定着しつつあるが、国立大学全体の評価あるいは外部評価も含めた評価が必要と考え、これについては特別委員会を設置して検討していくこととした。また、教養教育に関し、平成3年に大学設置基準が大綱化されて以来、確立した理念なしに教養部の解体・改組が進んでいる状況を憂慮する声があって、リベラル・アーツの役割について同じく特別委員会を設置して検討していくことを決めた。

国立大学はさまざまな問題を抱え、また、いろいろな論点を提起されているが、大学審議会

が頻度高く開かれるのに対し、国大協では、理事会にしても各委員会にしても開催回数は少なく、これでは対応しがたいので、国大協のあり方についても後刻ご意見を伺いたい。

本日は、各委員会からの審議状況についてご報告いただくとともに、いくつかの案件についてご審議をお願いしたい。なお、大学入試センター試験等についてご説明願うため、後刻、廣重所長にもご出席いただくので、ご了承いただきたい。

(1) 会議資料の確認

事務局から、今回総会の配付資料について説明があった。

(2) 日程について

会長から、今総会の日程については、「資料3」のとおり執り行いたい旨諮られ、了承された。

I 報告事項

1. 学長等の交代について

会長から、前回総会以後に交代された学長について、次のとおり紹介があった。

(大学名)	(前 任)	(後 任)
室 蘭 工 業 大 学	松岡 健一 (学長事務取扱)	田頭 博昭
筑 波 大 学	江崎玲於奈	北原 保雄
群 馬 大 学	石川 英一	赤岩 英夫
埼 玉 大 学	堀川 清司	兵藤 剣
東 京 商 船 大 学	久々宮 久	杉崎 昭生

新潟大学	武藤 輝一	荒川 正昭
山梨医科大学	鈴木 宏	吉田 洋二
富山医科薬科大学	佐々木 博	高久 晃
名古屋大学	加藤 延夫	松尾 稔
三重大学	武村 泰男	矢谷 隆一
北陸先端科学技術 大学院大学	慶伊 富長	示村悦二郎
京都大学	井村 裕夫	長尾 真
京都工芸繊維大学	丸山 和博	木村 光佑
神戸商船大学	井上篤次郎	原 潔
鳴門教育大学	野池 潤家	溝上 泰
高知医科大学	喜多村 勇	池田 久男
大分医科大学	高木良三郎	中山 巖

2. 副会長について

会長から、昨年12月以降欠員となっていた副会長について、3月19日開催の理事会において、阿部東北大学長が選任され、同日付で就任した旨報告があった。

3. 委員長の交代について

会長から、前回総会以後交代になった委員長について、次のとおり紹介があった。

(委員会)	(旧委員長)	(新委員長)
第1常置委員会	阿部 博之 (東北大学長)	長尾 真 (京都大学長)
第2常置委員会	加藤 延夫 (名古屋大学長)	杉岡 洋一 (九州大学長)
第3常置委員会	久々宮 久 (東京商船大学長)	佐藤 保 (お茶の水女子大学長)
第5常置委員会	江崎玲於奈 (筑波大学長)	中嶋 嶺雄 (東京外国語大学長)
第6常置委員会	武藤 輝一 (新潟大学長)	鈴木 章夫 (東京医科歯科大学長)

4. 特別委員会の設置について

会長から、特別委員会の設置について次のように報告があった。

3月31日で設置期間が満了する「教員養成特別委員会」並びに「医学教育特別委員会」から、それぞれ委員会の継続設置の申請があり、3月19日開催の理事会において、いずれも承認された。なお、教員養成特別委員会委員長には、5月14日開催の同委員会において、大下大阪教育大学長が、医学教育特別委員会委員長には、5月6日開催の同委員会において、鈴木東京医科歯科大学長がそれぞれ選任された。

また、3月19日開催の理事会において、「大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会」並びに「大学評価に関する特別委員会」の2つの特別委員会を設置することが認められ、6月5日開催の理事会において、「資料6」のとおり、委員等が承認された。

大学評価は、大学のランキングを目指すものではなく、個々の大学の長所をより伸ばし、欠点を是正することを主目的とするものである。国大協として、個々の大学を評価するという事になると、予算も人手もかかり、そう簡単ではないが、少なくとも国大協として個々の大学の評価を行うということを鮮明しておくことが必要と思う。イギリスや米国における評価の事例もあるし、わが国にもこの方面の研究者がいるので、まずは評価のあり方をめぐる調査研究ということになろうかと思う。

それから、教養教育については、この問題が重要かつ急を要するというのもあって、従来これを担当する第3常置委員会の委員長のご了解を得て、特別委員会を設置したものである。

5. 小委員会の設置について

会長から、5月15日開催の常務理事会において、「資料7」のとおり、第2常置委員会「大学入試情報開示に関する検討小委員会」並びに第

6 常置委員会「学生納付金等検討小委員会」を設置することが承認された旨報告があった。

6. 会務報告

会長から、前回総会以後の主な事項については、「資料8」にその概要が記されているが、ここでは簡単にその要点をご報告することとした。なお、国大協の事業報告については、「資料9」（「第102回総会国立大学協会事業報告」）を、また、国大協宛の要望書については、「資料10」（「国大協宛要望書一覧」）をご参照願いたい旨述べられ、以下の事項について報告があった。

(1) 「国立大学の学生納付金について」の要望について

12月1日、蓮實副会長、武藤第6常置委員会委員長、伊藤事務局長が大蔵省並びに文部省に赴き、「国立大学の学生納付金に関する要望書」を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。（会報第159号）

(2) 教育改革フォーラムについて

11月22日、福岡、12月6日、札幌において、「教育改革フォーラム（経済社会と教育）」が開催され、文部省大臣官房政策課からの依頼により、福岡では杉岡九州大学長が、札幌では丹保北海道大学長が出席し、意見交換を行った。

(3) 文部省と国大協との懇談会について

12月11日、文部省と国大協との懇談会が開催され、国大協から井村会長、阿部副会長、阿部第1常置委員会委員長、梶井第4常置委員会委員長、丸山千葉大学長、鈴木東京医科歯科大学長並びに特別会計制度協議会の中西、小川、黒川、伊藤の各専門委員、文部省から佐藤事務次官、小野官房長、佐々木高等教育局長、雨宮学術国際局長ほか関係官が出席し、文部省から平

成10年度予算編成の概要並びに学生納付金の改定の動向について説明を受けた後、意見交換を行った。

(4) 全国高等学校長協会との懇談について

12月24日、国立大学協会と全国高等学校長協会との懇談会が開催され、国大協から加藤第2常置委員会委員長、入試将来ビジョン検討小委員会の市川、山極、松井、荒井、岩坪、山村の各委員、全国高等学校長協会から和田会長、久野大学入試対策委員長他8名の関係者が出席し、大学入試にかかわる諸問題について懇談した。

(5) 教育課程審議会への意見提出について

文部省初等中等教育局から、『教育課程審議会「教育課程の基準の改善の基本方向について」（中間まとめ）』について意見を求められ、木下教員養成特別委員会委員長に作成を依頼し、2月3日、意見を提出した。（会報第160号）

(6) 全国交通安全運動の協賛団体の推薦について

文部省高等教育局学生課から、平成10年度秋の全国交通安全運動から新たに国大協についても協賛団体として推薦したい旨の要請があり、3月13日開催の常務理事会で了承を得たので、承諾した。

(7) 「国立大学の施設等の整備に関する緊急の訴え」について

3月31日、阿部会長、蓮實副会長、阿部副会長、鈴木第6常置委員会委員長、伊藤事務局長が文部省に赴き、町村文部大臣と面談し、国立大学の施設等の整備に関する緊急の訴えを行い、要望書を提出した。

4月8日、蓮實副会長、鈴木第6常置委員会委員長、伊藤事務局長が加藤自民党幹事長並びに山崎自民党政調会長と面談し、国立大学の施

設等の整備に関する緊急の訴えを行い、要望書を提出した。

4月9日、森山自民党文教制度調査会長、木宮自民党文教部会長に要望書を提出した。

4月14日、阿部会長、鈴木第6常置委員会委員長、伊藤事務局長が大蔵省に赴き、佐々木主計官と面談し、国立大学の施設等の整備に関する緊急の訴えを行い、要望書を提出した。

4月23日、阿部副会長が三塚前大蔵大臣と面談し、国立大学の施設等の整備に関する訴えを行い、要望書を提出した。

4月28日、阿部会長、蓮實副会長が森自民党総務会長と面談し、要望に対するご尽力に対し謝意を述べた。(会報第160号)

(8) ドイツ大学総長会議副会長との懇談

3月25日、ヴァイス・コルネリアス ドイツ大学総長会議副会長(前ライプチヒ大学総長)が阿部会長を訪れ、日本の大学連合の活動、とりわけ国立大学の国際交流活動につき懇談した。(資料27)

(9) フランス国立大学長会議議長団との懇談

ジャンーイブ・メランドル学長(ルイ・バストゥール大学)、アンドレ・シガノス学長(スタンダール大学)が、4月21日、阿部会長、4月22日、中嶋第5常置委員会委員長と、日本の教育制度並びに両国の学生交流推進について懇談した。(資料27)

(10) 要望書の提出について

1) 「研究交流促進法の一部を改正する法律案」及び「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案」の制定に関する要望を第7常置委員会に依頼し、4月6日、文部大臣あて提出した。(会報160号)

2) 「国立大学の教員等に対する国家公務

員倫理法の適用について」の要望書を、6月15日、文部大臣あて提出した。(資料30)

(11) 中央教育審議会への意見提出について

文部省大臣官房政策課から、中央教育審議会「新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機―(中間報告)について意見を求められ、蓮實、阿部両副会長に意見作成を依頼し、5月20日、意見を提出した。(資料11)

(12) 特別会計制度協議会について

5月13日、文部省において特別会計制度協議会が開催され、阿部会長、蓮實副会長、阿部副会長、梶井第4常置委員会委員長、鈴木第6常置委員会委員長、丸山千葉大学長等が出席し、平成11年度国立学校特別会計予算の取扱い等につき協議した。

(13) 大学審議会への意見提出について

5月28日、長尾第1常置委員会委員長が文部省に赴き、「大学の組織運営システムの改革について」第1常置委員会としての意見を大学審議会に提出した。(資料13)

(14) 全国大学高専教職員組合(全大教)との面談

全大教からの申し入れにより、6月10日、梶井第4常置委員会委員長が全大教の三宅副委員長ほか4名と会い、教職員の待遇問題について面談した。

7. 各委員会委員長報告

各委員会からの報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

各委員会の審議状況の要旨を「資料12」として配付してあるので、ご参照いただきたい。なお、協議題となっている事項については、後刻、協議のところで説明をお願いすることとした

い。

ついで、前回総会以後の各委員会の審議状況について各委員長から概ね次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会(長尾委員長)

昨年11月総会において、「大学の組織運営のあり方」についての審議が本委員会に付託された。その背景は「資料12」の1頁に記したとおりである。委員会を、昨年12月11日、今年2月6日、4月15日、5月21日の4回開催し、文部省から随時、大学審議会組織運営部会の審議状況の説明を聞きながら、大学の組織運営の改善について検討を行った。この間委員長が交代し、新委員長のもとで本委員会委員にアンケートを行い、その結果を意見書(「大学の組織運営システムの改革についての意見」として取りまとめ、5月21日付で大学審議会会長宛提出した。それが「資料13」である。

その要点は、同資料の1頁の前書に記されているとおり、組織運営の改革については、「すべての面で画一的な制度とするような形ではなく、特に学問の自由とそれぞれの大学のもつ伝統を尊重しながら、各大学がそれぞれの規模や特徴を踏まえて創意工夫を凝らし、多様な取組みを行いうるような改革提言を行っていただきたい」ということであり、学長の権限・責任等、評議会(全学)と教授会(学部)の分担関係、執行機関と審議機関の機能分担、教員人事に関する意思決定のあり方、審議機関の運営(多数決もやむを得ないであろう)、大学運営協議会(仮称)(顧問会議的なものにしてほしい)、大学の自主性・自律性の拡大等についてまとめたものである。

(2) 第2常置委員会(杉岡委員長)

去る2月2日及び5月12日に本委員会を開催し、主として次の事項について審議した。

1) 委員長の交代について

3月末日、学長の任期満了をもって退任される加藤委員長の後任について互選を行い、杉岡九州大学長を選出した。

2) 文部省からの報告

林留学生課長から、留学生の入学選考の改善に向けて、「日本留学のための新たな試験調査研究協力者会議」を設置し、留学選考のための新試験の調査研究を行うとの説明があった。後日、同会議の委員として本委員会からの参加を求められ、杉岡委員長が就任した。

3) 大学入試センターからの報告

廣重所長及び石井事業部長から、平成10年度大学入試センター試験の実施結果の概要、及び得点調整の結果、並びに平成11年度実施要項(案)等について報告があった。

4) 全国高等学校長協会との懇談会について
会長からの会務報告にあったので、報告を省略する。

5) 国立大学の平成12年度の入学者選抜の基本方針について

国立大学の第2次試験については、平成9年度から「分離分割方式」に統一されたところであるので、平成12年度も引き続き「分離分割方式」により行うことを委員会として決定した。これについて特にご異議がなければ、委員会として入学者選抜についての平成12年度実施要領・実施細目案を作成し、各大学にこれの意見照会を行うことにしたい。

6) 「平成11年度国立大学入学者選抜における留意事項」について

例年作成している「入学者選抜における留意

事項」の平成11年度版を作成し、各大学長宛送付した。平成10年度との主な変更点は、大学が指定したセンター試験未受験者、いわゆる無資格者が受験することがないようにチェックを厳密にするよう明記したこと、旧教育課程履修者に対する経過措置の削除、公立大学の「連続方式」の廃止に伴う表記の整理などである。

7) 平成11年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて

「実施要領、実施細目」に定められた実施日程に対し例外的な措置を講じようとする場合は、予め第2常置委員会に協議することになっているが、これに基づき協議があった東京大学及び東京芸術大学の2件の協議につき、それぞれ特例として了承した。

なお、その後鹿屋体育大学から、同大学の全課程の第2次試験について「前期日程のみ」で実施したいとの協議があったので、近く審議することにしている。

8) 報告書「大学入学者選抜の改善に向けて」について

入試将来ビジョン検討小委員会において2年間にわたり入試改善について検討し、この結果を今年3月、報告書(「大学入学者選抜の改善に向けて」)に取りまとめ、各国立大学、高等学校関係者等に配付した。

9) 「情報公開法」と大学入試の関わりについて

第7常置委員会丸山委員長からの検討依頼により、「情報公開法」と大学入試の関わりについて検討を行い、それをもとに「大学入試情報開示の問題点・留意点について」をまとめた。その後、「情報公開法」が国会に上程され、大学入試に関わる情報の開示について、早急に国立大学共通のガイドラインが求められたため、本委

員会の下に「大学入試情報開示に関する検討小委員会」を設置し、11月を目標にガイドライン作成に向け検討を始めることとした。

10) 朝鮮高級学校卒業生の国立大学への入学資格について

この問題については、過去に、本委員会でも審議し理事会で協議した結果、国立大学の入学資格については、法令上設置者である文部省によって定められており、朝鮮高級学校卒業生の国立大学への入学資格を認めるには法改正を必要とするため、国大協としては議論しないこととした経緯がある。しかし、その後も関係者から要望があり、2月2日開催の委員会での問題を取り上げ、文部省栗山大学入試室長に改めて文部省の見解を質した。文部省の見解は、朝鮮高級学校は各種学校であるのでその卒業生に大学入学資格は認められない、また、大学入学資格に係る学校教育法施行規則第69条第6号の規定は、各国立大学に自由裁量を認めたものではないということであり、従来と変わっていない。

(3) 第3常置委員会(佐藤委員長)

去る4月17日(金)に本委員会を開催した。

1) 平成9年度大学等卒業予定者の就職内定状況について

5月12日に発表された4月1日現在の就職状況調査によれば、状況は厳しく、昨年度より悪化している。

2) 平成10年度の就職・採用活動について

これまでの就職協定に代えて大学側は「申合せ」を、企業側は「倫理憲章」を、それぞれ定めて就職・採用を行うようになって2年目となった。10年度の大学側「申合せ」の内容で昨年と変わった主な点は、①「求人依頼文書の発送は5月1日以降を目途に行う」及び「求人票の受

理は6月1日以降を原則とし、随時行う。」としていた点を削除し、各大学等の自主的判断によって行う、とした点。②「企業研究会、説明会の実施及び企業が実施する説明会等のための大学等の会場提供は7月1日以降とする。」としていた点を削除し、基本的には学校教育の重要な時期である卒業学年当初及びそれ以前は会場提供を行わないとしたこと。③「正式内定に至るまでの間において、複数の事実上の内定の状態が継続しないよう、学生を指導する。」ことが付加されたこと、の3点である。

3) インターンシップについて

インターンシップについて、文部省のインターンシップ推進のための産学懇談会がまとめた「中間まとめ」をもとに、委員が所属する大学の実情と問題点を報告いただき、意見交換した。その意見交換の様相については会報第160号の本委員会の議事要録に記載されているので、ご参照いただきたい。

4) 作業委員会の設置について

就職問題、育英奨学、学部教育等の本委員会所管の問題について、緊急に意見が求められる場合がありますので、委員長のほか、委員・専門委員6名で構成する作業委員会を設置することとした。このほか、今後の審議課題について意見交換した。

なお、労働省の依頼により、このほど策定された「改正男女雇用機会均等法に基づく男女均等取扱いに関する指針」についての資料（「資料14」）を配付してある。各大学とも、男女雇用機会均等法の精神を十分汲みとって大学運営にあたっていただくことを要望したい。

(4) 第4常置委員会（梶井委員長）

前回総会以降、本委員会を1回、5月27日(水)

に開催した。

1) 教室系技術職員の位置づけと処遇改善について

前回総会において、文部省の「技術職員処遇改善検討会」がまとめた最終報告についてご説明し、技術職員の位置づけ、役割を明らかにし、客観的職務評価に基づく処遇の改善を図り、技術の高度性、専門性に応じた新たな技術専門職制度を創設する方針についてご了承いただいた。その後、文部省において、この方針に基づいて「国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校」の技術専門官及び技術専門職員に関する訓令」が定められ、平成10年4月1日から適用されることになった。そこで、作業委員会において、各大学が技術専門官及び技術専門職員を選考するについて必要な選考基準及び学内規程のモデルを作成し、各大学の参考に供した。既に各大学に「技術専門官」及び「技術専門職員」の定数の配分があったが、この制度の制定で、これまで暫定的に措置されてきた行政職（一）7級について標準化が認められ、また6級職の定数枠が大幅に拡大された。

これによって、国大協が昭和48年に教室系技術職員の待遇改善問題を提起し、昭和60年度から専門行政職俸給表の適用を要望して以来の懸案が一段落したものと考えている。今後なお、処遇の問題について審議していくが、当面、各大学の実情に則した組織化の推進と研修制度の確立を目指すことにしたい。

2) 国立大学教官等の待遇改善に関する要望及び人事院勧告の取扱いに関する要望の問題について

これについては、後刻説明し、ご協議いただきたい。

3) 今後の審議の進め方について

本委員会の審議課題について協議し、本委員会に要望が提出されていることもあるので、夜間主コース担当教官に関する問題のほか、教務職員の待遇問題などについて、作業委員会で検討していくこととした。

(5) 第5常置委員会（中嶋委員長）

1) UMAP 先行国際事務局の開設と当面の作業について

UMAP（アジア太平洋大学交流機構）の先行国際事務局を日本に設置するとの国際的合意に基づいて、「UMAP 国際事務局検討会」（国大協、公大協、私大団連及び文部省の四者で構成）のもと、その準備にあたり、今年4月から東京大学教養学部アメリカ研究資料センター内に同事務局が開設されるに至った。去る4月10日には、学士会館において事務局開設披露パーティが催され、関係者が多数出席した。

また、これに先立ち「検討会」の審議を経てまとめられた「UMAP 先行国際事務局の設置運営についての申し合わせ」（「資料19」）が3月19日開催の理事会で了承された。そして、この「申し合わせ」に基づく第1回「運営委員会」が4月10日開催された。同運営委員会において、運営委員（12名）、専門委員（5名）、事務総長、事務次長、及び監事（2名）が選任された。国大協から、運営委員長として中嶋東京外国語大学長、運営委員に桂琉球大学長及び伊藤国大協事務局長、専門委員に二宮広島大学教授、水岡一橋大学教授、監事に澄川東京芸術大学長が就任した。また、事務総長には、諸般の事情から、中嶋東京外国語大学長が、事務次長には猪口東京大学教授が就任した。

なお、事務局の設置に伴い、職員1名を公募し、6月1日付で採用した。

来る8月24日～27日にタイのバンコクで第6回 UMAP 総会が開催されるが、今後、事務局でその準備を進めることにしている。

なお、UMAP の単位互換制度（UCTS）のための第1回運営委員会が4月3日にキャンペラで開催され（二宮、水岡の両教授が出席）、第2回運営委員会が6月13日に東京で開催された。

2) 短期交換留学事業の拡充について

AAC&U 側から短期交換留学事業の拡充に関する提案があり、4月中旬～下旬にかけて、J・ジョンストン氏、及びJ・スボルディング女史の両氏が来日し、北海道大学、東北大学、京都大学、横浜国立大学を視察するとともに、4月22日に中嶋委員長を訪問した。

3) フランス国立大学長会議との交流計画について

フランス国立大学学長会議議長団のA・シガノス（スタンダール大学長）、J・メランドール（ルイ・パスツール大学長）らが4月21日に阿部会長を、22日に中嶋委員長をそれぞれ訪問し、日仏間の学生交流と日仏高等教育シンポジウムの開催を提案された。これを受けて11月5日、6日に東京でシンポジウムが開催されることになった。

4) ドイツ大学総長会議との交流計画について

ドイツ大学総長会議のC・ヴァイス副会長らが3月25日に阿部会長を訪問し、単位互選や学位認定など両国大学間の交流を提案された。ご了承が得られれば、今後第5常置委員会で検討していくことにしたい。

5) 日本留学のための統一試験の改善について

文部省留学生課長から、日本留学のための統一試験の改善について検討するため近く日本国

際教育協会に設置される予定の「日本留学のための新たな試験調査研究協力者会議」の委員として、第2常置委員会及び第5常置委員会にそれぞれ1名の推薦方の依頼があり、第5常置委員会は中嶋委員長を推薦した。

(6) 第6常置委員会（鈴木委員長）

前回総会以降、昨年12月16日及び本年4月28日に本委員会を開催した。

- 武藤委員長の学長任期満了（平成10年1月31日付）に伴う後任について互選を行い、鈴木東京医科歯科大学長を選出した。
- 文部省清水大学課長から、①平成10年度特別会計予算、及び補正予算案等について説明があった。文部省の補正予算は4,200億円、うち国立学校関係は、3,300億円である。
- 予算の弾力化に関わり、科研費の弾力的執行の可能性について、また、学長のリーダーシップについて、予算執行面から討議した。たとえば、学長裁量経費は（項）国立学校として配分され、一方、研究所長には研究所長経費が、附属病院長には病院長経費がそれぞれ配分されているが、これは予算の配分の仕方として学長のリーダーシップということとは相容れない方向であり、学長を通して配分するようにしてはどうかといった意見があった。
- 文部省山中中学生課長から、国立大学の授業料について、財政当局からは平成11年度入学者の授業料について増額改訂とともに、学部別授業料、あるいは在学生をも対象とするスライド制の導入を検討したいとの意向が示された旨説明があった。これについて意見交換したが、値上げが避けられないとしても、学部別授業料は絶対反対す

べきというのが大勢の意見であった。その後、文部省と財政当局との折衝の結果、平成11年度入学者について前年度比9,600円引上げて年額478,800（昼間部）に決定し、また、平成11年度以降、スライド制を導入し、授業料改定が行われた場合、在学生にも適用することになった。

(7) 第7常置委員会（丸山委員長）

- 1) 「国立大学の教官等に対する国家公務員倫理法の適用について」に関する要望について

本通常国会に上程された「国家公務員倫理法案」は継続審議となったが、おそらく、7月以降の臨時国会では成立するものと思われる。法案が成立し、これが国立大学教員に一般行政職職員と同様に適用されると、産学共同研究の推進を停滞させる恐れがある、管理職（学科長以上）が講演や執筆により報酬を受けるときには、ある額以上は報告又は公開の義務を課せられると、啓蒙活動等に抑止的に作用する恐れがあるので、国家公務員倫理法に基づく政令及び文部省訓令を制定するにあたっては、その職務及び責任の特殊性を特に考慮してほしい旨文部大臣あて要望した。

- 2) 情報公開法問題について

「情報公開法案」は本通常国会で継続審議となったが、いずれ成立することは必至であり、そうなれば、国立大学もその有する行政文書について、プライバシーに係る事項を除いて原則として公開する義務を負う。そこで、ガイドラインづくりに向けて、静岡大学、東京医科歯科大学、千葉大学に依頼し、大学内の行政文書について何を開示とし何を不開示とするか、それぞれ試案を作成していただいた。それが「資料

21」にある。各大学でもこれを参考に検討を開始していただきたい。情報公開法の施行は法案成立後2年を予定されているので、それ以前に国立大学に共通した不開示情報のガイドラインを作成する必要がある、各大学での検討結果を10月頃を目途にお寄せいただき、それを集約したうえでガイドラインを作成したい。なお、入試問題については第2常置委員会、病院関係については国立大学附属病院長会議にそれぞれガイドラインの作成をお願いしてある。

3) 複写権問題について

予て、日本複写権センター（複写に関する著作権処理を一括して行う機関）から国立大学に対し、複写に伴う複写利用許諾契約を結ぶよう求められていた。本委員会では、東京大学及び山梨医科大学両大学の事務局における複写利用の実態調査をも踏まえて複写権の問題について種々の観点から慎重に検討してきた。その結果、当面、大学事務部での文献複写については、著作権法第42条の適用を受けない複写について明年度から日本複写権センターと複写利用許諾契約を締結するのが妥当との結論に達した。なお、この場合、契約は、事務職員数を基準とした包括許諾簡易方式（大学中央事務職員数×20枚×2円）によるのが適当と考える。（「資料20」）

(8) 医学教育特別委員会（鈴木委員長）

本委員会は、3月開催の理事会において継続設置が承認され、その第1回の委員会を去る5月6日開催した。

初めに、委員長を互選し鈴木東京医科歯科大学長を選出した。

協議事項の第一は、医師・歯科医師の需給についてである。厚生省の「医師・歯科医師の需給に関する検討会」の報告では、今後医師が毎

年5,000人ずつ増え続けるとすると、2020年には約6,000人、2025年には約14,000人過剰となり、歯科医師はこれをさらに上回るペースで過剰になることが予測されている。そして、医師・歯科医師数を調整する場合、与党保健制度検討委員会や財政構造改革の閣議決定にあるように、「入口（入学定員）、出口（卒業、国家試験、保険医、定年制）を考慮すること」が掲げられている。委員会の議論では、医師国家試験や定年制の導入による調整には問題がある、入学定員のところで調整せざるを得ないのではないかと、削減するとしても基本的スタンスは、21世紀に向けて我が国の医学・歯学のレベルが世界的水準を維持することを前提にされなければならない、削減する場合には、地域差、大学の機能別の差異、国公立大学それぞれの応分の負担等を考慮すべきである、といった意見が強く、引き続き検討していくこととした。

協議事項の第二は、4年制メディカルスクールの問題である。これについては、文部省の「21世紀の医学・医療懇談会」第一次報告において取り上げられているところであるが、今回大学審議会において、医学部、歯学部について現行の6年制を変更し、4年制のカレッジを経て4年制の医学部、歯学部に入る制度が検討されている。本委員会としては、現在学士入学制度が導入されたばかりであり、今しばらくこの普及の推移を見守るべきではないかという意見が強かった。

(9) 教員養成特別委員会（木下委員長）

本委員会は3月の理事会において継続設置が承認され、その第1回の委員会を去る5月14日開催した。

初めに、委員長の選出を行い、木下大阪教育

大学長を選出したのち、本委員会の審議課題をめぐってフリートーキングを行った。その主な事項は、○国立大学教員養成課程入学定員5,000人削減の背景及びプリンシプルの問題点（行財政改革の一環として、平成10年度から12年度までの3年間で5,000人削減することが決定され、全国の教員養成系大学・学部の改革・再編が動き出している。平成10年度概算要求において、相当数の教員養成系学部が定員の他学部への振替、新課程への移行のほか、純減も含めてリストラを行っている。改革・再編の問題は、21世紀へ向けての教育改革との関わりにおいて考えられるべきである）、○教育改革（新教育課程、教員養成カリキュラム等）に向けての財政措置の問題、○新免許状による教員養成教育と教養教育の充実とのジレンマ、○教員養成系大学・学部における大学院の拡充問題、○教員の新「採用」をめぐる問題状況（少子化、教員層の高齢化、年金支給年齢の変更に伴う公務員の再雇用、地方財政の逼迫化等）、○高等教育機関としての大学の教育問題への対応の在り方、○「心」の教育の充実と一学級定数切り下げ等教員配置の改善について、○日本の子どもの問題や教育の現場からの教員養成大学・学部の在り方を考える視点の必要性、○現職教員の大学院研修派遣の条件保障と問題点、等であり、委員会の取組みとしては、これらの論議等を踏まえ、専門委員を中心にして2年間の課題を確定することにした。

また、教員養成制度特別委員会が過去20数年間にわたり調査研究を行い取りまとめた数々の報告書を復刻刊行することとし、6月5日開催の理事会に諮り、承認を得た。

(10) 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会（阿部委員長）

本委員会は、一昨年（平成10年）の末頃から行政改革、財政改革のうねりが押し寄せ、国立大学の民営化が行政改革委員会で議論され、行政改革会議でも検討対象とされそうなたため、これに対応して昨年3月設置され種々検討を行ってきた。民営化問題については昨年6月に報告書をまとめ、そのあと行政改革会議で浮上してきた独立行政法人化について検討することになっていたが、行政改革会議の最終報告で、国立大学の独立行政法人化については、改革方策の選択肢の一つという位置づけにとどめられたため、その後、この問題の検討は止まっている。しかし、独立行政法人化問題はいずれ再浮上してくる可能性が強く、最後に開いた委員会でこの問題の今後のあり方について議論した際、今後、国大協として個々の大学評価を行うべきだということ意見の一致をみた。そして、さきほど報告したとおり、新たに特別委員会を設置して大学評価のあり方について検討していくことになったので、本委員会としてはその使命をそちらに譲り、来年3月をもって解散することになっている。

8. 大学入試センターからの報告

大学入試センターの廣重所長から、大学入試センター試験に関し次のような報告があった。

平成10年度大学入試センター試験は、去る1月17日（土）及び18日（日）の両日、約592,000人の志願者について全国公立大学並びに180の私立大学で実施した。降雪の影響により一部の試験場で試験開始時間を遅らせる措置を講じたが、全体として無事終了することができた。しかし、既にご承知のとおり、約50万人分の答案の採点を行った段階で、得点調整の対象科目で

ある「地理歴史」の中の「地理B」と「日本史B」との間に約21点の平均差が生じた。これを検討の結果、試験問題の難易差によるものと認められたので、既に公表している得点調整方法に基づいて「日本史B」並びに、平均点差が「地理B」と「日本史B」の間にある「世界史B」について、それぞれ得点調整を行った。その他の試験問題については新聞等の論評にあったように、全般的には適切な出題であったとの評価を得ている。得点調整については種々議論のあるところであるので、これを行う必要のない適切な作題について関係者のご協力を得ながら努力して参る所存である。

次に、大学入試センターでは、大学入試センター試験問題作成のために各大学から教科専門委員を派遣いただいているが、教科専門委員は、その氏名を秘したまま年間30日以上問題作成のため出張を余儀なくされ、物心両面で負担をおかけしている。このため、センターとしてこれら委員の処遇改善に努力しているが、各大学におかれても、委員の仕事を教育研究業績として評価し、また学内の委員会等の任務の負担を軽減していただくなど、委員が所属大学において正当な評価のもとに任務に当れるようご配慮賜りたい。

大学入試における大学入試センター試験のあり方については、アドミッション・オフィスの導入と並んで、大学審議会大学入試に関する専門委員会で審議が進行しているが、高校教育が多様化する中で、大学入学者の基礎学力を維持する上で大学入試センター試験の果たす役割は今後一層重要になると認識している。センターとしては試験問題づくりがマンネリに墮することなく改善に努力して参りたい。

引続き、法月事業部長から、配付資料にもと

づき次の事項について説明があった。

- 平成10年度大学入試センター試験実施結果の概要
- 平成11年度大学入学者選抜実施要項
- 平成11年度大学入試センター試験実施要項
- 平成11年度大学入試センター試験「受験内容」の主な改正事項
- 大学入試センター試験を新たに利用する大学について（概要）
- 平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会開催日程
- 平成12年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱について
- 平成12年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験出題教科・科目の出題方法等について

9. 各地区学長会議の状況報告

会長から、前回総会以後、今総会までの間に開催された地区学長会議若しくは懇談会の状況を各当番大学から報告いただきたい旨述べられ、各当番大学から概要次のような報告があった。

(1) 北海道地区（山田小樽商科大学長）

5月28日開催した。北海道内大学間の連携推進について、①北海道庁、北海道の経済界等の協力を得て民間が主体になって設置する「産学官融合センター（仮称）」に各大学がどう関わっていくかについて協議し、当面は、国立高専を含む諸大学間で共有するデータベースの作成、技術開発などの推進を図り、コンソーシアム的な組織をつくるということで合意を得た。②将

来をにらんで、道内の高等教育機関がどうあるべきかということで、国公立大学を含めた形で大学関係の諸問題について情報交換の場を設けることについて協議した。また、教員の任期制についての取り組み状況、学長のリーダーシップと学内意思決定システムの現状と課題について、それぞれの大学の状況を伺い意見交換した。

(2) 東北地区（阿部東北大学長）

去る5月27日開催した。大学の管理運営のあり方について、大学審議会の動向及び各大学における取り組み状況を中心に意見交換を行った。また、国立大学が有する貴重な学術標本を広く公開するためユニバーシティ・ミュージアム設置に係る予算の増と設置大学数の増を実現すべく、国大協でも取り組むよう要望することとした。そのほか、未登録核燃料物質に関わる対応について意見交換した。

(3) 近畿地区（長尾京都大学長）

5月18日開催した。国立大学の当面する諸課題について、①大学の組織運営のあり方について、②情報公開法への対応について、③国家公務員倫理法案について、種々意見交換した。特に結論をまとめたわけでも、何かを決めたわけでもない。

(4) 九州地区（田中鹿児島大学長）

5月11日開催した。教養教育について、各大学から実施状況あるいは問題点について報告いただき、協議を行った。各大学はそれぞれ教養教育の改革を実施して一定の成果をあげているが、さまざまな課題があることが判った。課題の内容は多岐にわたるが、たとえば、教養教育

に対する全学的合意が未だに不十分なこと、あるいは、教養教育の質的量的充実向上への教官意識が不十分なこと、さらには、非常勤講師への依存度が高いこと、教室の整備が遅れていること、などが問題点として挙げられ、特に、教養教育の予算の問題、自己点検・評価の問題、担当教官の人事の問題、放送大学の利用の問題などについて活発な意見が交わされた。

II 協 議

1. 平成9年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局長から、「平成9年度国立大学協会歳入歳出決算」（「資料23」）に基づき説明があったのち、引続き監事の兵藤埼玉大学長から、監査の結果適正に処理されている旨報告があった。

ついで会長から、本決算については、去る6月5日開催の理事会で承認を得ているが、会則により本総会のご承認をお願いしたい旨述べられ、異議なく承認された。

2. 平成10年度国立大学協会歳入歳出予算について

事務局長から、「平成10年度国立大学協会歳入歳出予算（案）」（「資料24」）に基づき説明があったのち、会長から、本案については、去る3月19日開催の理事会で承認を得ているが、会則により本総会のご承認をお願いしたい旨述べられ、異議なく承認された。

3. 会則の一部改正について

会長から、「資料25」に基づき、会則の一部改正について次のとおり諮られた。

(1) 委員会委員長について

委員会委員長は、委員会において委員の互選により決することになっているが、新たに委員会が設置される場合には、その目的に沿って会長が委員長を指名し、委員会構成等を立案し委員会を発足させる場合もあるので、その点を明文化したものである。

(2) 常置委員会委員（教員）の在任期間について

昨年10月開催の理事会において、教員委員の再任の任期に上限を設けることが提案され、検討事項となっていたが、これについて3期6年を限度とする案を作成した。なお、現に在任する教員委員の在任期間は、平成9年11月1日から起算するものとした。

いずれも、6月5日開催の理事会でお認めいただいたが、本總會のご承認をいただきたい。

この会則の一部改正案について、審議の結果、異議なく承認された。

4. 監事の選任について

会長から次のとおり諮られた。

鈴木東京医科歯科大学長が第6常置委員会委員長に就任（2月1日付）したことにより、欠員となっている監事について、6月5日開催の理事会において、板垣横浜国立大学長にお願いすることになった。本件は總會承認事項のため、ここにお諮りする。

これについて異議なく、承認された。

5. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望について

梶井第4常置委員会委員長から次のように説明提案があった。

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書案を「資料26」のとおり作成した。前年提出の要

望書と変わったところは、関係大学から要望があったことを踏まえ、夜間主コース担当教官に対する特別手当の措置についての要望の部分を一部修正したほか、今年度から新たな技術専門職制度が措置されたことに伴い、若干記述変更を行ったことであり、それ以外は変わっていない。

また、人事院勧告の取扱いに関する要望に関わっては、新聞報道によると、人事院では、この8月の勧告で、昇給延伸年齢及び昇給停止年齢の引下げを盛り込むのではないかと伝えられており、そうなった場合は、これまで毎年行ってきた「完全実施」の要望とは異なる対応をしなければならないであろう。いずれにしても、今後の人事院勧告に対する対応については、会長及び第4常置委員会委員長にお任せいただきたい。

ついで会長から、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望」（案）について諮られた結果、異議なく承認された。

引続き会長から、人事院勧告の取扱いに関する要望については、梶井委員長から提案があったとおり、8月の勧告をみた上で対処したいので、会長と第4常置委員会委員長に取扱いを一任いただきたい旨述べられ、了承された。

6. 「ドイツ大学総長会議」並びに「フランス国立大学学長会議」からの申出に対する対応について

会長から次のように述べられた。

ドイツ大学総長会議の一行が来日した。その目的は、国大協の国際学術交流の活動状況の視察と、日本の各国立大学とドイツの各大学間の交流を深め、単位互換、学位認定などについて大枠を定めたいということである。交流の提案については、基本的に同意する旨先方に答えた

が、この提案を受け今後第5常置委員会で検討いただくことをご了承いただきたい。

また、フランス国立大学長会議の一行が来日し、同会議から、日（国公立大学）仏大学間の学生交流と、日仏高等教育シンポジウムの開催が提案された。シンポジウムの件については、文部省学術国際局国際学術課が担当し準備が進められつつあり、開催期日は本年11月6日、7日の両日が予定され、フランス側からは25大学が参加を表明していると聞く。これについても第5常置委員会が文部省と連絡をとりあって対応していただけるようお願いしたい。

7. 当面する諸問題について

(1) 国立大学の組織運営について

会長から次のように述べられた。

大学審議会の課題は「21世紀の大学像と今後の改革方策」であり、組織運営部会ではこのテーマに沿って議論が行われている。配付の「資料28」には、これまでの議論の論点等が記されている。組織運営の問題を議論するについて、21世紀の社会とはどういう社会かについての想定、予測などが必要ということで、はじめに21世紀の社会状況の展望と大学のあり方などについて議論された。そこでの議論は、「社会の知的分野の中核機関として、大学は教育研究を高度化し、新しい知識・技術や学問・文化を創造していくことが期待される」といった方向で議論され、そして、具体的には、①大学運営をより充実した機能的なものとするため、学内の意思決定の機能分担と連携協力の基本的な枠組みを明確化する、②社会の意見を聴取し、社会に対して責任を明らかにする仕組みを整備するという方向で改革を進めることが適当であり、その際、法改正を含め必要な措置を講じることが適

当である」という形で「中間まとめ」が行われるものと思われる。

先に、第1常置委員会から大学審議会に提出した意見の中で、「すべての面で画一的な制度とするような形ではなく、組織運営の改革については、特に学問の自由とそれぞれの大学のもつ伝統を尊重しながら、各大学がそれぞれの規模や特徴を踏まえて創意工夫を凝らし、多様な取り組みを行いうるような改革提言が行われることを要望する」としているのは適切な提言であったと思う。

それというのは、社会の側から国立大学に対する根強い批判があり、それに対し文部省は、国立大学を守っていくにはどうすべきかということを考える中で、その間の接点を探っている状況にあり、そういうことが背景にあって、国立大学の運営の合理化、効率化を求め、「法改正を含めて必要な措置を講じる」ということになってきていると思うからである。

現在、各大学の評議会は、実態としては最終的な議決機関として位置づけられている場合が多いと思うが、法令上不明確である。提案されている評議会と教授会の権限の問題は、おそらく法制化の対象になりうると思う。それから、審議機関について「多数決制」を導入するという提案については、意見が分かれるところと思うが、これを法制化の対象とするのであれば、個人的には大学の自治の観点から反対である。また、「大学運営のための企画立案や学内の意見の総合調整を円滑に行うため、学長補佐体制としての大学運営会議(仮称)(学長、副学長、事務局長、学長の指名する教職員)を設置する」ことが提案されていることについては、それが必要な大学はあるかもしれないが、個々の大学でみれば、実際は部局長会議が執行機関として

機能しているとすると、その外に部局長を外した構成員による新たな機関がつけられることは、執行機関が2つ存在することにならないか。そして、この場合、大学運営会議の方に重きが置かれることにならないかということである。このほか、提案されていることとしては、大学が大学の外部から有識者を集めて、大学の予算、自己評価など大学のアカウンタビリティに関わる事項について意見を聞く組織として「大学運営協議会」(仮称)を設けることが挙げられている。

以上、組織運営部会における主な論点等について個人的見解もまじえてかいつまんで申し上げたが、これらの問題についてご意見を伺いたい。

ついで、主として次のような意見交換が行われた。

- 大学運営会議が従来の部局長会議と並列的に設置されるのは問題だと思う。これを設けるのは大学運営の迅速化ということか。
- 提案されている大学運営会議は、学長を中心とする全学的な運営体制の整備の中で、補佐体制としてこのような組織が考えられるのではないかということだと思う。
- 「大学運営会議」という名称は部局長会議のほかにもう一つ執行機関ができるような印象を与えて好ましくない。この点、先に第1常置委員会から大学審議会会長あてに提出した意見の中で、「補佐機構を設ける場合の名称は、学長補佐体制であることを明示すべきである」と述べている。そうすることによって、執行機関である部局長会議に相談するための学長の提案、あるいは学長がそうしたことについて責任をもつという意味をはっきりさせてほしいということである。

また、もう一つの「大学運営協議会」(仮称)については、あくまでもアドバイスないしは顧問会議の性格の組織であるという位置づけにすべきであり、名称についてもそのような配慮をされたいという意見を出した。

- 「大学運営会議」が提案された背景としては、学部長というのは各学部の利害の代弁者であり、そのため学部長会議は学部の利害の調整ということが主になりがちであって、全学的課題についての企画・立案等々は学長一人では難しい。そこで、部局長会議に向けて学長が何か企画・立案する際に学長を補佐する機関が必要ということから、大学運営会議が設定されたのだと思われるが、これは学長秘書室のような役割を果たす面もあるように思われる。すべての大学がこういう体制を必要としているかどうか、最終的には個々の大学が判断して選択する形になることが望ましいと考える。

また、「大学運営協議会」(仮称)については、従来の参与会よりもさらに踏み込んで、大学運営に実質的に意見を述べるものとして位置づけられるべきだとされているように読める。

- 「評議会と教授会の機能分担の明確化」(「論点1」の②)というのは、教授会の審議事項を限定しようという意味合いがこめられているのかどうか。それについて第1常置委員会ではどういう議論をされたか。
- 「評議会と教授会の機能分担の明確化」というのは、具体的には、学部教授会の審議機能を教育研究ということにはほぼ限定するという意味内容だと思う。
- 第1常置委員会の議論では、教授会が扱う事項は何かかをある程度明確にする必要があ

るという意見は多かった。それが限定に繋がるといえるか微妙だが、一つの部局の固有の事項については教授会で、複数の部局にわたる問題については評議会で、そして一つの部局に固有の事項であっても、全学の方針が出た場合には、その範囲内で議論しやっていくのが適切ではないかというのが大方の意見であったので、そういうことを大学審議会への意見（「資料13」の2）に書いた。ただ、このところは委員会として完全に意見が一致したわけではないので、文章上明確さに欠けるきらいがある。

○ 教授会の審議事項については、法令的には、学校教育法第59条の「大学には、重要な事項を審議するため教授会を置かなければならない」という規定以外に特段規定はない。ここに現在の問題が集約されているといえる。組織運営部会では、たとえば、大学の移転といった場合、教育研究に直接関係ないかもしれないがまったく無関係ともいえない。そういう場合は教授会の審議対象になるはずだという意見と、あらゆる事項について教授会が審議の場になることについては大学運営の非効率化を招く可能性があるという見方とがあり、そういうことが背後にあって、教授会と評議会との関係ということが議論になっているのだと思う。

○ 「学外第三者による評価の義務化」について、組織運営部会での議論はどうか。

○ 部会での評価の議論では、一つは、自己点検・評価については各大学で実施していて、それなりの成果があがっているが、自己点検・評価にとどまらず、第三者評価、あるいは外部評価が必要ということでは殆どの委員の意見は一致している。その際に、教育評価

ということについても議論されたが、個々の教官の教育評価については、講義のやり方などの定性的な評価になりがちであり、その場合はまったく違う評価もあるるので、むしろ、教育評価については、学部とか学科単位での評価ということに限定すべきではないかという意見になりつつある。客観的評価システムのあり方としては、同僚評価（ピアレビュー）の観点からは、大学団体、大学基準協会、学協会などが考えられるが、最終的にどうなるかは分からない。しかし、教育評価について何らかの形で「中間まとめ」に盛り込まれる可能性は高い。

もう一点は、大学院重点化に伴って学部教育をどうするかという問題である。その際、教養教育ということと、これに関連して生涯学習ということが問題になろう。教養教育については、教養とは何かという基本的な観点が棚上げされたまま、設置基準の大綱化以降解体に向う状況にあって、非常に問題だと思われる。その点について基本構想部会では、大学院重点化が進んだ場合、学部教育は教養教育を軸にすべきである、将来は生涯を通じて大学へ出入りして勉強する体制が整うことが望ましい、という方向で議論されている。言いかえれば、かつて研究者養成ということで大学院が位置づけられてきたが、今はそれだけでなく専修コースなども設けて高度職業人の養成ということも大学院に求められているのであるから、当然、学部段階においても教養教育に重点を置くべき、ということである。しかし、問題なのは、教養教育とは何かとなると、従来の、教師が学生に与えるものとして位置づけられてきたのを、今後は、与えるというよりも学生とともに考え個々の

学生を主体として考えていくことが必要になってくるのだと思う。

- 第1常置委員会が5月21日付で大学審議会に提出した意見と同じことが、それ以前の日付の部会の「論点」に含まれていて、何か第1常置委員会の意見の方が後追いしているようにも見える。杞憂であればよいが、大学審議会に国大協の考えがどこまで反映できるか心配である。

国大協は、将来の21世紀を標榜する大学のあり方を論議し、その中で、今や各大学で大学改革構想の中心的担い手となっている若手の意見を取り入れるべきである。国大協にも大学審議会にも若手の意見があまり反映されていないのではないのか。

- 本来ならば、大学のあり方について根本的に議論したうえで、あるべき大学の管理運営の問題を議論すべきだったと思うが、第1常置委員会が4月中頃に議論をはじめた時点では、大学審議会の審議は遙かに進んでいて、審議会の「中間まとめ」が6月末にまとまるとの想定のもとに、第1常置委員会として緊急に審議会に向けてどういう意見を提出するかということであったため、手法がテクニカルになった感は否めない。
- 大学審議会が早いペースで審議が進められるのに対し、国大協は総会が年2回、各委員会は通常3～4回程度の開催にすぎない。今後、委員会の開催を増やし、場合によっては理事会、常務理事会の開催も増やすことも考えたい。勿論、これは課題の如何によってであり、すべての委員会をそうしようとするものではない。また、委員会に若手の意見を反映させるべく、専門委員に若手の教官を加えていただくことも検討いただければよいのでは

ないか。

- 第1常置委員会の意見の「教授会の審議事項の明確化について」のところで、「教授会で扱うべきことを法令上明確にすることは必要であるが」といいながら、つづいて「法令を変えることで一気に理論的な姿にもっていけるか、実行に当たっては政策の立場からの検討も必要」と述べているが、これはどちらに主点があると考えればよいのか。
- このところは、確かにどっちつかずの明快さに欠ける記述になっているが、その言わんとしていることは、仮にこうすべきだと決めたとしてもその運営がどうなされるかが大事であって、大学運営というのは慣行の積み上げによってなされてきているから、それを尊重していただくことが必要ではないかということにある。
- 部会資料の「論点2」（「資料28」の3）には、審議機関の運営について、「議長が議事を整理する」となっているが、この議長は評議会にあっては学長か、それとも学長以外か、どちらであろうか。
- そこにいう議長は、評議会であれば学長であり、教授会であれば学部長ということになるものと理解している。
- 評議会については、学校教育法にも何も明文化されてなく、いわば学長の諮問機関の性格であるのであろうが、大学によっては、最高意思決定機関のごとき扱いでやっている。場合によっては、明文化するよりも、今までのような形の方が融通無碍で却ってよいのではないか。
- 国立大学に対する社会の批判があり、独立行政法人化問題も依然としてくすぶっている状況の中で6月末に出る「中間まとめ」は重

要な意味をもつと思う。配付の「資料28」に収録されている組織運営部会の「論点」以後、「中間まとめ」に向けて新しい資料が作成されているので、それをもとに議論し、国大協の意見をより多く「中間まとめ」に反映するような方策を講じていただくことが建設的と思うが如何であろうか。

- 明日までにその資料をプリントし、明日はそれをもとに議論していただくことにしたい。
- 国大協の意見をもっていって、どこまで「中間まとめ」を変更できるか、難しい状況と思う。問題なのは、たとえば、法的整備をすることによって、プラスに作用する大学と、却って困る大学とが出てこないかということである。そういうことが考えられるので、第1常置委員会の意見にあるように、各大学が創意工夫を凝らし多様な取組みを行い得るような余地を残してもらえるかどうか、それが「中間まとめ」に入れていただけるかどうかキーだと思う。明日はそのへんを含めて議論い

ただきたい。

- 「大学運営協議会」（仮称）は、筑波大学に置かれている参与会よりは積極的なものとして構想されているということであるが、協議会の意見が拘束力をもつということであると、責任の所在はどうなるのか。また、文部省は協議会の意見は尊重してくれるのか。協議会が「論点4」に示されている私立大学の理事会との類比で書かれていると、その性格がもう少しはっきりするのではないか。
- 「大学運営協議会」と学校法人の理事会とはどういう関係なのかははっきりしないが、理事会の場合は、事実上予算権とか人事権をもっているのだから、その点で基本的に両者の位置づけは異なると思われる。ただ、提案されている協議会は、従来の参与会よりはより積極的に大学運営に関与しその意見を実質化する狙いがあると思う。

以上のような意見交換があって、第1日目の総会を閉じた。

第102回 総 会〔第2日目〕

日 時 平成10年6月17日（水） 10：00～12：00
場 所 学士会館（神田）210号室
出席者 各国立大学長

阿部会長主宰のもとに開会。

I 協 議

1. 当面する諸問題について

(1) 国立大学の組織運営について

初めに会長から次のように述べられた。

お手許に、大学審議会「21世紀の大学像と今

後の改革方策について」（中間まとめ骨子）（案）と、「組織運営部会における議論の整理・検討案」をお配りしてある。昨日の議論の大半は、「組織運営部会における議論の整理・検討案」に係るものであったと思う。昨日の議論の継続ということで、部会の議論の整理・検討案についてご意見をいただきたい。

以上のように述べられたのち、引続き会長か

ら、「組織運営部会における議論の整理・検討案」について論点をあげながら要点の説明があった。

ついで、主として次のような意見交換及び質疑応答が行われた。

- 「法改正を含め必要な措置を講じる」とされているが、この法改正の中身についてはどう理解したらよいか。
- 知るかぎりでは、部会で具体的な法改正についての議論はまだ行われていない。この7月14日に文部省から大学審議会の「中間まとめ」についての説明会（臨時国立大学長・事務局長会議）があるので、その際に質せるのではないか。
- 提案の基本的部分については賛同するが、問題と思われることは、学長と評議会との関係が分断されたような形になっている感じがする。大学の非能率を改め、各大学の伝統とか特色を生かしてやっていくという中において、「運営会議」の中で学長が取り込まれてしまうおそれはないか。大学運営の非能率は改める必要はあるが、いきすぎて評議会と学長との間を分断して学長が孤軍奮闘するとか、逆に取り込まれて中央の意向を汲んでそれを伝達していくようなことにならないかということをおそれる。そういう点が文章の中で、たとえば、運営会議が執行機関として位置づけられ、執行機関は「評議会の意見を聞きつつ」とされているが、これだと、評議会が大学の最高意思決定機関という位置づけから遠ざかっているような感じがしてならない。その点について部会ではどのような議論があったのであろうか。
- 部局長会議が執行機関としてあって、運営会議はその部局長会議に原案を提出する学長

の背後にあって、学長を支え、原案の具体的内容を定めていくような組織として考えられていると思える。大学審議会でこの文章が作成される過程で、おそらく、各学部長はそれぞれ所属する学部の利害を担っているので、部局の数が多ければ多いほど意見の一致がみにくいということがあり、そういうことを見通しながら原案を作成し、学長を補佐する体制として運営会議を考えられているものと思われる。解釈によっては、いわれるような危惧がないとはいえないし、運営会議が部局長会議との間に軋轢も考えられないわけではないが、意図としては、学長が原案作成の際の補佐ということだと思ふ。

- 法改正ということについては、個人的には国立大学のあり方を基本的なところで縛っている現行の教育公務員特例法まで踏み込んできちんと議論されるべきと思う。
- 学長の選考について、「国公立大学においては評議会が行う」と書かれているが、これは、選挙の結果選出された候補者について最終的に評議会が承認するということか、それとも、評議会かぎりで学長を選考するということか、いずれであらうか。
- 現在、学長の選考方法は各大学さまざまだが、基本的には教員による選挙を行っているところが圧倒的に多いと思う。ここでは、その手続そのものは、評議会が行うと書かれているが、これはおそらく、教員による選挙を当然前提として評議会が選考を行うという形になっているのであって、教員を除外して評議会かぎりで行うというふうには意図していないと理解する。
- 今日、多くの大学は推薦会議などをもち事前に候補者を絞ったうえ投票を行うという形

になっていると思う。部会の案では、候補者の事前の絞り込みを評議会で行うことが提案されているが、これには反対である。

- 「投票に参加する教員の範囲について、大学運営の最高責任者を選ぶ上で適切なものとする必要がある」とされていることについても、もしこういうことをしなければならないということになると、問題が生じるおそれがある。
- 「国立大学が果たすべき機能として期待されることは、理工系人材の養成など政策目標に沿った……」（「中間まとめ骨子」（案）の「国立私立大学の特色ある発展」の項）と書かれているが、なぜ、国立大学の人材養成は理工系だけということなのか。従来、国立大学は理工系、私立大学は文系の人材養成という棲み分けの話があるが、それは誤った考えと思う。第1常置委員会の意見も指摘しているように、理系と文系がバランスよく発達することが大事と思う。この点、部会ではどのような議論がなされたか。
- その点については同意見である。部会で、委員の中には、すべて国立大学は理系を、私立大学は文系をという意見の人もいるが、大学審議会として踏み込んだ印象を与えるから、この文案を受け取ったあとすぐに修正意見を出した。間にあわなかったのかもしれないが、今回の案にそれは反映されていない。
- 予て、若手の教員を中心に学長補佐体制をとっているが、たとえば、共通教育のこととか、入試の問題などについて部局を離れ大学全体の視点から検討していて、よく機能していると思っている。それを、敢えて、事務局長等を入れて運営会議という形にされると、どうしても部局の利害を代表せざるを得なく

なるとか、部局長への遠慮があって、全学的観点からの意見が出にくくなるおそれが強い。したがって、運営会議とせず、各大学が自由なやり方で学長補佐体制を十分機能させられるような形にしていきたい。

- 一般的に学長の権限を強めたいという部会の考え方は理解できるが、運営会議で立案しても、それが教授会、評議会で否決されれば、それまでであって実効性としてはそれほどあるとは思えない。真に学長の権限を強化しようとするなら、教特法を変えなければならないのではないか。
- また、教員人事に関し、「幅広い視点に立った教員選考を進めるため、学長・学部長の関与の在り方を明確化する」と書かれているが、学長が学部の教員の選考にどのように関与することができるのか、そのあたりの部会の議論はどうであったか。
- その点は、幅広い人事選考を行う趣旨から、たとえば、学部における教官選考に際し学長の意見を反映させるべきであり、それをどういう形で反映させるべきかということが議論されていた。たとえば、専門教官が専門教官を選ぶだけでは狭い人事選考になりかねないので、そこに広い視野から将来を見渡した選考を行う必要があるということから、学長がそれに関与するという意見があり、それに対して、学長は専門分野に関しては素人であり素人の意見が十分説得力をもつかとの反論も出され、最終的結論には至っていない。「関与のあり方を明確化する」という記述に留めているのは、そういう意見が背後にあったからだと思う。
- 「大学全体、学部全体の幅広い視点に立った教員選考を進めるため、学長・学部長の関

与の在り方を明確化する」ということは、たとえば、すでにある講座についてどういう人選を行うかではなく、何か新たな分野をおこすときに、従来の定員配置を変えることも可能になるということが想像されるが、そういう議論はあったか。

- 審議会のこの文章全体の流れの中では、学長のリーダーシップを強めることが求められており、教員選考を進めるうえで幅広い視点に立って学長・学部長が自分の意見を言うことが重視されている。全体として学長のリーダーシップを確立する、あるいは強めるという方向で議論されており、当然、高い見識を学長がもっていることを前提にしてすべての議論が組み立てられている。
- 大学審議会基本構想部会では、他の部会から上がってきたまとめを改めて論じ直すことを現在行っている。たとえば、「成績優秀者が3年で学部を卒業できる例外措置の導入」については、基本構想部会としては時機尚早ではないかという意見になっている。これが審議会のまとめにおいてどうなるかはわからないが、「中間まとめ」までに、基本構想部会は今晚と来週開催されるので、本日の議論を踏まえ、改めて第1常置委員会で意見をまとめていただき、国大協から部会に参加されている学長がそれをもって会議に臨んでいただけるようにしては如何か。
- 6月末に「中間まとめ」が公表されたのち、臨時の学長会議が招集され、文部省からこれの説明があるということだが、当然、「中間まとめ」について各関係団体に意見が求められることになるので、その段階で国大協としての意見を言うべきであろう。
- 執行機関と審議機関の関係について、「執行

機関は重要事項については審議機関の意見を聞きつつ最終的には自らの判断と責任で運営を行う」とあるが、「聞きつつ」というのは曖昧ではないか。いままでは、教特法第25条を根拠として、評議会を大学の最高意思決定機関とみなし、評議会の議に基づいて学長が決定するというのでやってきており、それを今度は、評議会の意見は聞くがそれとは別の決定をするということが、果たして現実に行えるのか、疑問である。法令ではっきり決められれば別の話であるが。

- 「3年で卒業できる例外措置の導入」については、「飛び入学制」で学部から大学院に入った場合、大学卒業を受験資格要件とする各種の資格試験を受験できないという問題が起るので、3年で卒業を認めた方がよいという意見もある。
- 「高度専門職業人の養成に特化した大学院修士課程の設置」が提案されているが、教員養成の大学院としては、むしろ、現職だけに特化したコースを設けるよりも、学部からの進学者や多様なキャリアをもった者が一緒に勉学する機会をつくった方が、学生にとっても教官にとってもプラス効果が大きいというのが実感であり、慎重な配慮をお願いしたい。また、「一年制修士課程の制度化」の提案については、外国で制度化されているところもあるが、いま急いでこれを導入することには疑義があり、慎重な検討をお願いしたい。

ここで会長から、昨日以来、組織運営の問題についてご意見をいただいていたが、ひとまずこれをもって終えることとし、引続き、情報公開の問題の議論に移りたいと述べられ、了承された。

(2) 国立大学における情報公開について

初めに会長から次のように述べられた。

国立大学の情報公開については、差し当り情報公開法の問題点があり、これは昨日、第7常置委員会から報告があった。各大学は、ここ1、2年のうちに情報公開についてきちんと対応を整えておく必要がある。また、情報公開法だけでなく、予てから国立大学から発せられる情報が足りないという指摘があり、これについても考えなければならないと思われたので、議題とした。

ついで、丸山第7常置委員会委員長から次のように述べられた。

昨日ご報告したとおり、情報公開法が成立すると、成立後2年以内に施行ということになるが、そうなれば、行政情報はプライバシー等に係る情報を除いて殆どすべて公開の対象となり、請求があれば原則公開しなければならない。当然、国立大学の行政情報も同一である。「資料28」に2つの大学の行政文書について開示・不開示の例をあげてあるが、これはあくまでも当該大学の考え方であって、請求に対し不開示と答えても、なお請求があれば、情報公開審査会の判定に付され、その結果によっては公開しなければならなくなる。

情報公開のもう一つの問題として、公開された情報が、その使用のされ方によっては大きな社会問題になりうるおそれがあるということである。したがって、情報公開法が施行されるまでに、各大学が有する情報の開示・不開示の仕分けを社会的批判に耐えうるようにしておく必要がある。さらに、実際に開示請求があった場合、これに応じるかどうか、開示する場合の開示の範囲といったことについて、一定期間内に全学的なコンセンサスを得られるようなシ

ステムを構築しなければならない。

ついで、主として次のような意見交換が行われた。

- 情報公開の問題については、すべての国立大学に共通した問題もあろうが、地域の特性とか、地域住民の意識の問題などもある。地域ごとにさまざまなので、情報公開の請求は特定の大学に集中することもありえる。その際、国立大学として全体のガイドラインがないと、個々の大学の対応の仕方によっては他大学に影響を及ぼすおそれが強いので、やはりガイドラインをつくらねばならない。
- 各大学での情報開示に関する検討結果を10月頃を目途に集約したいということであるが、どういうレベルまで検討すべきなのか。そして、国立大学全体のガイドラインをつくっていくことについてスケジュールがどうか伺いたい。
- 情報公開法が今国会中に成立することを前提としていたので、ガイドラインづくりをやや急いでいた。継続審議になり法案成立は次の臨時国会になりそうなので多少ゆとりが生まれたが、やはり本年10月頃までに各大学で情報公開法のもたらす意味を十分お考えいただき、自分たちの大学では何が不開示の必要があるのか具体的検討をぜひ行っていただきたい。その結果を第7常置委員会でまとめ、国大協としてのガイドライン作成の資料とさせていただきます。なお、法案成立がずれ込むので、最終的なガイドラインの作成は来年春の総会でよいのではないかと考えている。
- 「資料21」に提示されている大学の開示・不開示等の資料はそれぞれの大学の事務レベルでまとめられたものか、それとも大学の審議機関でファンクションを与えられたもの

か。

- 私の大学から提出した資料は第7常置委員会で検討するための素材提供として、事務局かぎりで作成したものである。
- 第7常置委員会で検討するための素材提供としてつくったが、最初のドラフトは事務局で各担当部課ごとに事項の洗い出しを行い、それらについて開示・不開示の仕分けをし、それを学長と学長補佐とでもって点検検討し委員会に提出したものである。共通部分にしる、個別部分にしる、開示・不開示の情報をどう区分けするのか、審査基準の決め方が重要な問題であり、それをどういう機関で最終的に決めるのかという手続的な問題、また、開示請求の窓口、窓口を経て対応する機関をどう設定するか、そういうことが大きな問題ではないかと思う。

概ね以上のような意見交換があったのち、会長から次のように諮られた。

情報開示の問題については、引続き第7常置委員会でご審議願うが、各大学におかれても早速検討をお始めいただきたい。検討結果を10月までにご報告いただけない大学があるかもしれないが、10月を一応の目途とさせてもらい、11月総会においてはかなりの大学から報告が集まっていることを前提にして第7常置委員会でガイドラインの検討のたたき台をつくっていただ

きたい。また、昨日来、組織運営の問題について議論し、その議論を踏まえて第1常置委員会に大学審議会への対応を早急に検討していただくことをお願いしているが、本日午後の時間を使ってその審議に当たっていただきたいので、総会を午前中をもって終了することとしたいが、いかがかお諮りする。

この提案について異議なく、了承された。

II その他

1. 第103回総会等の日時・場所について

会長から、次回総会は平成10年11月11日(水)、12日(木)の両日としたい旨述べられ、了承された。

2. 退任学長挨拶

会長から、次回総会までに学長を任期満了によって退任予定の方々をご披露し、これまでの国大協に対するご協力にお礼申し上げたい旨述べられ、各学長から退任の挨拶があった。

坪井 昭三(山形大学長)

橋本 周久(茨城大学長)

丸山 工作(千葉大学長)

横山 哲夫(長崎大学長)

以上をもって第102回総会を閉会した。

第69回事務連絡会議

日時 平成10年6月19日(金) 10:00~15:00

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

(文部省)合田研究機関課長, 木谷医学教育課長, 佐々木学校健康教育課長,
清水大学課長, 磯田研究助成課長, 寺脇生涯学習振興課長, 牛尾職業教育課
専門職員, 早野計画課長, 大木教職員課企画官

(日本学術振興会)佐藤常務理事

(大学入試センター)河上副所長

伊藤事務局長司会のもとに開会。

〔議事〕

開会にあたり阿部会長から, 次のような挨拶があった。

今総会では, 当面の諸問題として, 国立大学の組織運営及び情報公開の問題を討議した。国立大学をめぐる諸状況は, 一昨年頃から急転回し, 行政改革会議より国立大学の独立行政法人化, 民営化論が出され, その後大学審議会でも様々な問題が審議されてきている。これらの背景となっているのは, 国立大学の内情が国民に良く判らないという国民の声であり, それが政治, 行政府を動かしていると見ることができる。総会では, 情報公開について数大学の試案が示され, これを参照して各大学がそれぞれの情報公開の基準を検討するようにし, 国大協でも情報公開について全体としてのガイドラインを1~2年のうちに作成するよう提案がなされた。

また国立大学の組織運営の問題を重要な問題として審議したが, その中で感じたことは国大協全体としての情報のギャップである。大学審議会の審議状況は様々な形で知らされているが, その法制化を目指している部分についての各大学長の考え方, 受け止め方には大きい差があり, その差が総会での議論の中心になってしまっている感じがする。

組織運営問題は, 各大学が抱えている基本的

問題であり, 個々の大学はこれまで学校教育法59条の「教授会が重要事項を審議する。」という規定だけで, 学長と評議会, 教授会の関係等を慣行で処理し, この50年間動いてきたわけで, 法制化を望んでいるわけではないという意見と法制化を早くしてもらわないと大学運営ができないという両極の意見が国大協全体としてはあるわけである。

昨日文部省幹部と会長等で懇談したが, 大学審議会の答申に基づく法制化等も杓子定規の形で行うというわけではなく, 国立大学の独立行政法人化等の方向へ流れていく政治的動きに対して, 日本の学問の基礎を担っている国立大学を守るためにどのようなことが可能かということであって, そのために様々な努力をしなければならぬというのが趣旨で大学審議会の答申もそのような形で理解しているとのことであった。その点の理解が各国立大学に十分に行き渡っていない点が困ったところであるが, 各大学での理解が深まるよう事務局長各位にご努力をお願いしたい。

ついで野島事務局次長から, 配付資料の説明及び会議日程の説明があった。

I 総会付議事項説明

伊藤事務局長から, 総会における議事の概要

について配付資料をもとに次のような説明があった。(詳細は、前掲の第102回総会議事録をご参照ください。)

1. 報告事項

会長から、次の事項について報告があった。

(1) 学長及び委員長の交代について

前総会以後行われた学長及び委員長の交代は、「資料4, 5」のとおりである。

(2) 副会長の選任について

昨年12月以降欠員となっていた副会長について、3月19日開催の理事会において、阿部東北大学学長が選任され、同日付けで副会長に就任された。

(3) 特別委員会の設置について

3月31日に設置期間が満了する下記委員会の継続設置が、3月19日の理事会で承認された。

教員養成特別委員会

医学教育特別委員会

また、3月19日の理事会で、「資料6」のとおり下記の特別委員会を新たに設置することが承認された。

大学教育における《リベラル・アーツ》の役割をめぐる特別委員会

大学評価に関する特別委員会

(4) 小委員会の設置について

5月15日開催の常務理事会において、「資料7」のとおり下記の小委員会の設置が承認された。

第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会

第6常置委員会学生納付金等検討小委員会

(5) 会務報告等

前総会以後行われた会務は、「資料8」のとおりである。

(6) 国立大学協会宛要望書の受理について
前総会以後に受理した要望書は、「資料10」のとおりである。

(7) 各委員長報告と協議

各委員長から、前総会以降の各常置委員会及び特別委員会の審議状況について、「資料12」をもとに報告があった。それらの報告事項は次のとおりである。

① 第1常置委員会

○ 大学審議会の論議と大学の組織運営システムの改善についてのアンケート及びそれに基づく意見について

② 第2常置委員会

○ 入試将来ビジョン検討小委員会報告「まとめ」について

○ 国立大学の平成12年度入学者選抜の基本方針について

○ 平成11年度国立大学入学者選抜における留意事項について

○ 「情報公開法」と大学入試の関わりについて

③ 第3常置委員会

○ 平成10年度の大学卒業予定者の就職採用活動の実態と申し合わせについて

○ インターンシップについて

④ 第4常置委員会

○ 技術専門職制度の創設について

○ 今後委員会で審議すべき事項について

⑤ 第5常置委員会

○ UMAP 先行国際事務局の開設と当面の作業

○ UCTS (UMAP 単位互換制度) について

○ フランス国立大学長会議及びドイツ大学総長会議との交流計画について

○ 日本留学のための統一試験の改善について

て

⑥ 第6常置委員会

- 学生納付金の問題について
- 予算の弾力的運用等の問題について

⑦ 第7常置委員会

- 国立大学教官等に対する国家公務員倫理法適用の問題について
- 国立大学における情報公開の問題について

- 国立大学における文献の複写権の問題について

⑧ 医学教育特別委員会

- 医師・歯科医師の需給問題について
- メディカル・スクールと医学部学士入学（4年制コース）について

⑨ 教員養成特別委員会

- 教員養成大学・学部 of 改革再編の動向と課題

(8) 各地区学長会議の状況報告

各地区当番大学長から、前総会以後今総会までに、「資料22」のとおり各地区学長会議が開催された旨報告があった。

2. 協議事項

(1) 平成9年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局長から、「資料23」をもとに説明があったのち、兵藤監事から監査結果の報告があり、異議なく承認された。

(2) 平成10年度国立大学協会歳入歳出予算について

事務局長から、「資料24」をもとに説明があり、異議なく承認された。

(3) 会則の一部改正について

会長から、「資料25」をもとに説明があり、会

長の指名による委員会委員長の選任及び教官委員の在任期間の限度に関する規定の改正が承認された。

(4) 監事の選任について

会長から、鈴木東京医科歯科大学長が第6常置委員会委員長に就任したことに伴い欠員となっていた監事の選任について説明があり、板垣横浜国立大学長が選任された。

(5) 国立大学教官等の待遇改善に関する要望について

梶井第4常置委員会委員長から、「資料26」をもとに説明があり、7月上旬に関係方面に要望することが承認された。

II 日本学術振興会からの説明について

佐藤常務理事から、次のような説明があった。

- 日本学術振興会の事業も年間予算約400億円規模になっており、各大学でもご利用願えることがあると思う。各大学の教官・事務担当者等に日本学術振興会の事業をご理解いただくために、担当職員が大学に伺い説明会を開くことも行っているのご活用願いたい。

- 「学術月報」について、内容を一新し読みやすくしたので購読方宜しく願いたい。

- 未来開拓学術研究推進事業については、今年度から、研究プロジェクトの評価を行うこととなり、評価委員が各大学に伺うことはじまるので宜しく願いたい。

III 大学入試センターからの連絡事項

大学入試センター河上副所長から、次のとおり大学入試センター試験について説明があった。

- 平成10年度の大学入試センター試験の受験者は、549,401人でセンター試験発足後初めて

前年度受験者数を下回った。

- 地理Bと日本史Bの科目間で約21点の平均点差が生じ、それが試験問題の難易差によるものと認められ、事前に公表した方式に従い、日本史B、世界史Bについて得点調整を行った。今後、得点調整を行わないで済むよう努力していきたい。
- 科目別受験者数は、地理、歴史が減少し、公民が増え、国語Ⅰ・Ⅱが減少し、国語Ⅰが増加した。これは前年度の試験で公民及び国語Ⅰの得点の平均点が高かったことによると思われるが、今後もこの傾向が続くとは思われない。
- 平成11年度のセンター試験は、平成11年1月16日(土)、17日(日)に実施されることとなった。昨年のセンター試験と異なるのは、高校の旧教育課程の履修者に対する経過措置が無くなり、6教科、31科目で実施されることである。
- センター試験の利用大学は、新たに公立大学4、私立大学37が加わり、平成11年度は、国立95、公立61、私立217の計373大学となった。
- 平成12年度のセンター試験は、平成12年1月15日(土)、16日(日)に実施されることとなった。文部省の実施大綱に基づき、センターから、出題教科、科目の出願方法等について通知したが、昨年と異なり、外国語のリスニング・テストを実施しないことに関する記述を削除した。これは昨年3月に検討委員会で外国語のリスニング・テストは公平性の確保その他の面から実施は難しいとの結論が出されたことに伴うものである。
- センター試験の問題作成のため、教科専門委員会委員を各大学の教官に委嘱している

が、年間40日以上センターで仕事されるなど大きい負担をかけている。氏名を公表できないが、各大学においてこれら各委員の仕事は教育研究上の業績として評価し、学内委員等の負担を軽減されるようお願いしたい。またセンターより配分される教科専門委員協力経費が委員である教官の負担軽減に役立つため使用されるようお願いしたい。

IV 文部省からの説明及び事務連絡

文部省関係各課長等から、次の事項について説明があった。

1. 当面の諸課題について

(合田隆史研究機関課長)

- 学術審議会は、本年1月に「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」の諮問を受け、現在小委員会で検討を進めている。来年夏以降取りまとめの予定である。
- 平成10年度の学術関係予算については、いわゆるキャップ制により一般会計からの繰入れが抑制される一方、学年進行、新たな政策対応経費など当然増に対応するため、当り校費の2%縮減、施設設備費の大幅な縮減、導入50年を経過した設備にかかる特殊装置維持費の見直し等既定経費を縮減せざるを得なかったがご理解を願いたい。幸い補正予算が大きく学術振興会の特別研究員増や施設整備が可能となったが、平成11年度の概算要求は今年度以上に厳しくなるので各大学で種々の角度からの点検・見直しの努力をされるようお願いしたい。
- 近年、留学生受入数が減少しているが、昨年7月に出された留学生政策懇談会の第一次

報告の趣旨を踏まえ努力したい。今年度から、日本留学のための新しい試験の調査・研究、地域と一体となった留学生交流の推進事業の開始、留学生の資格外活動の取扱改善についての法務省との協議等が行われつつある。各大学においても、留学生の生活状況の把握、入国管理局への申請取次の推進などご検討をお願いしたい。

- 本年6月に中央省庁等改革基本法が成立し改革推進本部が発足した。早ければ平成12年度の概算要求を科学技術庁との統合を前提にまとめて行かなければならないのでチームを設け実情を勉強しているが、科学技術庁の研究活動もかなり幅広くなり科学技術と学術研究の違いが見えにくくなっている。そのため機関の統合の意見も出てくるが、大学側として、必要な合理化は行いが、それぞれが適切に役割分担しながら活動していくということで、創造的研究の成果は大学という枠組みの中で生まれてくるということを積極的に示し訴えていくことが大切である。また昨年12月に学術審議会で「学術研究における評価の在り方について」建議されているが、大学に相応しい評価の在り方を考えていく必要があり、各大学で実情を踏まえご検討いただきご意見をお聞かせいただきたい。

2. 医学・医療に関する諸問題について

(木谷雅人医学教育課長)

- 医師・歯科医師の需給と入学定員の問題について、5月に厚生省から報告書が出された。その結論は、医師について平成29年頃から医師が過剰になり、平成37年には14,000人が過剰となる。この適正化をはかるには、平成32年の時点で新規参入医師数を10%削減するこ

とを目指すこととし、そのために入学定員のみでなく医師国家試験の改革等も含めて考えていくというものである。そして入学定員削減については、昭和61年に立てられた削減計画10%の未達成分の解消をまず強く求め、そのうち新たな削減は幾つかの方策を組み合わせ取り組むこととし、入学定員について大学関係者間で調整していくこととしている。前回の未達成分は公立、私立大学の未達成分であるが、私立など経営上の問題もあり、国立大学も含めてその解消を考えていかなければならないのでご理解願いたい。

歯科医師については、前回の入学定員削減計画20%を全部達成しているが、平成17年以降には歯科医師が過剰になりはじめるので、できるだけ早く削減を図る必要があり、医師と同様の方法により新規参入医師数を10%程度抑制し適正化することが考えられている。この点についても国立大学は応分の削減を考えていかなければならない。については各大学でも入学定員削減だけでなく改組転換を含め対応をお考えいただきたい。

- 医学部への学士編入学制度を群馬大学等で導入したが、大きい反響を呼び、応募者が殺到した。人間的に成熟した医師の養成、生涯学習のニーズに対応した意味もあり、来年度概算要求に際しご相談いただいているが、教官定員の削減の問題も生ずるので、入学定員削減との関連を含めお考えいただきたい。
- 保健学科、看護学科の未設置の大学が17大学あり、毎年3大学程度増えているが、平成12年度以降は全大学が概算要求するのでは無く、長期的な計画でグルーピングをして概算要求ができないか今秋以降各大学の構想を聞いて検討していきたい。

- 大学病院を取り巻く環境は医療保険制度改革もあり厳しい状況にあるが、病院関係者には、経営マインドの徹底をお願いしたい。また病院窓口は多忙で職員が希望しない状況であるようであるが、事務局長各位には、病院の人材確保についてご配慮願いたい。

3. 健康教育の充実について

(佐々木順司学校健康教育課長)

- 先月、長崎の私立大学で集団赤痢が発生した。原因は井戸水の汚染であるが、各大学では、学校環境衛生の基準にしたがって施設の定期検査等を実施されるようお願いしたい。
- 青少年による薬物乱用が多発しており、その防止のため、政府では5か年戦略を立て、全中学校・高等学校で年1回薬物乱用防止教室を開催する方針を出している。附属学校でもこの趣旨を踏まえ薬物乱用防止に取り組まれるようお願いしたい。なお、大学にその講師の依頼があったときはご協力方宜しく願いたい。
- 今年度は、幸いにもO157菌による食中毒は学校給食では発生していないが、サルモネラ菌による食中毒が発生しており、附属学校での食中毒防止についてご留意願いたい。

4. 当面の諸課題について

(清水 潔大学課長)

- 中央省庁等改革基本法(以下「改革基本法」という。)が6月成立し、今後各省庁設置法の制定改廃の作業が進行するが、この過程で独立行政法人化の議論が再燃するのは必至である。改革基本法第43条では国立大学が、その教育研究についての、①適正な評価体制及び大学ごとの情報公開の充実の推進、②外部と

の交流の促進その他人事、会計及び財務の柔軟性の向上、③大学運営における権限及び責任の明確化ならびに事務組織の簡素化、合理化及び専門化を図る観点から改革を推進することが示されており、この実現のために国立大学の独立行政法人化が必要であるという主張があったのであるから、これは国立大学に課せられた宿題であり、独立行政法人化論に対抗するためには国立大学としては現行の設置形態の中でこの改革を進めていかなければならない。この改革論に内在する原理は、国民、社会に対する説明責任の問題であり、現在大学審議会ではこれら改革に関する問題を大きいテーマとして審議がなされている。

- 大学審議会では、6月末に中間まとめを公表し、10月に最終答申を行い、その後法改正の準備を進めていく予定である。今回の国立大学協会総会でも中間まとめの草案をもとに大学の組織運営の問題が審議され、その意見を踏まえたご要望も昨日伺った。7月14日に臨時の全国立大学長・事務局長会議を開き中間まとめについて説明し、地区学長会議等でも文部省として説明させていただく予定である。この問題は、かつての大学管理法の問題のように、国立大学の形で学部自治、大学自治等の問題としてとられかねないが、その辺の意識の格差について少し憂慮している。これから大学の組織運営について、教授会、評議会の位置付け等が各大学で審議されいろいろな意見、動きが出てくるのが考えられるが、国立大学が権威を失いつつあり、その存在にさえ疑問が呈されている国立大学が生き残るために自ら変革していくシステムをどのように打ち建てていくかという問題であり、文部省と大学が共同して解いていかなければ

ならない課題である。各大学でも国立大学が置かれた現在の危機的状況に思いをいたし教官のご理解を得るよう事務局長各位のご努力をお願いしたい。

- 例年のとおり概算要求のヒヤリングを7月に実施するが、学年進行等当然必要な事項の学内順位については良識ある対応をお願いしたい。また未消化の事項の要求が出されたり報道されたりする場合があるが、この点ご注意をお願いしたい。

5. 当面の諸問題について

(磯田文雄研究助成課長)

- 平成10年度の研究予算をみると教官当り積算校費1,552億円41%，科学研究費が1,179億円約31%，その他の外部資金1,065億円約28%，で後者の二つで大学の研究費の約60%を占めており、これら無くして大学の研究は進まない。これらの資金業務について教官のみでなく事務官も一体となって業務に取り組みられるようお願いしたい。またこれらの業務は特許の出願その他年々制度改善のため業務が複雑化しているが、大学に専門のリエゾンプロフェッサー等の専門家の配置・派遣など方法を検討しておりご助言いただきたい。なおこれらの業務について事務職員の研修、教官への制度の周知などご努力いただきたい。文部省でも地区別に説明会を開いており、各大学での説明会も考えているので開催希望がある場合はお申し出いただきたい。
- 一部大学で科学研究費の不適切な取扱いがあり、会計検査院は今年度は科学研究費について本格的に調べたいとのことである。会計検査院は、科学研究費の研究費としての性格は理解しつつも、補助金としての枠組みを外

れるような扱いはできないとしており、教官に補助金としての認識が少なく、研究成果報告書の不提出その他補助金としての運営ができないならば科学研究費の制度自体を再検討せざるを得ないという厳しい指摘をしているので、本制度の適切な運営についてご留意願いたい。また科学研究費が有効活用されていることについて成果の公表を含め社会に広報されるようお願いしたい。なお、学術審議会の科学研究費分科会では科学研究費の制度改善について検討しており、いずれ評価の在り方について報告が出される予定である。

- 産学連携について、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業への移転促進に関する法律」及び「研究交流促進法の一部を改正する法律」が制定されたが、今回の改正は特許権を中心にして産学連携を促進すること及び大学の敷地の中に企業が組織的に活動できる産学連携の場を確保することを目的としたもので、これにより産学連携はこれまでと異なる段階に入ったと理解されるものである。しかしこれは各大学に提供する一つのメニューであって全大学に求めるものではなく、この制度が有効と考える大学で活用できれば良い。今後他のシステムによる技術移転についても検討していくつもりであるが、今回の制度がこれまでの奨学寄付金、受託研究費等の制度にどのように影響するかも比較検討していかなければならない。

なお、大学の研究成果をもととした新規産業の創出は極めて大きいリスクを負うメニューであり、外国大学の例でも失敗が多い。日本でもベンチャービジネスの撤退が多くなっているため、具体化する場合には極めて難しいことを踏まえて検討することが必要であ

る。

6. 生涯学習振興における大学への期待

(寺脇 研生涯学習振興課長)

- 平成10年度の公開講座の開設予定は配付資料のとおりである。小規模の大学でも開催回数の多い大学がある一方、大規模大学が比較的少ないという面もある。国立大学の在り方が問われているときに、市民から愛される大学になるという観点からも、公開講座の開設促進をお願いしたい。また教育委員会等と大学の連携もお願いしたい。

なお、毎年全国生涯学習フェスティバルの際に大学開放の在り方に関する研究会を開き公開講座の在り方等を検討している。本年度は9月末から神戸大学にご協力いただき開催するが、国立大学関係者のご参加をお願いしたい。

- 文部大臣認定の技能審査、専修学校の学習等大学以外の学習成果を大学の単位として認定することが制度的にはできているので可能であれば促進していただきたい。
- 専門学校からの大学編入学も来年から制度化されるが、特に看護系は以前は専門学校しがなく、その卒業生で大学編入を希望する者も多いと思われるので、大学への編入学促進方についてご理解を賜るようお願いしたい。
- 放送大学の全国放送化が今年度完成したが、学生募集について苦慮しており、様々な場で放送大学について広報をされるようお願いしたい。
- 男女共同参画2000年プランの中で、高等教育機関における女性登用の促進が示されており、女性教員採用への配慮が要望されているので、ご配慮願いたい。また高等教育機関に

おけるセクシャルハラスメントが社会問題化しており、現在高等教育局でこの問題について各大学の調査結果をまとめているところであるが、各大学でも相談窓口の設置、学生への広報等セクシャルハラスメントの防止についてご努力をお願いしたい。

- 生涯学習審議会では、①青少年に生きる力をはぐくむ地域社会の環境の充実方策について、②社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について、③生涯学習の成果を生かすための方策について審議している。

7. 専門高校等から大学への進学について

(牛尾則文職業教育課専門職員)

- 理科教育・産業教育審議会は、「今後の専門高校における教育の在り方」について昨年10月中旬まとめを出し、本年7月に最終答申を出す予定である。その中では生涯学習の視点を踏まえて専門高校と高等教育機関の一層の連結をはかっていくことが重要であること、また社会の変化や産業の動向等に適切に対応した教育を展開していく必要があり、社会の情報化、高齢化に対応し、情報及び福祉の二つの教科を新設する必要があることが指摘されているので、今後この二つの教員免許の在り方について教育職員養成審議会で審議していく予定である。
- 総合学科は平成10年度現在45都道府県に107校が設置されている。文部省の教育改革プログラムの中でも通学範囲内に少なくとも1校を設置する方針が示されており、今後も設置の努力をしていきたい。
- 専門高校及び総合学科から大学への進学について促進すべきことが理科教育・産業教育審議会の意見でも示されており、現在の大学

の入学者選抜は普通教科・科目の学力試験が中心となっており、専門高校、総合学科の生徒には少し不利な扱いになっているので、平成8年度から専門高校について、平成9年度から総合学科について別枠の入学者選抜制度が発足した。平成10年度には10大学でこの別枠入試を取り入れていただいたが、多様な生徒の入学により教育の活性化に役立っているとの評価も聞いているので、各大学でも積極的にご検討をお願いしたい。

8. 当面の諸課題について

(早野 浩計画課長)

- 平成10年度の補正予算で文教施設整備費が約2,000億円確保されたが、内訳は病院整備700億円、特別施設整備費約300億円、移転統合関係、大型事業で進行中のものの完成分に数百億円充当されるので、実際に各大学の希望にそうための財源は600億円程度となり、各大学のご要望に沿いたいが思うようにいかないのご理解をいただきたい。概算要求についても同様で、自己収入増がなければ、毎年人件費等の当然増が600億円程度あり、そのために文教施設整備費等が狙われることになり、新規の施設増はできないことになる。文教施設整備費が1,200億円としても、自由に使える一般財源は400億円程度であり、この点をご理解願いたい。

- 従来、各大学から重点事項について組織と設備の要求は一体として順位をつけていただいているが、施設整備はまた別に順位がつけられている。しかし施設が大学全体の中でどの程度重要視されているか見ないといけないので、来年度からは組織、設備、施設を含む形での優先度を見るようにしたい。
- 施設整備について、各大学が要求して待ってればいつかは実現するという時代ではなくなった。あらゆるメディア、人脈を使って世の中に施設整備の必要性を広報していかるようお願いしたい。

9. 教育職員免許法について

(大木高仁教職員課企画官)

- 教育職員免許法を改正し、力量ある教員の養成のため、大学での教員養成カリキュラムを改善することになった。これに伴い教員養成学部のみでなく他の学部でも、カリキュラムの認定作業が必要になり、事務担当者に相当のご負担をかけるがご協力をお願いしたい。具体的には7月から新しい基準で実施したいところは課程認定を申請していただき、平成12年度からは全大学が新しい基準で教員養成カリキュラムを実施することになるので宜しく願いたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第1常置委員会

日時 平成10年5月21日(木) 13:30~15:50

場所 国立大学協会会議室

出席者 阿部副会長

長尾委員長

久保, 古賀, 貴志, 赤岩, 町田, 岡本, 服部, 矢谷, 示村, 加茂, 岸本, 立川, 横山, 田中各委員

中西, 黒川各専門委員

(文部省) 清水大学課長, 常盤大学改革推進室長

長尾委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 大学の組織運営システムの改革について

委員長から次のように述べられた。

前回委員会の審議の結果, この6月末に大学審議会から中間報告が出る前に, 大学の組織運営システムの改革について何らかの形で国大協として意見をまとめるべく検討することになったので, その後, 各委員・専門委員にアンケートをお願いし, いただいたご意見を集約のうえ委員長が意見案を作成した。ついては, これについてご審議いただきたい。

ついで, 配付資料「大学の組織運営システムの改革についての意見」(案)について朗読したのち, 逐条的に検討が行われた。

検討項目は以下のとおり。

前文

I 学内の機能分担について

1 全学的な機能の明確化について

- (1) 学長の役割の明確化について
- (2) 学長を補佐する機構の設置について
- (3) 学長が責任を持って大学運営を行うための態勢整備について

2 全学と学部の機能分担について

- (1) 評議会(全学)と教授会(学部)の分担関係の明確化について

(2) 教授会の審議事項の明確化(限定)について

3 執行機関と審議機関との機能分担について

- (1) 執行機関・審議機関の機能分担と執行機関による責任ある運営について
- (2) 学部長が責任を持って学部運営を行うための態勢整備について

4 教員人事に関する意思決定の在り方について

II 審議機関の運営について

- 1 審議機関の議事の効率化について
- 2 多数決など議長による議事運営について

III 大学運営協議会(仮称)について

IV 大学の自主性・自律性の拡大について

V その他, 大学審議会の審議に対する要望について

その結果, 若干字句修正等を加えることとして意見案は了承され, これを第1常置委員会委員長名をもって大学審議会会長宛提出することとした。

次に, 文部省常盤大学改革推進室長から, 大学審議会組織運営部会のその後の審議状況について, 概ね次のような説明があった。

前回の本委員会開催後, 大学審議会組織運営部会を4回開催した。

そのうち、4月28日は、「資料2」の〈論点〉に沿って組織運営システムの改革の問題を中心に議論が行われた。

〈論点1〉学内の機能分担については、①大学執行部の機能の明確化、②評議会と学部教授会の機能分担の明確化、③執行機関と審議機関との機能の明確化、④教員人事の意思決定の在り方、〈論点2〉審議機関の運営、〈論点3〉大学運営協議会、〈論点5〉大学の事務組織の在り方、が議論された。その中で、②の、評議会と学部教授会の機能分担の明確化については、「評議会は全学的な大学運営を分担する」、「教授会は教育課程の編成などの学部の教育研究を分担する」ということ、③の、執行機関と審議機関との機能分担の明確化については、「執行機関は、審議機関の意見を聞きつつ、責任をもって運営を行う」、「審議機関は教育研究あるいは運営の基本方針を審議する」ということで、それぞれの分担を定めていくことでどうかという議論が行われているが、たとえば、「教授会は教育課程の編成などの学部の教育研究を分担する」とした場合、教授会は、教育研究に関することについてはオールマイティの機能を持つと受け取られないか心配があるという意見もあるので、学部教授会が分担する重要事項について具体的に整理する必要がある、また、評議会が分担する全学的な大学運営の中には、当然教育研究についての全学的な運営の部分が含まれるということも明らかにしていかなければならないとも考えられるので、評議会の位置づけが今後議論になるのではないかとと思われる。

5月12日の部会は、「資料3」の〈論点〉に沿って、大学評価システムについて議論が行われた。

客観的評価の必要性について、その前提とし

て、自己点検・評価の充実を図る必要がある、諮問事項にあるような点検評価の実施、その結果の公表と学外第三者による検証を大学の義務とするということについては、そういう方向で進めるべきではないかというのが部会の大勢の意見である。

それから、客観的評価について、その主体としては、大学団体、学協会、大学基準協会等、多様な評価が重要ではないかという議論がある。その際、大学のアカウンタビリティを高めるため、より透明性・客観性の高い評価を推進するとの観点からは、同僚評価を基本としつつも、利用者や納税者の観点も加味した評価を行うことや、世の中に広く流通している評価情報の収集・分析、評価の有効性に関する調査研究などが必要になるのではないかと、そして、これを行う機関として、大学共同利用機関のような枠組みを考えてはどうかといった意見が出ている。

また、ファンディングとの関係で評価をどう考えるかという問題で、現在でも、たとえば、高度化推進特別経費などは、ある程度客観的の数値による事務的評価が行われているが、より客観的で透明な評価に基づいて予算配分が行われることでないと真の意味での競争的環境はできないのではないかと問題意識があり、このあたりをどう詰めていくかが今後の問題である。

研究評価と教育評価については、研究だけに着目していると、どうしても教育評価の方がおろそかになるのではないかと。教育面についても、すぐれた取り組みを行っていることが正当に評価されるような仕組みを入れていった方がよいのではないかと議論が行われている。

概ね以上のような説明があったほか、国立大

学12大学を抽出し行った「人事・会計等改善に関する調査」結果について説明があった。

以上の説明について若干意見交換が行われ、本日の議事を終了した。

第1 常置委員会

日 時 平成10年 6月17日(水) 13:00~15:10

場 所 学士会館(神田)203号室

出席者 阿部副会長

長尾委員長

久保, 貴志, 赤岩, 岡本, 服部, 矢谷, 示村, 加茂, 岸本, 廣中, 立川, 横山, 田中各委員

長尾委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 大学の組織運営システムの改革について

初めに委員長から、総会で大学の組織運営について議論し、目下取りまとめつつある大学審議会「中間まとめ」に国大協の意見を反映させるため、早急に本委員会で検討し意見を取りまとめるよう会長から要請があったので、総会での議論を踏まえて検討いただきたい旨述べられた。

ついで、「組織運営部会における議論の整理・検討案」及び大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について」をもとに概ね次のような意見交換が行われた。

○ 部会から提言されている、大学の組織運営について「制度の明確化など法改正を含め必要な措置を講じる」ことについて、先に第1常置委員会として大学審議会に提出した意見の前書きの中で、「特に学問の自由とそれぞれの大学のもつ伝統を生かしながら各大学がそれぞれの規模や特徴を踏まえて創意工夫を凝らし、多様な取組みを行いうるような改革提言が行われることを要望」しているが、このことはもっと強調すべきと思う。

○ 6月末の「中間まとめ」を経て10月頃に「最終答申」が出され、それを踏まえて作られた法律改正案が、おそらく、来年早々に通常国会に提出されることになるのではないかと。しかし、「答申」に盛り込まれる提言は、法律になじむ部分となじまない部分があるから、それを実際にどう法律化するか難しさがああり、文部省としても苦慮するところであろう。

○ 法律改正を目指すということがあるにしても、急いで今月末までに「中間まとめ」を出さなければならないのか。

○ 来年1月に法律改正案を国会に上程しようとする、やはり、6月末に「中間まとめ」、9月か10月に「最終答申」があって、それにとりつき法律案の原案をつくるというペースは必要と思う。文部省が法制化を急いでいる大きな理由は、国立大学のエージェンシー化の問題が依然として後ろに控えており、ここで国立大学が具体的にどのような改革への努力をしているかということ国会議員等を含めて社会から理解して貰うことが必要であり、その姿勢を顕わすものとして法制化ということが最も有効であるという判断があるのではないかと。それは、ある意味では止むを得ないことと思われる。

- 「法改正を含めて必要な措置を講じたうえで、各大学の取組みを求めていく」というのが部会の提言の文脈であり、法制化の内容がどの程度になるか分からないが、その次第によっては、大学の自由度は制限されることになるので、各大学の自由度の余地を認めるということに特に力点を置いた表現で意見を出したい。
- 「運営会議」については、その後、「学長補佐体制としての」という文言が入れられたことは評価したい。ただ、その構成員を規定するような形で例示されているのは、既に補佐体制をもち、それがよく機能しているところを縛ることになり、適当ではないのではないかと。補佐体制の構成員にどのような人を当てるかはそれぞれの大学の独自性によることであろう。
- 「運営会議」を設けた場合、そのメンバーは現行評議会のそれとかなり重複してしまわないか。勿論「運営会議」の方は指名する教員によって差異をつけることは可能だが、そうは言っても例示のようなトップクラスのマネージャーが入っていれば、指名する教員に若手を選びにくいのではないかと。そうすると、評議会と同じ人が「運営会議」に入り、結果的に両者はメンバーが二重になりかねない。やはり、補佐体制の構成員はそれぞれの大学の事情にまかせるのがよいのではないかと。
- 「運営会議」を設ける趣旨が、学長がリーダーシップを発揮して仕事をするうえで何かスタッフ的なものがあった方がいいということであるとすれば、それは、そこで議して決めるという性格でない方がよい。そうすると、括弧に例示されている、副学長はいいとして、部局長が入って果たしてそのような性格のものになるか疑問である。
- 「運営会議」が提案されている背後には、「運営会議」に相当な力を持たせたいという含みがあるように思われる。学長補佐体制は必要と思うし、提案の中の、大学運営の企画立案ということについては結構だが、学内の意見の総合調整ということについては、個人的に思い描いている補佐体制とは違うように思う。そういう点で、企画立案を主とした学長補佐体制をつくるべきだとするのか、それとも、もう少し権限を拡大した組織として位置づけられるのか、そこをはっきりさせておく必要がある。
- 「運営会議」に対する一般教員の反応は、これを明確な制度とすることについては、学長に権力が集中するおそれが強いので反対という声が強い。私個人としても、補佐体制そのものの必要性は理解できるが、これを制度として決めなければならないものかと思う反面、学長の仕事をやりやすくするために制度として提案されているのであれば、一概に否定できないので、判断がつかかねている。
- 学長補佐の役割を主として企画立案とすることは無理か。
- 意見調整をしないまま企画立案したものを会議に出してもスムーズに通らないおそれがある。だから、ある案を部局長会議、評議会に出す以上、それが通る見通しがないといけないので、そういう意味で根まわしが必要になるのだろうと思う。
- 「大学運営会議」は、「大学運営のための企画立案や学内の意見の総合調整」と書かれていて、これは、企画立案と意見の総合調整と同じ重みで示されていると思う。学内の意見の総合調整ということになると、部局長会

議との関係はどうなるのか、企画立案するための根まわしなのか、それとも、企画立案したのち、それがうまくいくよう根まわしするのか、それによって意味が違ってくるのか、それによって意味が違ってくるので、そこも議論しておくことが必要と思う。

- 大学審議会が企図しているのは、学長が弾力的にいろいろな問題に速やかに決定を下し実行に移すことを実現するための補佐体制だと思う。しかし、そうだとでも「運営会議」という名称は賛成できかねるし、その構成員についても、大学によっていろいろなメンバーが考えられると思うので括弧内にあるような例示はない方がよい。先の第1常置委員会の意見の方向は妥当と思う。
- 学長の選考方法について、「評議会において数名の適任者を事前に絞り込む」とか、「学外からの候補者を含めて検討すること」とか提案され、また、投票に参加する教員の範囲についてある程度揃える方向が示されているが、これらについて画一的に規定されるのは望ましくない。
- このところは、法制化される可能性がある部分のように思う。それというのは、学長に大きな権限をもたせるときに、選挙母体がしっかりしていて本当に学長として相応しい人が選ばれなければならないという意識がみえている。提言に全面的に賛成というわけではないが、よほどきっちり根拠をもって反論しないと向うに対抗できない。
- たとえば、規定上は教授会で決定するということになっていても、その教授会は教授だけでなく助教授、講師まで含めているとか、運用上弾力的に扱っている大学が多いと思う。そのへんをきちっと分けて明確にさせないと混乱を生じてくることにならないか。

○ 法律文で、単に、評議会で決める、あるいは教授会で決めるとされていれば、それをそれぞれの大学で解釈、運用することによって、たとえば、教授会に助教授を加えてやることもできるが、そこをところをクリアーにすると、逆に身動きができなくなり、運用の妙味がなくなってしまわないか。

○ 学長の選考は、現行法令上は評議会で決めることになっているのに実態はそうになっていないので元に戻すべきであり、投票もしなくてよいのではないか。また、投票を行う場合であっても選挙権の範囲を明確適正にすべきであるというのが大学審議会の議論の流れである。これはこれで一つの筋であって、抵抗しがたいところである。しかし、「投票を行う場合であっても、評議会において数名の適任者を事前に絞り候補者として示した上で」と書かれている点は疑問である。現行は、選挙管理委員会など別の機関で行われている場合が多いと思うが、評議会は現学長が議長になっており、これが次の学長を選ぶ大きなパワーをもつということから、最終的に決めるのは評議会であっても、別の機関で選考する方がよいと思う。

○ 全学と学部の各機関の機能について、「評議会は、大学としての教育課程の編成の基本方針の策定、全学的教育に関する教育課程の編成などを含め、大学運営に関する重要事項についての審議機能を担うこととする」と書かれているが、評議会が教育課程の編成までやるのはいかがか。確かにやりやすくなる面があるかと思うが、現在のカリキュラム委員会などでつくられる以上のものができるか疑問である。

○ 教育課程の編成などの詳細にわたることは

カリキュラム委員会等全学的組織に任せられるべきであるということ意見を一つとして加えたい。

- 「執行機関は企画立案・総合調整を行うとともに、重要事項については審議機関の意見を聞きつつ最終的には自らの判断と責任で運営を行う」とあるが、この「重要事項」というのは、その前に書かれている、執行機関と審議機関の関係のところ、「審議機関は、教育研究あるいは運営の重要事項について……」とあるから、運営だけでなく、教育研究についても含まれると解せる。そうすると、執行機関は審議機関の意見と違っても行いうるということになる。そうであれば、問題ではないか。
- 執行機関と審議機関を分けようとする考えのそのもとになっているのは、行政改革会議の方針が基本になっていると思う。行政改革会議の中で、今までだと、どちらかという、評議会で決めていたことだけを学長が執行（教授会での学部も同じこと）していたのを、ある程度弾力的に学長なり学部長が実行して、それを事後責任として評議会、教授会に承認して貰う部分を増やせという考え方がバックにあるのではないかと推測する。
- 審議機関の機能の明確化に関し、学部教授会が担う審議機能として、「学部の教育課程の編成、学生の入学、退学、卒業、学位の授与など」と書かれているが、教官人事などがなぜ含まれないのか疑問である。
- 学科間の調整ということも抜けているのではないか。
- 先に大学審議会に出した意見の中で、教授会の審議事項について、「学校教育法第59条の『重要事項』という表現が包括的であるため

に、個々の大学で様々な慣行上の扱いがなされている。全学にかかわる事柄に関する学部教授会の意思は、基本的には尊重されなければならないが、ここでいうところの『重要事項』はあくまでも教育研究に関する重要事項であるべきである」という表現に留めたが、もう少し踏み込んで意見を言った方がよかったかもしれない。

- 教員の選考は2段階あると思う。第1段階は、特定の講座、学科等で教授なり助教授を選ばなければならない段階で、どういうふうに講座、学科等をもっていかの基本的な方針を決めることである。ここは、大学としての管理運営に深く関わる場所であり、学部、学科まかせでなく、学長あるいは学部長と一緒に考えて意見を述べるができる方がいいと思う。基本的な方針が決まったのちに、具体的に候補者を選考するのは専門家にまかせるべきであり、これは学部教授会できちっと選んでもらう。そういう2段階であると思う。「具体的な基準を明確化する」というその中身は、これこれの資格をもっている人というのではなくて、当該選考においてどういう方針で講座あるいは学科を運営していくかということであって、具体的な基準というのは、その専攻、講座で人材を募集することに、どういうことを考えるかということであると思う。
- 「大学運営協議会」（仮称）については、総会でも意見があったところで、顧問会議のような性格のものとし、名称もそれに相応しい名称にすべきというのが先に出した第1常置委員会の意見だが、例示されている大学運営協議会の構成メンバーは殆どすべてこの協議会の仕事に初めての人ばかりであるから、や

はりアドバイスをうける顧問会議という性格のものであるべきであろう。

- 「大学運営協議会」に実質的意味をもたせるとしたら、大学に当事者能力がなければならぬ。
- 資源配分機関による資源配分という場合の資源とは、科研費などをいうのか、それとも、学生当積算校費、教官当積算校費、さらに学長裁量経費まで含めて考えられているのであるのか。
- 「効果的資源配分を行うため、きめ細かな評価情報に基づいて」と書かれているので、今後、国大協の特別委員会できちんとした意見を出す必要があると思う。
- 資源配分方法について透明性あるものをつくっていかねばならないが、たとえば、教員養成大学などに新しい物指しを一律に適用したら、教員養成は成り立ちがたくなるであろう。そういうことも考慮されなければならない。
- 「高度専門職業人養成のための実践的教育を行う大学院の設置」ということについては、高度専門職業人の養成ということに異論はないが、人間形成にかかわる教員養成が限られ

た範囲の実務的分野と並列的に並べられていることは適当でない。また、「1年制の大学院修士課程の設置」という提言は、実態からみてもかなり無理があると思われるので、疑問である。

主として以上のような議論が行われたのち、委員長から次のように述べられ、了承された。

本日いただいたご意見を踏まえて、大学審議会に既に提出した意見に付け加えたいこと、あるいは特に強調したいことなどを簡条書に整理し、それを近々開催される大学審議会の部会に所属している学長方にお伝えし、できるかぎり「中間まとめ」に国大協の意見が反映できるようご尽力いただくことにしたい。

なお、7月14日に臨時の学長会議が開催され文部省から「中間まとめ」について説明があり、その後、これについて各関係団体に意見を求められることになると思われるので、できれば、7月14日、文部省から説明を受けたあと、本委員会を開催し、主として組織運営の部分を中心に国大協としての意見の取りまとめについて協議を予定したい。

以上をもって議事を終え、閉会した。

第2常置委員会

日時 平成10年5月12日(火) 13:30~15:35

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 杉岡委員長

山田, 小柳, 江崎, 橋本, 吉田, 板垣, 小川, 深谷, 山崎, 松尾, 辻野, 守屋, 北川, 奥田, 池田, 森満各委員

山極専門委員

荒井臨時専門委員

(文部省) 留学生課林課長, 曾我課長補佐, 大学入試室栗山室長, 中野企画係長, 三浦調査指導係長

(大学入試センター) 廣重所長, 法月事業部長

(説明者) 日野東京大学入試課長, 山道東京芸術大学入学主幹

杉岡委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から, 本日は委員長交代後初めての委員会である, よろしくお願ひしい旨挨拶があり, 引続き, 学長交代に伴い新たに委員に就任された松尾名古屋大学長及び池田高知医科大学長の紹介があった。

〔議事〕

1. 報告事項

(1) 文部省からの報告

栗山大学入試室長から次のように述べられた。

大学審議会では入試改善について継続的に検討を行っており, その際, 先に入試将来ビジョン検討小委員会がまとめられた報告書(「大学入学者選抜の改善に向けて」)を参考にさせていただいている。また情報公開の問題については, このほど情報公開法案が国会に提出され, 委員会で審議が始まったところであるが, 関連して, 個人情報も含めて入試情報への対応ということが課題であるので, これについても検討方よろしくお願ひ申し上げる。

(2) 大学入試センターからの報告

初めに廣重所長から, 平成10年度大学入試セ

ンター試験は, 去る1月17日(土)及び18日(日)の両日実施し, 降雪の影響により一部の試験場で試験時間を遅らせる措置をとったが, 全体としては無事終了することができた。各大学のご協力に感謝申し上げたい旨述べられた。

引続き法月事業部長から, 平成10年度大学入試センター試験の実施結果及び平成11年度大学入試センター試験等について, 配付資料にもとづき概要次のような報告があった。

○ 平成10年度大学入試センター試験は, 志願者数が約597,000人, 受験者数が549,000人であり, 志願者数, 受験者数のいずれもセンター試験が始まって以来初めて若干ではあるが前年度を下回った。これは, 18歳人口の減少ということのほか, 特に浪人受験生の減少が影響したためと思われる。

○ 「地理歴史」の各科目及び「国語Ⅰ・Ⅱ」の受験者数が前年度より減少し, 「公民」の各科目及び「国語Ⅰ」の受験者数が増加したが, これは平成9年度の「公民」各科目及び「国語Ⅰ」の平均得点が高かったことによる反動と思われる。

○ 「地理B」と「日本史B」との間に約21点の平均点差が生じた。これが試験問題の難易

差によるものと判定されたので、事前に公表している方式により得点調整を行った。なお、平均点差が「地理B」と「日本史B」の間にある「世界史B」についても得点調整を行った。

- 平成11年度から、公立大学4大学、私立大学37大学が新たにセンター試験を利用することになり、また、既に一部の学部で利用している私立大学で他の学部でも新たに利用するのが19学部増えた。この結果、国立95大学、公立61大学、私立217大学(479学部)の計373大学となった。ちなみに、4年制大学は現在598大学であるので、その62%がセンター試験を利用することとなった。
 - 「平成11年度大学入学者選抜大学入試センター試験受験要項」については、近く発するが、前年度と比べて、旧教育課程履修者に対する経過措置が廃止されたこと、等のほかには殆ど変わっていない。
 - 「受験案内」の主な改正点も、旧教育課程履修者に対する経過措置の廃止に伴い、該当する出題教科・科目等の記載の削除が中心である。
 - 平成12年度大学入試センター試験の出題教科・科目の出題方法等については、文部省の「平成12年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱」が発せられたのち、センターから正式に通知するが、11年度と異なるのは、従来記載していた、外国語のリスニング・テストが実施できない旨の記述を削除したことである。その理由は、現状ではこれを実施する見通しが見えないためであり、条件が整えば速やかに実施する方針であることには変りない。
- 以上のような報告説明のほか、「平成11年度大

学入学者選抜大学入試センター試験説明協議会及び入試担当者連絡協議会開催日程」、「国立大学入学者選抜研究連絡協議会日程開催要項」等について説明があった。

(3) 文部省からの報告

林留学生課長から次のように述べられた。

「留学生受入れ10万人計画」にもとづき、留学生受入れの拡大を図ってきたが、ここ3年ほど留学生の総数が減少している状況にある。その大きな理由は、昨年3月に「留学生の入学選考の在り方に関する調査研究協力者会議」から出された提言の中で指摘されているように「わが国の大学等の入学選考の仕組みは他国に比べて分かりにくく、多数の志願者を惹き付けるものとなっていない」ことにもあると考えられる。したがって、今後、日本留学のアクセスの改善、特に入学選考の方法を改善していく必要がある。留学生選考の今後の方向性としては、先の協力者会議の提言を踏まえ、○渡日前入学許可の普及、○新たな統一試験の開発、を中心に改善を図っていききたい。このうち、新試験については、試案として、① TOEFL型に近く、日本語能力試験のみにする案、② SAT I型の、日本語能力を中心とした総合試験とする案、③日本語を必修、数学、英語を選択必修とする案、④ SAT II型に近く、③に理科、社会のいずれかを選択する案が挙げられている。いずれ新たに協力者会議を発足させて、新試験の在り方等を検討することにしてしているので、第2常置委員会及び第5常置委員会のご協力をお願いしたい。

以上の説明について次のような意見があった。

- 配偶者ビザで大学院に入った外国人学生の場合、奨学金その他で留学生と同等の扱いが受けられない。これは入管に絡んだ問題であ

り、文部省は法務省と話し合っこの問題の
打開を図ってほしい。

- 私費留学生で、12年の学校教育のうち大部分の期間を外国で教育を受け、一部を日本に所在する外国人学校で教育を受けた者が国立大学を受験しようとしたところ、文部省から大学入学資格を認められなかった。文部省は、このような場合、一般の高校卒業者と同等の教育を受けている実態に則して、大学入学資格を認めるようにしてほしい。今日のようなグローバル化の時代にあっては大学の門戸はできるかぎり開かれるべきだと思う。

2. 国立大学の平成12年度入学者選抜の基本方針について

委員長から次のように諮られた。

国立大学の入学者選抜については平成9年度から「分離分割方式」に統一されたところであり、平成12年度も平成11年度に引き続き「分離分割方式」により行うことを基本とすることでよろしいか。

この委員長の提案について異議なく、この旨来る6月5日開催の理事会及び6月16日、17日開催の総会に提案することが了承された。

3. 平成11年度国立大学入学者選抜における留意事項について

委員長から次のように述べられた。

各大学の学生募集要項作成の参考に資するため例年作成している「入学者選抜における留意事項」について、これの平成11年度版の原案を用意したので、事務局から説明を聞いたうえで審議いただきたい。

ついで事務局から「平成11年度国立大学入学者選抜における留意事項」(案)の平成10年度と

の変更点(大学が指定したセンター試験未受験者、いわゆる「無資格者」が受験することがないよう大学としてチェックをより厳密にするよう明記したこと、公立大学の「連続方式」の廃止に伴う表記の整理など)を中心に配付資料により説明があったのち、審議が行われた。その結果、特に異議なく、これが了承された。

4. 平成11年度第2次試験実施に係る協議の取扱いについて

委員長から次のように述べられた。

入学者選抜についての平成11年度実施要領に定められた日程に対し例外的な措置を講じようとされる場合は予め第2常置委員会に協議することになっており、これに基づき東京大学及び東京芸術大学の2大学から協議があったので、それぞれ説明願ったうえで審議いただきたい。

ついで、初めに東京大学の日野入試課長から次のように説明があった。

大学では、後期日程試験出願者の前期日程試験併願率が高い状況(最近3年間の平均では73.9%)にあることから、併願者が前期日程試験で合格した場合、後期日程試験の第1段階選抜において不合格として取り扱うことによって受験機会の確保を図るため、後期日程の第1段階選抜結果発表日を前期日程試験の合格者発表日(平成11年3月10日(水))と同日とすることについて協議するものである。

委員長から、この協議について諮られた結果、特に異議なくこれを了承した。

引続き、東京芸術大学の山道入学主幹から次のように説明があった。

前期日程で実施する音楽学部の試験は、3回行う実技検査に12日間を要するので、この合格発表日を3月12日に繰り下げたい。また、後期

日程で実施する美術学部の試験は、2回行う実技検査に14日間を要するので、この試験開始日を3月5日に繰り上げることを協議したい。

委員長から、この協議について諮られた結果、特に異議なくこれを了承した。

5. 「大学入試情報開示に関する検討小委員会」の設置について

委員長から次のように述べられた。

前回委員会において、情報公開法と大学入試の関わりについて議論し、その議論を基礎に、加藤委員長のもとで「入試情報開示の問題点・留意点」を取りまとめられたが、その後、情報公開法は国会に上程され、入試の情報開示について各大学が検討する際の参考に資するため、国大協として早急に国立大学共通の何らかのガイドラインをつくる必要があると思われる。については、本委員会のもとに小委員会を設けてこれの検討を行うこととしては如何か、お諮りしたい。ご了承いただければ、本委員会専門委員のほか、国立大学及び共同利用機関等の教官の中で法律の専門家あるいは入試に造詣の深い方を加えた10名程度の委員構成で小委員会を設けることとしたい。

委員長からの提案について、異議なく了承され、委員の人選を委員長一任とし、来る5月15日開催の常務理事会に提案することとした。

6. 報告書「大学入学者選抜の改善に向けて」について

委員長から次のように述べられた。

本年3月、加藤前委員長のもとで、入試将来ビジョン検討小委員会が、報告書「大学入学者選抜の改善に向けて」を取りまとめられた。加藤委員長から、入試改善について継続して審議

してほしいとお話をいただいております、今後、本委員会としてこの問題についてどのように取り組んでいくべきか、ご意見を伺いたい。

ついで、次のような意見交換が行われた。

○ 報告書の作成に携った者として多少の不満は、全体的な大学入学者選抜の問題点、あるいはセンター試験についてはある程度議論できたと思うが、国立大学としてはどうなのかという点での絞り込みが時間の関係もあって踏み込みが足りなかったきらいがある。

○ 入試の制度として、統一して、一斉に、一つの基準のもとに合否判定を行うというやり方は限界にきていないか。センター試験にしても既に多くの人が指摘しているように、記憶力をチェックするような試験であってはならない。勿論、入試センターとして、如何にして理解力、判断力をも測れる問題を作成しようと努力されていることは承知しているが、もっと抜本的な発想があってもよいように思う。

○ 今日、日本の企業は、これまでのように護送船団方式を続けていて果たして21世紀を突破していくことができるのかという問題に直面している。社会の人材養成を担う国立大学としては、各大学、学部の特徴をどう打ち出していくか、それと並んで入試のあり方がどうあるべきか考えていく必要がある。現在、教育課程審議会では高校教育のカリキュラムを多様化する方向で審議が行われているが、多様化はいい面もあるが、一方で、入学してくる学生の学力の低下が懸念される。そういうことも踏まえて入試の問題を考えていくことが必要だ。

○ 日本の大学は殆ど、一旦入学すると、卒業するのは当然とされていて、実態もそうなっ

ている。もっと入学定員を弾力化することを考えてはどうか。

- 転部希望者が出るので、ある学部について5人程度の編入学を考えようとしたところ、教官を1名減らさなければならないというので、結局実行できなかった。この程度ならば、教官を減らさなくてよいということだと、それだけで相当入試の多様化が図れるのではないか。
- 入学難度の高い大学に入った者が社会的に評価されるという風潮は相変わらず強いが、これからは大学でどれだけのものを身につけたかということで評価されるような社会になっていくことが必要だ。大学はそういうことをもっと社会に働きかけていかなければならないと思う。入試は大事ではあるが、それよりも入学後の教育の中身がより大事であるということがいい。
- 入試というと、どうしても、高校との接続の関係で見られがちだが、就職との関わりあいを重視する必要がある。大学がきちんと教育すれば企業はそれを評価するというのは建前であって、実際は企業はブランド指向が強くなり、入試でどこの大学に入ったかで評価が決まってしまう。そういうことが払拭されないと、問題の解決は難しい。
- 入試は、その大学として受け入れる学生を教育し卒業させるに足る資質能力を持っているかどうか判断するうえで、やめるわけにはいかない。問題は、受験競争が過度に激しくなって、高校教育あるいは高校生の生活までも歪めていないか、われわれのやっている選抜の方法が大学の教育研究を維持していくうえで間違っていないといえるか、受験生に無駄な苦勞をさせていないか、改善するとすれ

ば、そういったわれわれ自身が懐疑的にならないで済むような改善をしなければならない。高校が全入に近くなり、これに対応して文部省は、大学へのアクセスとして総合学科をはじめ新しいタイプの高校をつくった。そうすると、大学は新しい高校群に対応するような入試の方法を考える必要がある。高校が多様化したら、それに対して大学の入試も多様化しないと人材をとりこむことができない、という感想をもっている。

- 入試は永遠の課題であり、各国の大学入試制度を調査しそれぞれの長所、短所等のデータを得て、それらを踏まえて入試改善に向けた検討をしていく組織が必要と思う。
- 試験問題について外部評価を取り入れることも考えてよいのではないか。
- 小規模な大学だが、一般入試以外に、特別選抜、夜間主コース、大学院等多くの入試を行っている、教職員の負担は過重になっている。入試のために労力を払うこと自体はいいものではないが、それによって受験生が増えるかといえば、必ずしもそうとはいえない。場合によっては、かなり学力レベルの低い者でも受け入れないと定員割れを起こしかねない。入試を複雑化することにどれほどの意味があるか考えさせられる。そういうことも本委員会で十分検討してほしい。
- 地域によっては、若者が多く外に出ていってしまう。地域の人材確保の観点から、入学定員の5~10%程度を地域枠として地元出身者を受け入れることを考えてもよいのではないか。このことは、すでに中教審の答申で提言されており、各大学の判断で実施できるのではないか。
- 基本的には、国立大学に限らず公の性格を

有する機関が選抜するときにあっては公平でなければならないが、何が公平で何が公平でないかは一概に言えない。たとえば、過去に、公立大学が地域自治体の居住者を優先的に入学させることについて、内閣法制局は認めているが、国立大学の場合は公立大学とは違うので形式的には論じられない。その大学の置かれた実態とか学部の特性などを総合的に検討し判断することであろう。

- 国立大学の入試制度は公平性ということでは最早崩れていると思う。勿論、一般入試については公平性はあるが、推薦入学枠が設けられているほか、いろいろな特別入学があること自体、公平性ということからいえば崩れているのではないか。
- 現状、入学者のうち9割は地域(北海道内)出身者で占められており、むしろ一定の定員枠を地元以外に当てて全国各地から入学してもらいたいくらいだ。
- 県内に学力の地域間格差があって国立大学に入りにくい地域がある。そういう地域の教育委員会から地元出身の教員が求められている。それに応えるため地域枠を設けることを検討したが、仮にそれを行ったとしても、卒

業後出身地に戻って教壇に立って貰える保証はないし、それを義務づけることもできない、ということで暗礁にのりあげている。

- 医師過剰時代と言われるが、地域によっては医師は不足している。また、教員養成についても地域からの期待は大きい。国立大学が果たす役割を考えたとき、入学定員に地域指定ということがあってもよいと思う。ただ、制度としては緩やかにしておき、あとは各大学の実情に応じて行うのがよいのではないか。
 - 多様な資質の学生を受け入れるということでは、分離分割入試はよい方法と思うが、教員養成系学部などの個々の募集単位が小さいところでは、たとえば前期5人、後期3人といった募集の仕方をしなければならない。これでは受験生に志願を敬遠されてしまう。大きな単位で募集し、入学後振り分けるといったことも必要ではないか。いずれにしても、各大学・学部の特性の中で、多様性を保証するような入試の仕方であるべきであり、先進的にやっている大学から学ぶこともしながら改善を図っていく必要がある。
- 概ね以上のような意見交換があり、本日の議事を終了した。

第4 常置委員会

日 時 平成10年5月27日(水) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 梶井委員長

保原、小泉、又坂、須藤、原、赤井、川本、近藤、菰口、佐古各委員

中沢、菅原、中村、早川各専門委員

(文部省) 嶋賀人事課給与班主査、伊藤専門員、三浦給与第4係長、白間大学課課長補佐

梶井委員長から、新たに委員となられた原潔神戸商船大学長並びに新たに専門委員となら

れた中沢正治東京大学工学部教授、中村好一東京大学総務部長及び専門委員を継続される菅原

正弘東京医科歯科大学事務局長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 新たな再任用制度の導入について

伊藤専門員から、次のとおり説明があった。

人事院が、5月13日、国会と内閣に対し新たな再任用制度の導入について意見の申出を行ったので、その概略をご説明したい。

現在60歳である公的年金の支給開始年齢を平成13年度から3年ごとに1歳ずつ引上げ65歳とすることが予定されており、雇用と年金の連携をはかる趣旨で、民間の定年制の状況等も勘案し、継続雇用について意欲と能力のある定年退職者等を60歳の定年制を維持しつつ、定年退職後公的年金の支給が開始されるまでの間、新たに再任用する継続雇用の制度を導入しようというものである。勤務形態としては、フルタイム勤務のほか短時間勤務を用意し、定年前の職員と同様な業務に従事し、給与は、定年退職前の給与の約半分320万円～440万円程度としている。この制度は所与の定員の枠内で実施し、再任用の上限は年金支給開始年齢に合わせ平成13年に61歳とし、その後3年ごとに1歳ずつ引上げ平成25年に65歳とすることとしている。今後人事院で細目を詰め、関連法案の改正作業が進められる予定であり、文部省でも委員会で大学等のご意見も聞きながら検討する予定である。とくに国立大学は、停年を各大学管理機関が定めており、現在63歳以下の停年の大学が40%程度あり、これらの大学について、教育公務員特例法の改正を含め、この制度の導入を考えていく必要があると思う。

以上の説明について、次のような点について意見交換が行われた。

- 各大学では、停年の引上げと再任用制度の導入のどちらを考慮するのか。
- 何%程度の者が再任用されるのか、また意欲と能力の有無はどこがどのように判断するのか。
- 教育公務員特例法を改正する必要があるか、また改正する場合の形としてはどのような形が考えられるのか。
- この制度は地方公務員にも波及するか、小・中学校教員の平均年齢が高齢化し、教員採用が減少しているが、この制度ができるとさらに小・中学校で教育上問題が起こるのではないか。
- 地方公務員、一般職及び特別職の国家公務員の間や各大学等との再任用と定員関係の運用等についてもこれからの検討される予定である。

2. 大学審議会の審議状況について

白間大学課課長補佐から、資料「大学の組織運営システムの改革（論点）（案）」をもとに、次のような説明があった。

昨年11月から、大学審議会では、「21世紀の大学像」、「大学院制度の改革」、「学部教育の改革」、「大学の組織運営システムの改革」について4部会に分かれ審議しており、組織運営部会では、制度改正も視野に入れ、次のような論点について審議している。6月末には4部会の報告をもとに大学審議会の中間まとめが出され、様々な形で各方面のご意見を聞いたうえ、10月には答申が出される予定である。

(1) 21世紀の大学の組織運営システムの改革の方向について

- ① 大学運営の自主性、自律性を確保すること

- ② 情報公開や評価などにより、適切な競争的環境を設定すること
- ③ 大学が組織として、責任ある意思決定を行い得る組織運営体制を整備すること
- (2) 大学運営の自主性・自律性について
 - ① 国立大学の人事、会計、予算、組織定員などについての弾力化と情報公開及び学外有識者の意見聴取
 - ② 公私立大学に係る認可手続きの弾力化・簡素化
- (3) 開放的で積極的な自治をめざし新たな自主・自律体制の構築と機能的な意思決定について
 - ① 学長を中心とする大学執行部の機能の明確化、学長補佐体制としての運営会議の設置
 - ② 評議会と学部教授会の機能分担の明確化
 - ③ 執行機関(学長・学部長)と審議機関(評議会・教授会)との機能分担の明確化
 - ④ 教員人事に関する意思決定の在り方
 - ⑤ 審議機関の運営の基本(多数決による決定)
 - ⑥ 外部有識者の意見を聞く大学運営協議会の設置
 - ⑦ 学校法人の理事会と教学組織の機能分担の在り方
- (4) 客観的評価システムについて
 - ① 自己点検・評価の充実(点検・評価の実施、その結果の公表と学外第三者による検証の義務化)
 - ② 客観的評価システムの構築
 - ③ 客観的かつ透明な評価の成果を踏まえての予算配分
 - ④ 評価の実施対象領域、実施頻度、実施組織の単位

3. 技術専門職制度の創設について

委員長から、次のとおりこれまでの経過について説明があった。

3月下旬に作業委員会を開き、文部省担当官から、昨年11月に「国立大学、国立短期大学及び国立高等専門学校の技術専門官及び技術専門職員に関する訓令」が定められ、新たな技術専門職制度が創設されることについて説明を受けた。そのうち技術専門職の選考基準等の設定等を行い、各大学で具体的に技術専門職の配置を進めていただいたが、大学等で特に問題が生じているか否か伺いたい。自分のもとには配付資料のように選考基準についての意見及び技術職員と技術部の問題を全国的に情報交換する場を設けるよう要望が来ている。

ついで嶋貫主査より、次のような説明があった。

一部組合から、技術専門職の選考基準が教官の選考基準のようであるとのことで、人事院に行政措置要求の申出が行われているが、組合の大勢としては概ね納得していると思う。また高等専門学校からは、配布されていない技術専門官について配慮を求める要望が出てきている。

なお、組合からは、技術職員の研修体制の確立が強く要望されており、我々も問題意識をもっているが、本委員会でも今後ご検討いただきたいと思う。

ついで委員長から、技術職員の処遇問題について、長年の懸案について一段落がついたが、今後の進め方については、教務職員の処遇などの問題も残されており、次の待遇改善の要望のところで関連させてご審議願いたい旨述べ承された。

4. 国立大学教官等の待遇改善の要望について

委員長から、次のように説明があった。

新たに技術専門職制度が創設されたので、技術職員として職務と責任に見合う処遇を求める考え方は変わらないが、将来その時点で必ずしも専門行政職俸給表にこだわらないということでは要望書の文面から専門行政職俸給表適用を目指すことについては削除した。組合からは、教務職員の給与の頭打ち解消問題について強い要望が出ており、各大学で教務職員の助手への振替え等による対応が進められているが、それらの点についてこの要望書で触れるかどうかという問題もある。また関係大学からは、夜間主コース担当教官の処遇改善について昨年の要望書の文面と趣旨は変わらないが修正の意見が提出されている。ついては要望書の原案を作成していただいた中村専門委員から、説明願ったのちこれらの点を含めてご審議願いたい。

ついで中村専門委員から次のとおり説明があった。

昨年の要望書の文面をもとに配付資料のとおり要望書の原案を作成した。本年4月から技術専門職制度が創設され、長年の懸案であった教室系技術職員の処遇問題について一段落ついたもので、「教育研究支援職員」の部分に関する要望の文面を修正し、各大学で横断的に実施できる研修制度の新設の要望を加えた。その他若干の文字を修正した。

以上ののち、各委員により、次のような点について意見交換があったのち、要望書原案の文面を一部修正のうえ、了承し、総会に諮り承認を得たうえ、関係方面に要望することが了承された。

○ 夜間主コース担当教官の勤務形態及び勤務

負担の実態について並びに夜間大学院教官等との違いについて

- 教務職員の職務の性質と給与の頭打ち解消問題について
- 助手と教務職員の職務の違い及び一本化の場合の問題点について
- 助手の一部及び教務職員を技術職員に転換する場合の問題点について
- 任期制教官の処遇改善の問題点、特にプロジェクト用任期制教官の処遇改善の必要性について

5. 人事院勧告の取扱に関する要望について

委員長から、次のとおり述べ承された。

本要望は人事院勧告の内容を見て文案を作成する必要があるので、例年のとおり、会長と常置委員会委員長に要望書の文案作成及び提出時期について一任していただきたい。

6. 委員会の今後の進め方について

委員長から、今後作業委員会で、夜間主コースの問題、教務職員の問題等審議して行きたいと思うが、その他審議すべき問題があれば伺いたい旨述べ、各委員により、次のような点について意見交換が行われた。

- 私立大学から採用された教官に対する単身赴任手当を支給の要望について
- 技術部の問題を全国的な規模で情報交換する場の設置について
- 部局長（副学長・学部長等）についての指定職俸給表の完全適用について
- 全学的な事項を審議する委員会委員・学長補佐機関等の者に対する役職手当の支給について

以上をもって本日の議事を終了した。

第5 常置委員会

日 時 平成10年6月2日(火) 13:30~15:40

場 所 国立大学協会会議室

出席者 中嶋委員長

吉田, 北原, 澄川, 内藤, 水岡, 高久, 金城, 加藤, 池田, 松浦, 斉藤, 西村, 桂各委員

(文部省) 林留学生課長, 山下留学生交流政策室企画調整係長, 大路国際企画課課長補佐, 白間大学課課長補佐

中嶋委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、学長交代に伴い新たに第5 常置委員会委員に就任された北原保雄筑波大学長及び高久 晃富山医科薬科大学長、また今回初めて出席された松浦好治大阪大学教授の紹介があった後、文部省出席者の紹介があった。

〔議 事〕

1. UMAP 先行国際事務局の発足について

委員長より次のような報告があった。

UMAP 先行国際事務局(以下、先行事務局と略す)は、2年間という条件で、東京大学教養学部のアメリカ研究資料センターの一室を借りて発足した。前回委員会でご案内したように、4月10日の正午から、神田の学士会館において先行事務局立ち上げの披露パーティを開催した。パーティには、阿部会長及び第5 常置委員会所属の学長、また文部省からは兩宮学術国際局長等にご出席いただき、本日、改めて感謝申し上げます。

同日午前、配付資料の通り、第1回目の先行事務局の運営委員会が開催され、国大協からは中嶋学長・桂学長・伊藤事務局長の運営委員会委員の就任が了承されると共に、小職が運営委員会委員長に選任された。また運営委員会の下に設置される専門委員会の委員として、水岡

教授・二宮教授の就任が了承された。なお、前回ご承認を得なかったが、監事として澄川学長の就任が了承されたので、本日、ご追認を得たい。

また、先行事務局の職員を至急採用する必要があり、英字新聞及び求人雑誌で募集したところ40数名の応募があり、書類選考を行い、11名に絞り、5月8日に先行事務局で面接試験を行い、1名(島根国美子)の採用を決定した。

今後は文部省にバックアップをいただき、国公私立大学団体の協力により、先行事務局の運営を支援していきたい。

2. 第6回UMAP総会について

委員長より、配付資料「Sixth UMAP Reference Group Meeting 25-27 August 1998」に基づき、次のように述べられた。

第6回UMAP総会が本年8月25日~27日にわたり、タイのバンコク大学・大学省の主催により開催される。ニュージーランドにおいて開催された第5回総会には、国大協より井村会長(当時)が出席されたので、今回も出来れば阿部会長にご出席願いたいと考えるが、本委員会所属の学長等にも出席方をご検討いただければ幸いである。

なお、各学長の参加経費は、国大協からの派遣は別として、各自負担となるが、宜しくお願

いしたい。

続いて、水岡委員より、次のような質問があった。

プログラムに記載の通り、第6回UMAP総会では、①「UMAP国際事務局」、②「UMAP憲章」、③「UMAP Credit Transfer Scheme (UCTS)」等の問題を協議することになっている。国大協が大きく係わっているのは、先行事務局に関する諸問題であるが、先ず最初の先行事務局の業務として、来る6月13日に東京で開催される予定の第2回「UCTS運営委員会」があるが、その開催の準備状況を伺いたい。

この質問に対して、種々激しい意見の交換があったが、この問題は先行事務局の問題で、当委員会で審議する事柄でないとの結論となり、先行事務局の専門委員でもある、水岡委員を含めた専門委員会で開催準備について協議することとなった。

3. フランス及びドイツとの大学間交流について

委員長より、配付資料「ドイツ大学総長会議副会長との会見概要」「フランス国立大学学長会議議長団との会見概要」に基づき、次のような報告があった。

フランス国立大学学長会議議長団の A. シガノス (スタンダール大学長)、J. メランドール (ルイ・パスツール大学長) 等が、4月21日に阿部会長を、また22日には中嶋第5常置委員会委員長を訪問し、日仏間の高等教育シンポジウムの日本開催の提案、及び3・4年生を対象に社会制度を学ぶため日仏間で相互に学生を交流するという計画の提案があった。

また、3月25日、ドイツ大学総長会議副会長の C. ヴァイス氏他2名が阿部会長を訪問し、

単位互換・学位認定等について大枠を定めたい旨の提案があった。

続いて、国際企画課の大路課長補佐より、配付資料「日仏シンポジウムの概要」に基づき、シンポジウム開催案の説明があった。その要点は以下の通りである。

開催時期：平成10年11月5日(木)～6日(金)
場 所：東京(未定；安田講堂、三田共用会議所を検討中)

出席者：各15名～20名。フランス側は、大学長、教育省高官等。教育大臣の出席も考えている模様。日本側は国立大学長を中心に考えている。

その他：レセプションは文部省がセット。
参加経費は各大学負担。会議は日仏同時通訳で行う。

なお、詳細は、更に先方と話を詰めて、改めて相談したい。

これについて協議の結果、シンポジウム開催の件は国大協総会に諮る、またドイツからの提案の単位互換等の大枠の設定の件は第5常置委員会で検討することとなった。

4. AAC&U(米国大学協会)との交流について

委員長より、次のような報告があった。

AAC&Uの Joseph Johnston 氏及び Jane Spalding 女史には、去る4月16日～4月24日にわたり、北海道・東北・横浜国立・京都大学を訪問し、短期交換留学プログラムの視察及び関係者との懇談のため来日された。なお、4月22日午後、東京外国語大学を訪問され、留学生交流の問題について種々懇談した。

なお、AAC&Uメンバーは昨年9月21日～30日にかけて、同じ目的のため、上記大学を訪問

された。その際(9月25日)、広島大学主催による「短期交換留学のための日米シンポジウム」が開催され、その報告書が広島大学より送られてきたので、ご一読いただきたく配付した。

5. 日本語能力及び留学適性の評価のための新たな統一試験について

委員長より、次のように述べられた。

このことについては、前回委員会において、渡辺前留学生課長より説明を伺ったが、重要な問題であるので、改めて、林留学生課長より説明を伺いたい。

続いて、留学生課長より、次のような説明があった。

昨年、文部大臣の要請で開始された「留学生政策懇談会」が、最近の留学生減の状況を踏まえ、今後の対応策を検討し、それを第一次報告として取りまとめた。外国の留学生にとって日本の大学へのアクセスの経路がよく見えないので改善すべきである、欧米の大学のように透明性の高い入学者選抜が出来るような方法を検討すべきである等の懇談会の意見を踏まえ、第一次報告では①大学及び留学生にとって利用しやすい試験、②大学が留学適性を判断する上で効果的な試験、を検討する必要性が指摘された。

この具体化に当たっては、例えば「TOEFL」や「SAT I」(日本語と基本的な教科の試験を実施)のようにするか、場合によっては「SAT II」のように更に専門的教科を加える等、幾つかの選択肢が考えられるが、何れにしる透明性・信頼性の高い、誰にでもわかる統一試験を開発したい。

日本語能力及び留学適性の評価のための新たな統一試験の開発のため、本年度より日本国際教育協会に予算をつけ、「『日本留学のための新

たな試験』調査研究協力者会議」を発足させる予定であるので、是非とも国大協にあって積極的に議論に参画いただきたい。

以上のような説明があった後、概ね次のような意見交換があった。

○ 現行制度は、日本に留学するためには非常に障害が多い。TOEFL のようなものになるか否かは別として、母国で受験できかつ入学決定が得られるような、また、試験内容は国語・国文学的な問題でなく、コミュニケーション手段としての日本語という観点から能力判定が出来るような、新たな試験制度を検討願いたい。

○ 優秀な留学生をより障害の少ない方向で入学できるよう改善していきたいと考えるし、只今ご指摘の点も留学生の入学選考の在り方に関する調査研究協力者会議が取りまとめた「留学生の入学選考の改善方策について」でも基本的な考え方として提言されているように、ある程度、母国にいて入学の目途が立つような方向で改善していきたい。現在、どの高等教育機関にも入学が未確定の状態、日本語学校への「就学生」として就学ビザで来日し、アルバイト等をして頑張るというケースが往々にして見られるが、現状を改善し、優秀な留学生を受入れて、日本の高等教育の国際化・活性化を図るため、抜本的に試験制度の見直しを検討いただきたい考える。なお、今回補正予算で、アジア通貨危機の影響を受けている韓国等からの留学生に対して奨学金充実の措置を講じたが、これと並行して現行のアルバイト時間の規制緩和(1日4時間を週28時間に緩和)を要請している。

○ 試験出題科目については、英語のみでよいという考えの学部もあろう。新しい試験制度

- は、それぞれの大学・学部等の意向で受験科目を決められるのか、その点はどうなるのか。
- その問題を含め「『日本留学のための新たな試験』調査研究協力者会議」で検討いただきたいと考えている。優秀な留学生を受け入れるため、教科についても、ある程度、能力が測れる試験科目をオプションとして選択できるような、弾力性のある試験制度が望ましいと考えるが、全てのニーズに対しきめ細かく対応するのは困難である。
 - 日本の高等学校学習指導要領に基づき試験問題を作成すると非常に難しい問題となるので、素質があり、将来伸びる人を選抜できるような問題作成の仕方を工夫いただきたい。
 - 配付資料「留学生のための新試験の改善の視点と構成試案」に記載の通り、必要最小限のものは盛り込むことになろうが、今後の方向性としては①各大学の渡日前入学許可の普及、②書類選考を重視した入学選考（現地校成績等による評価、面接・論文等による評価等）、③新試験の活用（現地における複数回実施）等、極力、TOEFLやGMATに近い形の、学生が利用しやすい試験形態にしたいと考えている。
 - 法務省が一番危惧するのは支弁能力である。国費留学生とか、奨学金が予約済であれば問題ない。現在の留学生は片道切符で来日し、アルバイトしながら勉強し、大学入学を果たすという形が大部分を占めると言っても過言でない状況であるが、母国において、どの大学で、どの専攻を学び、卒業後の自分の姿が描けるような状態で受け入れることが出来るようにならないと優秀な留学生が来ないので、この辺が改善すべき第一歩と思っている。
 - 大学が或るラインを公表することによって、大学が格付けされ、優秀な学生が地方大学に来ない事態が生ずることを危惧する。
 - 試験制度が改善された場合、別の弊害が出て来る可能性があるが、新しく発足する「調査研究協力者会議」で当然議論されよう。米国の場合、TOEFLやGREは各大学とも公表していない。
 - 学生にとっては、ラインが示されないと、勉強の目標が立たない。大学は最低ラインを示せばよく、直ちに大学のランク付けには結びつかないと考える。
 - 現在、学部学生は1～2割程度である。学部留学生の教育は手が掛かり、幸い私費留学生統一試験と日本語能力試験があるため、受入れなくてもよかった面があり、比較的うまく機能していた。しかし今後、新しい試験制度が出来ると、学部留学生についても、どんどん受け入れてくれ、ということになるのか。
 - 個人的には、今までのような方法は望ましくなく、変えていきたいと考える。今後は、大学推薦を中心とし、また私費留学生についても種々ある奨学金の受給可能な優秀な学生を大学が選抜し、受け入れて教育してほしいと思う。
- 概ね以上のような意見交換の後、委員長より次のように諮られ、了承された。
- 去る5月19日、国大協事務局を通して、文部省留学生課より「『日本留学のための新たな試験』調査研究協力者会議」の委員として、第2常置委員会と第5常置委員会から各1名の推薦依頼があったので、第5常置委員会からは小職が参加する旨回答したので、ご追認いただければ幸いである。なお、第2常置委員会からは杉岡委員長が推薦された。

6. JUSSEP小委員会委員の交代について

委員長より次のように述べられ、了承された。

東北大学の木村力雄留学生センター長には、去る3月末日をもって退官されたが、引き続き委員会参加の申し出があり、その後任として、田口喜雄教授の推薦があった。

国大協会則では、小委員会委員は常務理事会の承認を得る規定になっているため、去る5月15日開催の常務理事会に付議し、了承を得たので、本日、ご追認いただきたい。

なお、委嘱期間は、平成10年6月1日～平成11年12月14日である。

7. 大学審議会の審議状況について

委員長より、次のように述べられた。

大学審議会、特に「組織運営部会」において大学の組織運営システムの改革の議論が急速に進んでいるので、本日、文部省より審議状況を説明いただくこととした。

次に、白間大学課課長補佐より、次のように述べられた。

大学審議会は、組織運営部会、大学院部会、基本構想部会、大学教育部会等で構成されているが、部会の審議状況を「中間まとめ」として、6月末に公表する予定になっている。本日は実際、会議に配付した資料に基づき、組織運営部

会の審議状況を説明したい。

引き続き、配付資料「大学審議会組織運営部会関係資料」に基づき、詳細な説明があった。その主要説明事項は次の通りである。

(1) 大学の組織運営システムの改革（総論）

①大学運営の自主性・自律性の確保

②情報公開や評価を進め、適切な競争的環境を設定

③責任ある意思決定を行い得る組織運営体制を整備

(2) 大学の組織運営システムの改革（論点）

〔論点1〕学内の機能分担の基本

①学長を中心とする大学執行部の機能の明確化

②評議会と学部教授会の機能分担の明確化

③執行機関と審議機関との機能分担の明確化

④教官人事に関する意思決定の在り方

〔論点2〕審議機関の運営の基本

〔論点3〕大学運営協議会（仮称）の設定、等

(3) 客観的評価システムについて（論点案）

①客観的評価の必要性

②客観的評価システムの具体的な在り方

③資源の効果的配分と評価

以上の説明に関して、若干意見交換があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第7常置委員会

日時 平成10年5月11日(月) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 丸山(工)委員長

丹保, 久保, 吉田, 廣田, 時澤, 佐藤, 山下, 小澤, 小坂, 溝上, 岡東, 中野各委員

小山, 藤野, 六本各専門委員

(文部省) 田中人事課長, 高橋人事課副長

丸山(工)委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から, 新たに委員となられ, 前回(4月2日)出席できなかった溝上泰鳴門教育大学長及び教員委員の山下廣順名古屋大学教授を改めて紹介したのち, 議事に入った。
〔議事〕

1. 国家公務員倫理法案大綱(案)要旨について

委員長から, この度, 緊急案件として阿部会長から今国会に上程されている国家公務員倫理法案に関連し, この問題を早急に本委員会で検討願いたい旨要請があった。

これは, 既にご承知のとおり今国会において審議中で, 会期末(あと1ヶ月位)までに同法案が成立する見込みと聞いている。この法案が成立した場合, 既に各国立大学が定めた倫理規程では対応し得ないこととなり新たな法律のもとで国家公務員全体に適用されることになる。

このような状況の下, 全国立大学においても大きな関心事で, 今後国立大学としてこの問題に対しどのように対処すべきか阿部会長が文部省と話し合われた結果, 文部省関係においてはこの法律を受けて国立大学教職員等も含め, 細部にわたる新たな倫理に関する文部省訓令が制定されこれに従うことになるとの話であった。

この訓令制定にあたり, 国立大学協会として要望書を作成し, 文部省へ提出する方向で考え

て行きたいが, この文案作成について可及的速やかに, 本委員会で検討願いたい旨阿部会長から申し出があったとの経過説明ののち, この緊急課題の審議について諮られた承された。

ついで, 委員長から, この問題の審議日程について, 阿部会長からの要請も踏まえ6月中旬開催予定の国立大学協会総会に間に合うようにしたい, そのためには, 6月2日(火)に第7常置委員会を開催し, 要望書原案をまとめる方向で進めたいとの提案があり, 了承された。

引き続き委員長から, 過日, 文部省官房人事課に赴きこの問題に関し意見交換をしてきたとの報告があったのち, 本日, 同省田中人事課長及び高橋人事課副長にお越しいただいたので, ご説明願いたい旨述べられ, 田中人事課長から配付資料「国家公務員倫理法案について」に基づき次のような説明があった。

I 国家公務員倫理法制定の経緯

- 国民の信頼を損なう一部公務員の不祥事を機に, 国家公務員倫理法制定の声が高まる。
- 政府において「公務員倫理問題に関する検討委員会」を設置して検討作業を行ってきたが, 自民, 社民, さきがけそれぞれが, 議員立法による必要があるとの考えで, 与党として国会提出を決定。
- 自民党は, 「公務員倫理法制定に関する調査

特別委員会」及び同ワーキングチームの下で検討を進め、3月31日に自民党の倫理法案大綱を公表。

○ 与党三党は、「与党公務員倫理に関する協議会」及び同ワーキングチームにおいて、4月14日与党法案大綱、5月6日「国家公務員倫理法案」をまとめる。現在各党において党内調整が進められており、5月12日か13日頃に国会に提出される予定となっている。

○ なお、野党各党・会派も「国家公務員の倫理保持に関する法律案」が国会に提出されている。与党案より厳しい内容となっている。

II 国家公務員倫理法案の概要

1. 法案の概要

(1) 国家公務員倫理規程

○ 対象：一般職の国家公務員全般

○ 職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止、制限など国民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために遵守すべき事項に関する国家公務員倫理規程（政令）を定めるものとする。従って、この規程においては、関係業者から、国家公務員である係員から事務次官に至るまで贈与・接待を受けてはならないことが定められる予定である。また、関係業者からの湯茶接待等のよしあしも踏まえて、制限の文言が入るやに聞いている。

○ 具体的に、職員に利害関係を有する者、すなわち関係業者とはどこまでの範囲を指すのか、また、職種によって異なることから、各省各庁の長は、国家公務員倫理審査会（人事院に設置）の同意を得て、所属職員の職務に係る倫理に関する訓令を定めることができる。この訓令の制定にあたり、文部省関係については一本化の方向で考えて行きたい。

(2) 贈与等の報告

○ 対象：本省課長補佐級以上の職員（行（一）の場合7級以上の職員）

○ 本省課長補佐級以上の職員は、関係事業者以外の事業者等から金銭、物品その他の財産上の利益の供与・供応接待及び職務に基づいて提供する人的役務に対する報酬の支払いを受けたときは、各省各庁の長又はその委任を受けた者に四半期ごとに贈与等報告書を提出しなければならない。（1件につき5千円を越えるものに限る）

報告事項としては、

① 受けた利益又は当該支払いを受けた報酬の額

② 利益を受け又は当該報酬を受けた年月日及びその基因となった事実

③ 事業者等の名称及び住所

④ その他国家公務員倫理規程で定める事項

以上の項目により報告しなければならない。

○ 指定職以上の者について、各省各庁の長等は、贈与等報告書の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

○ 何人も、各省各庁の長等に対し、贈与等報告書（利益、報酬の価格が1件につき2万円を越える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。

(3) 資産等及び所得等の報告

○ 対象：本省局長級以上の職員（指定職俸給表7号俸以上の俸給受給者）

○ 資産等の報告として、本省局長級以上の職員は、就任日において有する土地・建物等の資産、就任日以降新たに有することとなった土地・建物等の資産について、資産等報告書

等を各省各庁の長又は委任を受けた者に提出しなければならない。また、各省各庁の長等は、当該資産等報告書等の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。なお、資産等には、土地・建物以外に郵便貯金他、金銭信託、有価証券、自動車、船舶・航空機、美術工芸品、ゴルフ会員券、借入・貸付等も含まれている。

- 所得等の報告として、本省局長級以上の職員（前年1年間を通じて本省局長以上であった者に限る。）は、前年の所得金額、贈与税の課税価格について、所得等報告書を各省各庁の長又は委任を受けた者に提出しなければならない。

また、各省各庁の長等は、当該資産等報告書等の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

以上のように、この倫理法案の骨子は、職員全員が遵守しなければならないこと、補佐級以上職員の報告義務、局長級以上職員の報告義務の三本柱で成り立っているところである。

(4) 国家公務員倫理審査会（人事院に設置、構成は会長他4名）

- 公務員倫理一般に関する業務
- 報告書の審査等に関する業務
 - ① 審査：贈与等並びに資産等及び所得等の報告書の審査
 - ② 調査：任命権者に対し調査等を求め、任命権者の行う懲戒処分につき承認する。倫理法違反の疑いがあり、倫理の保持に関し特に必要があると認めるときは、証人喚問、資料提出等を求めることができる。
 - ③ 勧告：任命権者に対し職員の職務に係

る倫理の保持を図るため監督上必要な措置（懲戒処分を含む。）を講ずるよう求めることができる。

- ④ 懲戒：職員を懲戒手続に付することができる。

(5) その他

○ 倫理監督官の設置

各省庁に職員の倫理の保持に関する指導助言を行う倫理監督官を置く。倫理監督官には各省庁の事務次官を充てる予定。

○ 国会の関与

各議院又はその委員会は、政府に対して国家公務員の倫理の保持の在り方について勧告する。また、政府は、年次報告を国会に提出する。

○ 違反者に対する制裁措置

国家公務員倫理規程違反、贈与等の各省各庁の長への報告違反、資産等の各省各庁の長への報告違反は、国家公務員法上の懲戒対象となる。また、国家公務員倫理審査会又は任命権者による懲戒処分概要の公表を行う。

○ 特殊法人等の講ずる施策等

政府出資を受けている法人等は、国の施策に準じて職員の倫理の保持のために必要な施策を講じなければならない。各省各庁は、特殊法人等が講ずる施策について必要な監督を行うことができる。

○ 地方公共団体の講ずる施策

国の施策に準じて地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

III 教育公務員等に関する特例

(1) 国立大学の教員等に関する特例

教特法との関係上、国家公務員倫理審査会の権限について国立大学の教員等に関する特例を

定める。

○ 調査権限：大学の教員等に対して国家公務員倫理審査会が調査権を直接行使するのではなく、文部大臣を經由して大学管理機関に必要な調査を求める。

○ 懲戒権限：国家公務員倫理審査会が大学の教員等に対して懲戒権を直接行使するのではなく、文部大臣を經由して大学管理機関に懲戒審査を求める。

(2) 教育公務員等に関する特例

教育公務員の職務の特殊性から、一定の責任を有している者を対象として贈与等及び資産等の報告義務を課す。

○ 贈与等の報告：指定職俸給適用者、及び教育職俸給適用者にあつては、教育職（一）4級以上、同（二）3級以上、同（三）3級以上、同（四）3級以上の管理職手当受給者を対象。なお、参考までに教育職（一）相当で言えば、約6万3千人、その内4級以上が約4万2千人で、この内、管理職手当受給者が約3千人おり、これが対象となる。

○ 資産等の報告：指定職俸給表7号俸以上の俸給を受ける学長を対象。副学長は対象外。

なお、この教育公務員等に関する特例については、まだ法律の中身で不明確な部分もあり、文部省としては、国大協を始め関係各位のご意見も聴きながら、文部省訓令を定める際に、教育・研究業務等の阻害要因にならないよう留意しながら国家公務員倫理の徹底には十分意をもちいて対処して行きたい。

以上の説明ののち、質疑応答が行われた。

ついで、委員長から、この問題について、本日初めて文部省の意見を拝聴したところであるが、種々問題もあるようなので、本委員会とし

て、このことに関し、先に述べたことも含め今後どのような取組み姿勢で臨むべきかとの提言がなされた。

これに対し、文部省から、本年秋頃から政令の策定協議が始まるのではないかと考えている。また、国家公務員倫理審査会が発足する以前の秋口までの間に事前の準備として早めに進めておくのが望ましい。どのような要望書になるのか定かでないが、それはそれとして、秋口まで少人数での協議も継続可能であり、本省関係部署も含めた協議の場も必要かとの思いもある。その際は、改めて相談したい。

ついで、委員長から、本委員会として、先に述べたとおり本件に係る要望書原案の作成要請を受け、本日からその作業に取りかかることになる。これからの進め方として、まず文案内容のガイドラインは、本日の意見交換、さらに今後の文部省との折衝等も踏まえ、明確な条件を付すような内容ではなく、ある程度、抽象的な文書にならざるを得ないものと考えている。なお、時間的な制約もあることから文案作成に際し、各委員から、これに関するご意見等を委員長にお寄せいただき、それらを参考にしつつ、早急に、たたき台の素案作りに着手したい。ついで、この作業を委員長以外に丹保委員、小山専門委員にも加わっていただき検討していきたいと思う。また、5月15日に常務理事会が開催されるので、その際に提案し、ご意見を伺う予定である。これらを総合的に勘案したうえで、次回の第7常置委員会にご提案し、ご検討願うとともに、最終的には会長、副会長にご一任願うことになる旨の発言がありました。

2. 情報公開法について

委員長から、4月2日の本委員会でご審議い

ただいた際に、情報公開法の専門家の方にご意見を伺うこととし、早速、お願いしたところ、東京大学法学部小早川教授から本日お配りした資料のとおりコメントをいただいたところである。そのコメントの中に数点の重要なアドバイスがある。その一点は、情報公開法が適用された場合に各大学におけるこの問題に対応するシステムのあり方、第二点目として開示・不開示の教授会等の審議を要することに伴う手続き上のあり方、すなわち時間的な制約も踏まえ、各部局教授会或いは部局長会議等とは別のシステムで対応した方がよいとのご示唆もある。しかし、この点に関する学内組織のガイドラインは、本委員会として、おって検討することとしたい。

また、開示・不開示の基準に関する要注意事項等についても丁寧なご指示をいただいたとの経過説明があったのち、本件に関し、6月の国大協総会でご審議いただくため、本案を提出することになっているので、この取組みも含めてご意見を賜りたい旨、発言があった。

主な発言内容は次のとおりである。

- 小早川教授の意見の中で、開示・不開示の決定は学長名で行うとあるが、これは学長に責任を負わせるという意味なのか。むしろ各部局の主体性を尊重し、かつ現状を知って貫く意味からも部局長にも責任を持たせることが肝要であり、何でも学長と言うことでなく責任の所在を明確化することが大切である。
- 部局固有の事柄については部局長の責任で、大学全体に関わることについては学長の責任と言う区分けをしておくことも重要であり、情報公開法が成立する前に、この点についてのガイドラインを決めておく必要もある。
- 情報公開法が今国会に上程され、この法案が何時成立するかは定かでないが、仮に開

示・不開示が指定期日内に決められなかった場合には、何らかの罰則を受けることになるのか。その際、学長、部局長のいずれに適用されるのか、未確認情報の段階であるが、いずれにせよ法案審議から施行に至まで多少時間がかかるものと思われるので、この間に事前の準備をしておくことも大事であり、また、情報公開には開示・不開示と言う問題があることを国大協メンバーに知っていただくことも大切である。

- 総会への取組としては、各国立大学において、この秋ぐらいいまでにこの問題に関する議論をしておくことが必要である。そのためのたたき台として3大学作成の行政文書資料及び小早川教授の意見書も提出し、それらを参考にさせていただきながら各大学で検討のうえ、その検討結果を、後日国大協にお寄せいただくことで対処してはどうか。

- ただ、国大協総会へ行政文書資料を提出する際に、皆さんに分かり易い方法として、本委員会が今まで検討して来た基本的な論点も踏まえ、前書きのようなものを添えて提出すれば理解が得やすいのではないか。

概ね以上のような意見交換の後、委員長から、今までの議論も踏まえ、国大協総会に臨む本委員会の取組としては3大学作成の行政文書資料及び小早政教授の意見書を提出することとし、この提出資料の前書き文案については、佐藤委員にお願いする旨の発言があり、了承された。

3. 著作権問題について

委員長から、先の委員会で六本専門委員に纏めていただいた「国立大学における文献複写に関わる著作権処理に関する当面の方針について(案)」をご説明いただき、ご討議いただいたとこ

ろである。その後、著作権の担当窓口である文化庁著作権課と接触する機会があったので、その際に、本委員会として、この（案）で、現在検討を進めている旨、説明したところ一部修正願いたいとの申し出があった。それは、日本複写権センターの法人格取得の有無に関して同センターは現在のところ法人格を取得せず、任意団体であるので文案記載の「社団法人及び法人化された……1998年4月」の部分について削除してもらいたいとの要請があった旨、説明があり、ついで、このことに伴う同案の文書について再度検討した結果、同案下段2行目の「遡

及」を「不遡及」に訂正のうえ、了承された。

なお、これらのことを踏まえ、六本専門委員に改めて文書を作成願ひ、それを本委員会の意見として国大協総会に報告することとした。

4. 助手問題について

このことについて、委員長から、本日は倫理法に多くの時間を割いた関係で、重要な課題でもあるこの問題を討議する時間的余裕がないため、次回以降に審議したい旨、発言があり、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第7 常置委員会

日 時 平成10年6月2日(火) 13:30~15:35

場 所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 丸山委員長

丹保、久保、吉田、廣田、時澤、佐藤、小澤、小坂、溝上、岡東、細川各委員

小山、藤野各専門委員

(説明者) 宇賀東京大学法学部教授

丸山委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、丸山和博京都工芸繊維大学長が本年5月31日付けで任期満了となり、後任として木村光佑同大学長(本日欠席)が6月1日付けで就任し、これに伴い同学長を本委員会に新たにお迎えすることとなった旨報告があったのち、前回の委員会で議論した倫理法に関し、その後、専門家の立場からご意見を聞く必要もあるとの判断から、関係者とも相談した結果、東京大学長のご配慮で行政法を専門とされている同大学法学部宇賀克也教授をご推薦いただき、本日、ここにお越しいただいたとの経過説明があり、同教授の紹介があった。

[議 事]

1. 国家公務員倫理法について

委員長から、宇賀教授は本日お忙しい中お越しいただいた関係で、時間的制約もあることから、この問題については質疑応答形式で進めたいとの発言があり、了承のうえ、討議に入った。その主な内容は次のとおりである。

○ まず、基本的な事柄についてお聞きしたい。間もなくこの法案が今国会に提出され、会期内に成立する予定と聞いているが、この法案を見る限り法律そのものは抽象的な書き方になっており、詳しいことは政令で定め、さらに訓令で定めるとなっているようである。現在、本委員会として文部省と折衝している段

階であるが、これは、訓令の部分に関する事項について意見聴取をしていると聞かされている。

については、この法律と政令と訓令との関係がどのようになっているのか、よく理解できていないこともあり、これらの点についてご説明をお願いしたい。

- 法律は国会が制定するもので、政令は内閣が制定するものである。法律が上位の規範であり、政令は法律に違反するものであってはならないことになる。また、政令の下に各省が省令を定めることも多い。訓令は各上級行政機関の長が下級の行政機関に対して命ずるかたちのものであって、対外的には法的拘束力がないもので、裁判所では、訓令に法解釈上拘束されるものではない。また、訓令も法律、政令の内容に反することはできないと言うことになる。
 - 訓令を定めるにあたって、各行政機関それぞれが異なるような定め方もあり得ると解してよいのか、その点についてご意見をお聞かせ願いたい。
 - 文書管理を例にして言えば、各省それぞれが訓令でその取扱を定めているが、同じ文書管理であっても各省保存年限が異なる定め方もされている。これは、それぞれの訓令の制定憲章によって違ってくことで、これまではそれで済んだが、法律で基準が定まってくるとそれに反する訓令は出来ないことになる。文書管理でも、今回の情報公開法では基本的な責務が法律で定められ、それを受けて政令で基準を定めることになり、各省庁それぞれが政令の基準に従って文書管理に関する定めをして行くことになる。今回の公務員倫理法に関して言えば、法律、政令である程度
- の具体的な基準が出てくれば、訓令もそれに沿って作らざるを得なくなる。ただこの法律、政令で定められていない部分があれば、訓令の段階で、ある程度の制定憲章の裁量の余地はあると思われるが、法律、政令で明確にその範囲が定められてしまえば、訓令の段階ではどうしようもないことになる。
 - 国家公務員倫理法案の一項目に「職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止」が掲げられている。この「職員の職務に利害関係を有する者」のとらえ方であるが、一般常識的に見て許認可を有する者が関連民間企業等と関係を有することは好ましくないのは当然のこととして理解できるが、それを大学に当てはめた場合に、職務に利害関係を有する者の中に学生も含まれるのかどうか、その点に関し、ご意見を伺いたい。
 - 法律制定には、ある条文が明示されるわけであるが、その際にその文言をどう解釈するかと言うことになる。しかし、法律制定の段階ではそのような細かな部分まで考えていないと思われる。むしろ政令ないし訓令のレベルで定めることになるのではないかと思う。ただし、法律の段階で、仮にこれが定められれば、それに従わざるを得ないことになる。
 - そうすると、大学における職務に利害関係を有する者の定義付け、或いは、その取扱に関し、文部省が訓令作成の段階において定めるものと理解してよいのか、また、今国会で法案が成立した場合、来年4月1日付け施行と聞いているが、この際、政令策定の時期はいつ頃になるのか、併せてそのご意見をお聞かせ願いたい。
 - 訓令か政令か、いずれの段階でこれを定めようとするのか、また、政令の中身も分から

ない状況で一概に言えないが、政令でこのことを規定すれば、その段階でこの問題は決着することになり、訓令はそれに従うことになる。また、日程的なことでは、いろいろな事例もあるが、基本的には法律施行日と併せることになるので、施行日前までに決めておくことになる。

- 国立大学教員と一般職員との大きな違いは、教員には教育公務員特例法が適用されている。今回の法案では、罰則の点で、一般公務員は人事院に設置されるであろう国家公務員倫理審査会に委ねられるが、教員は大学管理機関に委ねられるようである。

このような異なった取扱がなされるのは、現行の「教育公務員特例法」の条文の中にある「準じて」という文言解釈に基づいて考慮されたものなのかご見解をお聞かせ願いたい。

- 教育公務員の場合、現行教育公務員特例法に基づき、懲戒は大学管理機関が行うと定められている。何故そうなのかと言えば、単なる立法政策問題と言うことよりも、その根底に憲法原理があると言うことである。つまり、日本国憲法は学問の自由を保障しており、その根幹部分として憲法上大学の自治が制度的に保障されていることになる。今回の法案が、この根幹部分について、必ず守られていることが大切で、それに反するようなことがあれば憲法上の問題になると思われる。

すなわち、国家公務員倫理審査会等が大学の自主性を損うような仕組みで行おうとすれば、それは違憲の疑いがあると言わざるを得ないと思う。従って、大学の独自性が如何に尊重されているかが重要である。

- 今回の法案を見る限り、教育公務員の職務

の特殊性から、一定の責任を有している者を対象として報告等義務が課せられている。これは法律制定の段階で明記されてしまえば、どうしようもないのか、或いは改正の余地があるのか。また、この法案策定担当部署はどこになるのかお教え願いたい。

- 今のところ、法案が今国会に提出されていないが、次期臨時国会に提出されるとすれば、時間的な猶予があるので、その間に、改正の要請を行う余地もあるかも知れない。この法案が制定されようとしている社会的背景は理解できるとしても、大学の教官は一般公務員と相当違う職務内容になっている。その意味からも、多くの束縛を受けることは、教官に期待されている社会的貢献の抑制に繋がりがかねない思いがする。

また、この法案は、議員立法なので、衆参両院いずれかの担当法制局がチェックを行うことになるが、ここでは法制面でのチェックだけで、立法政策的な問題に関しては立ち入らないのが建前となっている。従って、提案政党の関係委員会と言うことになるかと思う。

概ね以上のような質疑応答が行われ、宇賀教授が退席されたのち、委員長から、5月開催の本委員会でご討議いただいたところであるが、早速、要望書作成に係る打合せのため、過日文部省人事課を訪問し、高橋人事課副長と面談、意見交換を行ってきたとの報告があった。ついで、要望書原案作成については、丹保委員、小山委員からのご意見、また、各委員からお寄せいただいた意見、さらに文部省との折衝で得た意見等も参考にしつつ、たたき台の素案を作成、かつ、会長、副会長とも相談のうえ、今日お配りした要望書（案）が纏まったとの経過説明が

あり、本日はこの（案）を基にご議論願うことになるが、これは6月5日の理事会及び6月中旬の国大協総会にお諮りしなければならない。緊急課題でもあり、また、時間的余裕もないことから、本日の委員会で最終結論を出したいとの提言がなされ、討議の結果、字句の一部修正があり、了承された。

2. 情報公開法について

委員長から、今までの議論も踏まえ、佐藤委員に本委員会での纏めに関する文案作成を前回の委員会でお願したところであるが、本日、お手元に配付した「情報公開法に関する国立大学の対応について」がその文案である。最新の情報では、この情報公開法が今国会で成立する可能性は少なく、継続審議になるのではないかと聞いている。また、この問題に係る入試及び病院関係については、各関係者の方々をお願いしているところであるが、まだ、ご返事をいただいていないとの説明ののち、同案について佐藤委員から説明願いたい旨述べられ、ついで、

同委員から説明があり、種々検討の結果、原案どおり了承された。

引き続き、委員長から、この問題は各大学においても重要な課題であり、法案成立後、迅速な対応が求められることになるかもしれない。その意味では、各大学における対応策を予め検討しておくことも必要と思われるので、本日の本委員会における検討結果を踏まえて、6月5日の理事会及び6月中旬の国大協総会にお諮りしたうえで、各大学に検討をお願いする方向で進めたいとの説明があり、了承された。

なお、委員長から、本日議題として挙げてある助手問題については、緊急課題である倫理法に時間を割いた関係で、この問題を討議する時間的余裕がなく、次回にご審議願うこととした。また、著作権問題についても先の委員会で報告（案）が纏まりご承認をいただいたところであるが、この両案件についても経過説明を含め理事会及び国大協総会に報告する旨、説明があり、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

医学教育特別委員会

日 時 平成10年5月6日(水) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 鈴木委員長

丸山、山崎、小澤、原田、齋藤、江口各委員

前医学教育特別委員会の委員長代理であった鈴木委員（東京医科歯科大学長）が、委員長が互選されるまでの間、座長となることが了承され、開会した。

〔議 事〕

1. 経過報告

座長から、次のような説明があった。

前医学教育特別委員会は、3月末で期間満了により廃止されたが、国立大学協会としても継続審議しなければならない次のような問題があるので、医学教育特別委員会を再設置することになった。

与党の医療保険制度改革協議会や財政構造改革会議の閣議決定では、医師、歯科医師が将来的には過剰になるのではないかとのこと、医

療費抑制の面から、その対策として、医学部入学定員の削減等を打ち出しており、厚生省の政策会議では、①養成過程の入口での調整（医学部、歯学部の入学生定員の削減・適正化）、②養成過程の出口での調整（医師国家試験の合格者数の抑制）、③医師資格取得後の調整（保険医の定数制、定年制）が審議されている。そしてこれを受け厚生省の医師の需給に関する検討会及び文部省の21世紀医学・医療懇談会（以下「懇談会」という。）等でこの問題を審議している。ついでには本委員会としてもこれらの問題とくに入学定員の問題について検討する必要がある。また医学部の学士入学実施も大きな社会的反響を呼び応募者が殺到している。大学審議会の大学院の在り方についての議論の中でもメディカル・スクールについて触れられており、それについても国大協としても見解を示すため審議しておく必要があると思う。

2. 委員長互選について

座長から、委員長互選について諮られ、協議により鈴木委員（東京医科歯科大学長）が委員長に選出された。

3. 医師、歯科医師の需給問題について

委員長から、次のような説明があった。

ご存知のとおり昭和61年に、平成7年に新たに医師となる者を10%、歯科医師となる者を20%程度抑制する計画がたてられたが、現在までに医師について国立大学は10.5%、私立大学は5.0%、公立大学は0.8%の削減が行われ、全体で7.7%となっている。最近この10%削減を達成しても、なお将来、医師、歯科医師が過剰になるのではないかと推計が出ている。これについて、①将来の医師需給の推計について、女性

医師の稼働率等の推計の前提条件をどのように考えるか、②毎年7,700人近い医学部卒が出ていくことは多いのではないかと、③医師の過疎地域もあり国民は医師が過剰とは考えていない、④医療費の面のみから考えて医師数を抑制するのは間違いである、⑤過剰になるという人口10万人当たり240人の医師数は米国等と比較すると過剰と言えないのではないかと、等の問題点がある。厚生省の医師の需給に関する検討会の最終報告が近く出されるが、平成32年を目途に概ね10%の新規参入医師の削減を、入学定員の削減、医師国家試験の改善その他の方策を組み合わせで行うという結論になりそうである。文部省としては、入学定員を減らすことが、医学、医療が21世紀に向けて発展する障害になるようでは困るというのが基本的姿勢である。私立大学はどうして削減しないかという問題もある。医師、歯科医師の削減について、現時点で考えるとやはり若干名は削減していかなければならないと思うのでこの点についてご審議願いたい。

ついで各委員により、次のような意見交換が行われた。

- 私立大学が定員削減に消極的なのは、資金を投じ医学教育を担い社会に貢献してきて、定員削減は経営上支障を生ずることと思う。3つの特殊な医科大学は目的を達成し必要がなくなったのだから、そちらを先に考えよとの意見もあるようである。
- 私学も国庫補助を受けており、私学も削減するよう頼みたい。入学定員削減ができなければ医師国家試験を難しくし、受験回数制限等で出口で絞ることになるが、それは私学が一番嫌なことであろう。国費の無駄使いにもなりかねない。
- 私学が経営上の支障を生ずるため入学定員

削減ができないならば、経営が成り立つよう助成金を増やして入学定員削減を行わせることも考えお願ひすべきである。

- 厚生省の委員会の推計では高齢医師の稼働率を90%と見做して医師需給の推計を出しているが、実際に4大学で調査したら56%程度であった。推計はなかなか当たらないことが多い。
- 定員削減はその場凌ぎの方策と思う。医師の質を向上させるためにも、本来このような問題は自然淘汰に任せるのが良い。
- 推計が正しいならば、入学定員を削減すべきである。医師国家試験で制限したら、6年間、高い費用を使い教育した何千人が職を得られず、個人にとっても無駄で、国としても税金の無駄使いになる。
- 歯科医師の方は、1人の医師に患者が1日19人しかいないという話もあり、私学の方からは、国立大学は入学定員を削減し、研修医を私大から受入れよと持ち掛けてくる状況もあるように聞いている。
- 入学定員、医師国家試験、保険医の定数・定年の3つを少しずつうまく組み合わせ対応すべきと思う。一定年齢で医師の診療資格を全部奪われるのは夢を無くしてしまう。
- 厚生省は医師が1人増えると医療費は1億円増加すると計算している。
- 患者は医者めぐりをし、医療費が増える。国民に医療とはどのようなものか教育する必要がある。
- 文部省の委員会では、入学定員削減は①国・公・私立大学間の均衡、②各地域における現在の医師数、医療提供体制の現状、③これまでの定員削減の状況、④各大学の教育研究上の重点の置き方の相違による機能分化、

⑤卒前卒後を含む教育体制、等を考慮しながら考えねばならないという話が出ている。その他特定分野に専門医が偏在している現状は正のため、医師の専門分野ごとの適正配置促進を配慮しながら入学定員を削減するならばどうか、また大学院を重点化し研究に重点をおくならば、学部学生定員は減らすべきであるという意見もある。

4. 4年制の医学部（メディカル・スクール）について

各委員により、次のような意見交換が行われた。

- 自分の大学で、医学部の全部及び一部を学士入学の4年制コースにするとの意見があったが、①全国から学生が集まり、卒業後地元に残る医者がなくなる、②一般教育の教官定員を削減される、③6年制コースと4年制コースのカリキュラムが必要となり教職員の負担が増加し、両コースの教育が不十分になり兼ねない、とのことで再考することになった。各大学で4年制コースを一部導入するより、単独の4年制コースの大学を新設することも考えられる。
- 米国の大学の医学教育は何種類もコースがあるが、それは豊富な教職員数があるからで、日本とは条件が異なる。またいろいろなコースの中には国が政策として、授業料を無料とし、生活費まで支給して教育するようなコースもあり、応募者が殺到するが、日本でも医学発展のためにそのような制度が必要である。
- 国立大学の場合、入学定員を削減すると一般教養の教官定員まで減らされ、厳しい話になるが、文部省の懇談会では、入学定員を削

減しても先進国の水準に達するまで教官定員は減らさないよう提言している。先進国に比べ、日本の医学教育の教員比率がいかに少ないかを関係方面に訴えるべきである。

- 新設医科大学がメディカル・スクールに転換したら一般教育の教官全部が不要になり、すぐにはできることではない。
- メディカル・スクールに転換しても教養課程の教官を削減しないように要望すべきである。
- 日本の国立大学医学部では入学後途中で試験して、医師に向かない者は他の学部・コースへ転進させる道が少ない。そういう道があると良い。また逆に学部2年終了者を医学部3年次に編入することもあって良いと思う。
- 年齢が高いほど、実習で血を見るのを嫌うので外科系では、4年制コースはどうかと思う。他学部で学位をとってきた者を受け入れても中途半端で最後まで外科医としての力が出ない傾向がある。
- 専門の医学研究者養成のためには、理、工学部卒等の優秀な者を取り教育すれば良いと思う。
- 医学教育のコースが全部この4年制コースになった時どうなるのかと思う。この問題は慎重に考える必要がある。ますます医師になるため金がかかることにもなる。
- 全部一律に同じ医学教育のコースである必要は無い。それぞれ特色があって良い。
- 文部省の懇談会では、メディカル・スクール制は、臨床医師養成を目的とするという考え方もあるが、それに限定すべきではないと

いう意見もあった。

- メディカル・スクール制の導入で、医学教育の就業年限が2年増加するとしたら、研究者養成等の部分では、飛び級入学のようなことも考えられる。
- 条件が確保できれば、4年制と6年制コースが并存した方が良い。しかし日本人は一律が好きで、4年制コースができると皆そちらに流される恐れがある。

以上の意見交換ののち、委員長から、次のとおり述べ承された。

医師の需給問題及び4年制医学教育の問題について、今回は文部省医学教育課からも出席願い意見交換し、その後まとめていきたいので引き続きお考えおき願いたい。

なお、その他公務員倫理法の制定について意見交換が行われ、講演料、執筆料、治験などいろいろな問題があるが、法律制定となると皆萎縮して産学共同の意欲が萎んでしまう恐れがあるので、省令で細目を規定するときに、その点を配慮するよう要望した方が良いという意見があった。

5. 専門委員の委嘱について

委員長から、委員会の運営を円滑にするため、下記の兩名に専門委員を委嘱したい、また2～3名の学長の委員を追加したいが、その人選は委員長に一任されたい旨述べ承された。

武藤徹一郎 東京大学教授（医学部）

大山 喬史 東京医科歯科大学教授（歯学部）

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成特別委員会

日 時 平成10年5月14日(木) 13:30~15:50

場 所 国立大学協会会議室

出席者 木下委員長

吉原, 貴志, 岡本, 中嶋, 藤原(代理:三重大学副学長), 加茂, 溝上各委員
篠田, 山田, 羽田各専門委員

木下前委員長の主宰のもとに開会。

議事に先立ち, 木下前委員長が委員長選出までの間座長を務めることが了承され, 前委員長の司会のもとに本委員会の設置継続に係る経過説明ののち, 各委員の紹介が行われた。

〔議 事〕

1. 委員長の選出について

委員長の互選を行い, 木下前委員長が再任された。

2. 今後の審議課題について

委員長から, 本年3月13日開催の常務理事会に本委員会の設置継続をお諮りし, 承認をいただいたとの報告ののち, 本日は第二期目としての初会合でもあり, その際に継続申請した配付資料「教員養成特別委員会の設置継続の申請」に基づき次のような説明があった。

今から2年前に, 常置委員会を除く, 特別委員会については長期にわたり設置しないとの国大協方針が打ち出された。これは設置期間を2年以内とするものである。

従って, その意味では, 本委員会は, 平成8年4月から平成10年3月末をもって第一期で終了するところであるが, 種々問題もあることから, 継続して本年4月から第二期目を迎えることとなった。この設置継続に関する事由としては, 配付資料に記載してあるように4点に絞ってお願いしたところである。

まず, 一点目は, 国立教員養成系大学等に係る財政構造改革の一環として教員養成課程の入学生定員約5,000人の削減計画があり, 目標年度として平成12年度達成が掲げられている。これは国立大学もさることながら教員養成系学部にとって重大な関心事であり, その及ぼす影響も大きい。今後の取組みに関し組織の改組・改編等も含め問題点を点検しつつ, その対応策を検討しておくことが必要である。

二点目は, 教育関係の各審議会さらには大学審議会等の提言する大学改革及び21世紀を展望した大学教育改革に関し, その基本的な方向付けについて鋭意検討中と聞いている。これは, 本年6月中旬頃に中間まとめを行い, 10月末を目処に答申を出す意向のようである。このような状況の中で文部省では高等教育局のもとに教員養成系学部の調査研究の協力者会議を設置し, 教員養成系学部の在り方等について議論が進められている。しかも現在, 教育職員養成審議会の答申を受けて新教員免許制度が今国会で審議中であるが, いずれ同制度が発足することになる。これは戦後教育制度の歴史における大きな改定と言える。従って, 同制度に基づく教員養成カリキュラムの大幅な改革, 教員の資質の向上等国立大学として, 一層の改善・充実が問われるところであり, これら諸課題への取組みも大きな課題となっている。

三点目は, 21世紀に向けての国際化, 情報化, 環境, 福祉等の問題やさらに科学技術の進展な

どと関わりつつ、これをどのように教員養成の課題として受け止めて行くのか、また、小・中・高等学校の各学校段階での教育課程の改革問題と関連し、その養成に関わりを持つ大学・学部としてのカリキュラム、教育指導のあり方についての課題や問題への取組みが求められている。

四点目は、国立大学の教員養成系大学学部も新制大学発足後、約50年になり、この間、国大協としても約30年余にわたり、教員養成に係る特別委員会を設置して、教員養成の在り方、関わり方等について調査・研究が行われて来た。これには多くの国大協教員養成特別委員会メンバーでもあられた諸先輩の学長や関係の先生方のご努力によるもので、貴重な調査研究資料や報告書等が出されている。このように国大協での教員養成に関する伝統的な姿勢、また、先人の残した遺産に恥じないような対応が国大協にも求められているのではないと思われる。

これらの問題は、複雑かつ多岐にわたるところであるが、今日の状況も踏まえ、国大協としても指針を提示する方向で検討しておくことが必要との考えから設置継続の申請をしたものである。

ついで、委員長から、今後の取組みに関し、次のような課題で委員会任期の2年間の間に討議を進めていきたい旨発言があり、了承された。

- ①21世紀への教育改革と国立大学・学部における教員養成教育の在り方
- ②国立大学・学部における大学院修士課程の在り方と新たな役割一現職教員の受入れ、地域の教育開発・発展の支援等教員の資質向上にかかわって一
- ③教員養成系大学・学部の「教員養成教育」の「理論」と「実践」のパワー・アップに

向けての「総合的・臨床的な教育研究センター」「ファカルティ・ディベロップメント」の設置、「附属校園との連携・協力」計画等の推進

以上のような説明ののち、本日は初会合でもあるので、自由討議形式で行うこととし、意見交換が行われた。その主な内容は次のとおりである。

- 教員養成課程入学定員5,000人削減の背景及びプリンシプルの問題点
 - 教育改革（新教育課程、教員養成カリキュラム等）に向けての財政措置の問題
 - 新免許状による教員養成教育と教養教育の充実とのジレンマ
 - 教員養成系大学・学部における大学院（修士・博士課程）の拡充問題
 - 教育の「国際化」にかかわる外国人子女への「外国語」としての日本語教育の課題
 - 教員の新たな「採用」をめぐる問題状況（少子化、教員層の高齢化、年金支給年齢変更に伴う公務員の再雇用、地方財政の逼迫化等）
 - 高等教育機関としての大学の教育問題への対応の在り方
 - 「心」の教育の充実と一学級定数切下げ等教員配置の改善について
 - 日本の子供の問題や教育の現場からの教員養成大学・学部の在り方を考える視点の必要性
 - 現職教員の大学院研修派遣の条件保証と問題点
 - 委員会の調査研究活動経費の必要性
- 概ね以上のような点について意見交換ののち、委員長から、本委員会の任期である2年間の内で、これら諸課題をどのように纏めて行くのか、本日の議論も踏まえて、専門委員を中心

にして、高い視点で課題の整理をしていただき、その案をもとに次回の委員会で検討をしたい旨述べられ、了承された。

3. 専門委員について

委員長より次のように述べられ、了承された。
横須賀専門委員（宮城教育大学教授）・篠田専門委員（名古屋大学教授）・山田専門委員（奈良女子大学教授）・羽田専門委員（広島大学助教授）の4名については、先の常務理事会（3月13日）及び理事会（3月19日）で報告し、了承を得たところであるが、諸般の状況から、さらに2名の専門委員を追加依頼したい。

については、浦野東洋一（東京大学教授）・山崎準二（静岡大学教授）両氏をお願いしたい。

4. 国立大学協会発行「大学における教員養成」の報告書の復刻刊行について

委員長から、次のように述べられ、了承され

た。

国立大学協会も創立50周年を平成12年に迎えるとのことである。教員養成特別委員会も30余年にわたり活動し、この間、多くの先生方のご尽力による調査・研究等がなされ、これら報告書（昭和40年11月～平成9年11月）も刊行されて来たところである。

この30年と言う一つの区切りを記念する意味も含め、集大成した形で、同報告書の復刻版を刊行してはどうかとのご意見が以前から提起されていた。

これは、貴重な資料が収集され、社会的にも参考になる刊行物で、かつ、採算の可能性も考慮しつつ、この編集を専門委員の先生方をお願いすると共に6月中旬の理事会にお諮りしたうえで、実現できる方向で進めたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

特別会計制度協議会

日時 平成10年5月13日(水) 13:30~15:15

場所 文部省1B会議室

出席者 (文部省) 佐藤、小野、佐々木、雨宮、勝山、田中、石川各委員
遠藤審議官、清水、木谷、山中、合田、早野各課長、小池企画官
(国大協) 阿部(会長)、蓮實、阿部(副会長)、梶井、鈴木、丸山各委員
中西、菅原、伊藤各専門委員

阿部議長主宰のもとに開会。

初めに議長から開会の挨拶があり、ついで佐藤事務次官から次のような挨拶があった。

国立学校特別会計制度は昭和39年に発足し、爾来いろいろ問題を抱えながらやってきたが、今回国会の審議にかかっている中央省庁等改革基本法案の中で見直しの方向が定められることになっている。関連して、概算要求は、財政構造

改革特別措置法の改正案が国会に提出された状況になっていて、予定された目標は全体で平成15年度から17年度に延長されたが、中身のキャップについては少なくとも文部省関係は変更ないので、当分厳しい状況が続くことになる。そういうことを前提として、来年度の概算要求の取扱い方針を見定めていかなければならない。後刻、文部省の考え方を各担当局から説明申し

上げるので、忌憚のないご意見を伺いたい。また、予算の執行が課題になっているが、学長裁量経費その他の経費について有効に活用いただくようお願いしたい。なお、平成10年度補正予算は、文部省全体で4,200億円であり、そのうち特別会計関係が施設の老朽・狭隘化関係で3,300億円の規模になった。また行政改革ということでは、中央省庁等改革基本法案が昨日衆議院を通過し、今後参議院で審議されることになる。文部省としては、今国会で同法案が通ることを前提にして今後の行政の改革について、種々検討を進めて参りたいと考えている。

ついで、国大協側、文部省側の出席者の紹介があったのち、協議に入った。

〔協 議〕

1. 平成11年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて

初めに、佐々木高等教育局長から、平成11年度国立学校特別会計予算の取り扱い等について大要次のような説明があった。

最初に、国立学校特別会計の見直しの問題であるが、行政改革会議の最終報告及びそれを踏まえた中央省庁等改革基本法案において、国立大学において改革すべきこととして、人事・会計及び財務の柔軟性の向上ということが挙げられている。これについては現在、大学審議会においてさまざまな観点からご議論いただいております。また、国大協におかれても第1常置及び第6常置委員会を中心にご審議いただいております。文部省としては、こういったさまざまな場での議論を踏まえて、真剣にこの問題に対処していきたい。

次に、平成11年度の国立学校特別会計の取り扱いの関係について申し上げます。わが国の財政

は非常に厳しく、平成10年度末に国債残高が約279兆円、国と地方を合わせた長期債務残高が約529兆円になる。こうした中で、財政構造改革特別措置法において、平成10年度から12年度の集中改革期間内における国立学校関係予算の取り扱いについて一般会計からの繰入れ額が前年度の当初予算額を上回らないという取り扱いがなされており、この結果、平成10年度予算においては、繰入れ額が対前年度比約215億円の減となっている。現在、この財政構造改革特別措置法の一部改正案が国会に提出されているが、集中改革期間及びその間のいわゆるキャップ制は変らない扱いである。したがって、平成11年度の概算要求は平成10年度以上の厳しい対応を迫られることになる。

また、中央省庁等改革基本法案において、さまざまな形での大学改革を一層積極的に進めることが求められているが、その際、産業界及び地域社会との有機的連携という点が、今後大学が地域に根ざした開かれた大学へ転換していくうえで大事な視点と考えられ、この点で何らかの配慮をしていく必要がある。

具体的な平成11年度の概算要求の取扱いについては、現時点で政府としての方針の細目が決まっていないが、昨年度以上に既定の施策・事業の全般について見直しを行い、経費の徹底した節減・合理化と自己収入の確保に向けて特段の努力が必要と考える。また、機構、定員については、スクラップ・アンド・ビルドを基本とする抑制基調をとることとし、各組織について多角的な点検・評価と徹底した見直しを行い、学内における運用の工夫・改善や廃止転換等の努力をさらに進めるとともに既配置定員の一層の有効活用を図る必要があると考える。概算要求事項についても、大学全体として優先順位の

厳しい選択・精選を行う必要があると考える。
なお、現在大学審議会において大学改革の具体的方策についてご審議いただいているところであり、6月末にその中間まとめの報告が予定されている。そこで審議された事項の中で、仮に概算要求事項に関連するものがあるとすれば、概算要求の取扱いに何らかの形で反映させることもあり得ると考える。

次に、各大学からの要求への対応であるが、具体的には次のように扱うこととしている。一つは、財政構造改革の基本方針を踏まえ、平成10年度に引続き次のような見直しを積極的に進める。

- ①事務組織の抜本的見直し（一元化、集中化が可能なら事務は事務局に集約して簡素化・能率化を図るとともに、職員の再配置等を行って新たなニーズに対応し得る整備強化を図る。また、事務職員の定員を合理化により削減する）。
- ②教員養成課程の入学定員の削減（平成10年度から12年度までに5,000人程度削減を図る。改組転換による定員振替もあり得るが、純減を図る必要がある）。
- ③その他の学部の入学定員の削減（3,600人の臨定について平成12年度までに削減を図る）。

また、大学等の整備については、質的充実を図るため、限られた予算、定員を有効に活用し、量的拡充も含めて後年度の負担増を伴う組織の整備については厳に抑制することを基本として各大学等の个性的で特色ある発展、卓越した研究拠点の形成等学術研究上の要請、産業界及び地域社会との有機的連携などに適切に対応する計画についてはできるかぎり対応していきたい。

総合経済対策については、総事業規模16兆円という過去最大規模の補正予算となったが、その中で4,200億円が文部省全体の予算であり、そのうち、国立学校特別会計関連予算として、先端的学術研究の推進あるいは情報通信の高度化、ネットワーク化の推進、更には環境に配慮した教育研究環境の整備充実等を含めて約3,300億円の規模の補正となった。

以上の説明に続いて、両宮学術国際局長から、大要次のような説明があった。

全体の状況は既に説明があったとおりであり、いずれにしても厳しい財政のもとにあるので、それぞれの大学であらゆる面を見直し、工夫、改善の努力をしなければならない。学術関係予算の取り扱いについては、次のような点について留意しつつ各大学等からの要求に対応して参りたい。

- 共同研究体制の整備に重点を置いた研究所や研究施設等の整備
 - 設備の高度化・共同利用化や学術情報基盤の充実等学術研究の基盤を培うための研究条件の整備
 - 大型の基礎研究や学問の新しい発展の中核となる先導的新分野の展開のための研究の推進
 - 教育研究の国際交流・協力の推進、外国人留学生・外国人研究者の受入れ体制の整備・充実
 - 産業界等との連携・協力を図るための教育研究協力体制の工夫・整備
 - 定員の充足状況等を含めた教員配置の再編成と附属施設等への適切な存続期限の付与
- 次に、予算関係以外の問題について3点申し上げたい。

本年1月、学術審議会に「科学技術創造立国をめざすわが国の学術研究の総合的推進について」について諮問を行い、来年夏に答申をいただけるようお願いした。

次に、文部省と科学技術庁との統合が早ければ2001年に行われることになるが、両者の学術行政の関係については、それぞれの歴史も異なるし、行政の手法においても微妙な違いがあり、有する研究機関の種類、規模も、また、会計制度も同一でない。統合するに際しては、互いに足らざるところを補い合い、勉強し合い、情報交換し合うということで、よき統合をめざしたい。

また、昨年12月、学術審議会から報告書「学術研究における評価のあり方について」がまとめられた。それぞれの大学において厳正な研究評価をしながら優れた研究業績を上げ、それを世の中に積極的に知らせることが一層必要になってきていると思う。各大学におかれても、ぜひその方向でご努力いただきたい。

ついで、勝山文教施設部長から、大要次のような説明があった。

平成10年度の文教施設整備予算は、総額で1,217億円であり、平成9年度は約1,300億円なので、対前年度比7%の減である。これを事項別でみると、施設整備費が917億円、特別施設整備費が300億円であり、また、1,217億円のうち、大学病院の整備が512億円でかなりのウェートを占めている。

また、補正予算関係については、平成10年度国立学校特別会計補正予算額約3,300億円のうち2,040億円が文教施設費となっている。大項目で言うと、○環境・新エネルギー（40億円）、○情報通信の高度化(186億円)、○科学技術振興(798

億円)、○医療（727億円）、○教育（293億円）であり、合わせて2,040億円という数字で現在進行中である。

次に、平成11年度概算要求の取扱いについては、10年度に引続きキャップ制のもとで行わざるを得ないものと思われる。したがって、重点的な整備ということと自己収入の確保ということは避けて通れないことなので、概算要求に当たっては、現有施設をできるだけ有効に活用いただくよう最大限ご努力いただきたい。そのうえで、○施設の老朽化・狭隘化の解消に資するもの、○移転統合・附属病院の再開発等の既定計画に基づくもの、○大学改革や科学技術基本法に係るものについては効率的・重点的に整備を図って参りたい。

以上のような文部省からの説明があったのち、質疑応答及び意見交換が行われた。その主な意見等は次のようである。

- 施設の老朽化への対応が遅れがち。たとえば、より先行して組織改革を進めているところを優先させてはどうか。
- 建物の耐用年数をのばすようにすることも必要であり、もっとメンテナンスに予算を回す必要がある。
- 「評価」について、専門家による評価にとどまらず、国民の目によく見える形で行われることが大事。そのためには、科学ジャーナリズム、科学ジャーナリストを育てることが必要になる。
- 大学審議会で提案されているように、第三者機関による大学評価ということが必要。
- 国立大学は、その教育や研究の業績等を外に向けて積極的に情報（広報）発信すべき。
- 個別に大部の自己点検・評価を刊行しても

広く読まれない。各大学の業績等をコンパクトにまとめたものがほしい。

- 多額な研究費を有効に執行するため、たとえば科研費について、その総額の1%程度を「評価」のために当てることはどうか。
- 国立大学は、これまで納税者に対する意識がなさすぎた。もっと納税者に目を向けなければならない。

以上のほか、「中央省庁等改革基本法」(案)、大学審議会組織運営部会の動向、及び「情報公開法」(案)について清水大学課長から、「国家

公務員倫理法」(案)について田中人事課長からそれぞれ説明があり、質疑応答等が行われた。

特に、○国家公務員倫理法案について、同法及び同法施行後の文部省訓令等において産学共同の推進の妨げとなることのないよう配慮してほしい、○学長のリーダーシップの観点から、学長裁量経費が増加されたことは喜ばしいが、研究所長経費や病院長経費については、学長を通して配分されることがのぞましい、等の意見があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

／ 諸 会 合 ／

平成10年 5月～6月

- | | | |
|---------|-------|---------------------------|
| 5月6日(水) | 13:30 | 医学教育特別委員会 |
| 11日(月) | 13:30 | 第7常置委員会 |
| 12日(火) | 13:30 | 第2常置委員会 |
| 13日(水) | 13:30 | 特別会計制度協議会 |
| 14日(木) | 13:30 | 教員養成特別委員会 |
| 15日(金) | 13:00 | 常務理事会 |
| 21日(木) | 13:30 | 第1常置委員会 |
| 27日(水) | 13:30 | 第4常置委員会 |
| 6月2日(火) | 13:30 | 第5常置委員会 |
| | 13:30 | 第7常置委員会 |
| 5日(金) | 13:00 | 理事会 |
| 16日(火) | 10:00 | 第102回国立大学協会総会〔第1日目〕 |
| 17日(水) | 10:00 | 第102回国立大学協会総会〔第2日目〕 |
| | 13:00 | 第1常置委員会 |
| | 15:30 | 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会 |
| 19日(金) | 10:00 | 第69回事務連絡会議 |
| 26日(金) | 13:30 | 第4常置委員会作業委員会 |

第102回総会国立大学協会事業報告

(第101回総会より今総会まで)

1. 諸 会 合 (45回)

(1) 第101回総会

9.11.12 (火)

9.11.13 (水)

(2) 理 事 会

10. 3.19 (木)

10. 6. 5 (金)

(3) 常務理事会

10. 3.13 (金)

10. 5.15 (金)

(4) 第68回事務連絡会議

9.11.14 (木)

(5) 常置委員会 (23回)

1) 第1常置委員会 [理念, 体制・組織, 管理運営]

(主要審議事項) ○大学の組織運営の改善について

(委員会開催状況)

9.12.11 (木) 本委員会

10. 2. 6 (金) 本委員会

10. 4.15 (水) 本委員会

10. 5.21 (木) 本委員会

2) 第2常置委員会 [入学者選抜]

(主要審議事項) ①大学入試の将来ビジョンについて

②「情報公開法」と大学入試の関わりについて

③平成11年度国立大学入学者選抜における留意事項について

④国立大学の平成12年度入学者選抜の基本方針について

(委員会開催状況)

- 9.12.24 (水) 入試将来ビジョン検討小委員会
- 10. 2. 2 (月) 本委員会と小委員会の合同委員会
- 10. 5.12 (火) 本委員会

3) 第3常置委員会〔教養教育, 学部専門教育, 学生生活〕

- (主要審議事項) ①平成10年度就職関係について
②インターンシップ等について

(委員会開催状況)

- 10. 4.17 (金) 本委員会

4) 第4常置委員会〔教職員の待遇改善〕

- (主要審議事項) ①教室系技術職員の位置づけと処遇改善について
②「技術専門職」制度の創設について
③国立大学教官等の待遇改善に関する要望について

(委員会開催状況)

- 9.11.25 (火) 作業委員会
- 10. 3.23 (月) 作業委員会
- 10. 5.27 (水) 本委員会

5) 第5常置委員会〔学術交流〕

- (主要審議事項) ①UMAP先行国際事務局の設置について
②UCTS (UMAP単位互換制度) について
③AAC&U (米国大学協会) との交流について
④フランス及びドイツとの大学間交流について

(委員会開催状況)

- 9.12.19 (金) 本委員会とJUSSEP 小委員会の合同委員会
- 10. 3. 6 (金) JUSSEP 小委員会
- 10. 3.24 (火) 本委員会
- 10. 6. 2 (火) 本委員会

6) 第6常置委員会〔財政〕

- (主要審議事項) ①平成10年度特別会計予算について
②大学における予算の弾力化について
③学長裁量経費について
④学生納付金について

(委員会開催状況)

- 9.12.16 (火) 本委員会
- 10. 4.28 (火) 本委員会

7) 第7常置委員会〔研究, 大学院, 生涯学習, 学術情報〕

- (主要審議事項) ①著作権問題について
②助手問題について
③情報公開法について
④公務員倫理法案について

(委員会開催状況)

- 9.12.16 (火) 本委員会
10. 2.17 (火) 本委員会
10. 4. 2 (木) 本委員会
10. 5.11 (月) 本委員会
10. 6. 2 (火) 本委員会

8) 第1, 第4, 第7常置委員会合同委員会

(主要審議事項) ○国立大学の助手制度の見直しについて

(委員会開催状況)

- 9.12. 3 (水)

(6) 特別委員会 (5回)

1) 医学教育特別委員会

- (主要審議事項) ①医師・歯科医師の需給問題について
②メディカル・スクールと医学部学士入学(4年制コース)について

(委員会開催状況)

10. 5. 6 (水) 本委員会

2) 教員養成特別委員会

- (主要審議事項) ①教員養成大学学部の改革再編の動向と課題について
②教育課程審議会「中間まとめ」の書面ヒアリングについて

(委員会開催状況)

- 9.12.12 (金) 本委員会
10. 3. 3 (火) 本委員会
10. 5.14 (木) 本委員会

3) 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会

- (主要審議事項) ①行政改革の現状について
②国立大学の評価の問題について

(委員会開催状況)

- 9.12.19 (金) 本委員会

(7) その他の諸会合（10回）

- 9.11.20（水） 就職問題懇談会
- 9.12. 2（火） UMAP国際事務局の設置についての検討会
- 9.12.19（木） 就職問題懇談会
- 9.12.11（木） 文部省と国大協との懇談会
- 9.12.24（水） 全国高等学校長協会との懇談会
- 10. 2.10（火） UMAP国際事務局の設置についての検討会
- 10. 3.25（水） ドイツ大学総長会議副会長等との懇談
- 10. 4.21（火） フランス国立大学長会議議長団との懇談
- 10. 5.13（水） 特別会計制度協議会
- 10. 6. 8（月） 就職問題懇談会

2. 要望その他の諸活動

- 9.12. 1 国立大学学生納付金についての要望
- 10. 2. 3 教育課程審議会「中間まとめ」に対する意見提出
- 10. 3.31 国立大学施設の整備に関する訴え
~4.28
- 10. 4. 6 研究交流促進法の一部改正及び大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の制定についての要望
- 10. 5.20 中央教育審議会「新しい時代を拓く心を育てるために一次世代を育てる心を失う危機—」に対する意見提出

3. 要望書の受理

前総会以後、本協会宛に提出された要望書等は下表のとおりである。

受付日	提出団体等	要望事項等	関係委員会
9.11.11	全国大学高専教職員組合	1. 大学・高専教職員の賃金改善について 2. 労働時間短縮をはじめとした権利・労働条件の改善について 3. 学術の中心にふさわしい研究・教育、医療の整備について 4. 社会保障、共済制度の改善について	第4常置委員会 第7常置委員会
9.11.17	国立大学農学系学部長会議	国立大学農学系学部附属施設の整備・充実について 1. 技術系職員の定員確保と増員 2. 技術系職員の処遇改善及び研修制度	第1常置委員会 第4常置委員会 第6常置委員会

		<p>の確立</p> <p>3. 教官組織の充実</p> <p>4. 建物・施設・設備の整備・充実</p>	
9.12.3	第21回国立大学50工学系学 部長会議総会	<p>1. 学部別授業料制度の実施反対につい て</p> <p>2. 大学における事務組織及び教育・研 究支援職員の充実について</p> <p>3. 文教施設整備について</p> <p>4. 大学院博士後期課程学生に対する奨 学金の給付, リサーチ・アシスタント の充実について</p> <p>5. 青少年の理工学啓蒙対策費の充実に ついて</p>	<p>第1常置委員会</p> <p>第4常置委員会</p> <p>第6常置委員会</p> <p>第7常置委員会</p>
10.1.27	民族学校出身者の受験資格 を求める全国連絡協議会	<p>文部省が1965年文部事務次官通達を撤回 し, 朝鮮学校とその生徒に対する不当な 扱いを即時改めること。</p>	<p>第2常置委員会</p>
10.2.23	日本弁護士連合会	<p>朝鮮高級学校及び各一定の教育水準を確 保しているインターナショナルスクール の卒業生に対して, 入学試験の受験資格 を認め, またその試験に合格した者に対 しては入学を許可すること。</p>	<p>第2常置委員会</p>
10.3.2	平成9年度夜間主コース設 置大学学部長会議	<p>1. 夜間主コース専用施設及び設備の充 実について</p> <p>2. 夜間主コース担当教職員に対する処 遇について</p> <p>3. 夜間主コースの教育支援体制の充実 について</p>	<p>第4常置委員会</p>
10.4.7	全国大学高専教職員組合	<p>教務職員制度廃止に関する要望</p>	<p>第1常置委員会</p> <p>第4常置委員会</p>
10.5.25	生命科学の教育・研究シス テムに関する検討委員会	<p>〔提言〕 振興すべき領域について</p> <p>—基礎生物学—</p> <p>—医学・薬学領域—</p> <p>若手研究者の育成</p> <p>生命科学研究科の創設</p> <p>生命科学研究所のあり方</p> <p>生命科学教育の改革</p>	

4. 刊 行 物

平成10年2月 【会 報】第159号

平成10年3月 【大学入学者選抜の改善に向けて】

平成10年6月 【会 報】第160号

要 望 書

国立大学の教員等に対する国家公務員倫理法の 適用について（要望）

平成10年6月9日
国立大学協会会長
阿 部 謹 也

大学は、学問の研究・教育を通じて人間文化を支える学術・技術の基盤を構築し、その成果の社会における普及・継承に寄与するものである。したがって、大学は地球、国家の存続、発展に必須であり、これら大学の使命の遂行のために研究・教育の自由——大学の自治が社会的にひろく認知されている。また、わが国の大学における学術研究は、国際的見地からなされており、その格段の進歩を促進することが求められている。

国立大学の教員等は、このような大学の使命を認識し、常に高い倫理観を持ってその職務に精励しなければならないのは当然のことであり、この点は現在までも遵守されてきたと信じている。したがって、政策策定・予算措置・許認可・補助金交付等の決定に関与する行政系職員の職務に係る規制が同様な決定に関与する教員等に適用されることは当然であるが、研究・教育に専念する教員にまで及ぶことには問題がある。このことは、国際競争が強く要求されつつあるわが国の大学においてこの方向を逆に大幅に制限することになるからである。その意味から国家公務員倫理法に基づく政令及び文部省訓令の制定にあたっては、国立大学の教員等の職務及び責任の特殊性を特に考慮し、以下の点についての配慮を要望したい。

1. 贈与等の禁止及び制限等について

大学の施設設備等の発注、政策策定・許認可・補助金交付等の決定に関与する大学の教員等がその「職員の職務に利害関係を有する者」からの贈与等を受領することが、厳しく禁止・制限されるべきことは、言うまでもないことである。しかしながら、昨今、国立大学が、官民との共同研究等を促進し、わが国の産業や社会に一層の貢献をするよう努力している現状を特に勘案し、これら共同研究者等は、国立大学の教員等にとって「職員の職務に利害関係を有する者」に該当しないものとしていただきたい。

2. 贈与等の報告について

報告義務が課される行為のうち、「事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として国家公務員倫理規程で定める報酬」が具体的にどのような範囲のものとなるかは、同規程が未制定の現段階では不明であるが、以下の理由により、国立大学の教員等の専門的学識に基づく社会的活動（各種共同研究、会議出席、講演、意見発表、原稿執筆等）に対する報酬は対象外となるよう特段の配慮をお願いしたい。

- ① 職務が明確である一般公務員と比較して、研究・教育を職務とする国立大学の教員等の場合、特に、講演、原稿執筆等についてはどこまでが「職員の職務との関係に基づいて提供される」ものか明確にできないこと
- ② 国立大学の教員等については、一般公務員と異なり、研究・教育活動の一環として、研究成果等を公表するための講演、原稿執筆等の活動を行うことが社会通念上当然に期待されていること
- ③ 仮に、国立大学の教員等の行う講演、原稿執筆等を報告対象とした場合、このことがこれらの活動に対して抑止的に作用するおそれもあり、当該活動の減少・停滞により、わが国の研究・教育水準の維持向上及び大学の研究成果の社会への還元が悪影響を及ぼし、逆に公益を損なう弊害を生ずること

また、学長、学部長等については、今日国立大学が求められている「開かれた大学」に向っての社会的活動を抑止することのないように「贈与等」に関する報告義務についても格別の配慮を要望する。

なお、国立大学の学長は各学部の推薦を了承した候補の中から全学的な選挙によって選ばれている有期の地位である。行政省庁の幹部職員に対する抑制的措置を学長に適用することは、国際的に通用しない倫理規制と言わざるを得ない。

〔要望先：文部大臣、事務次官、官房長他〕

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

平成10年7月6日
国立大学協会会長
阿部 謹也

国立大学教官等の給与等の待遇改善については、人事院をはじめ関係機関の特段の配慮を得て改善がなされてきたところであり、特に、大学特有の専門職である技術職員については、組織上の位置付けに伴い、行政職俸給表（一）7級定数の標準化及び同6級定数の大幅増が措置されるなど、処遇の改善が図られたことについて、関係各位のご努力に深く感謝する次第であります。

いうまでもなく、近年、教育改革の問題が焦眉の国家的課題とされ、大学についても、教育・研究の充実整備が課題となっております。この課題に応えるうえで、まず何よりも大学自身はその教育・研究体制の改革に取り組むことが必要であり、各国立大学が自己点検・自己評価を実施し、それを自らの大学の改革と活性化の契機とすべく努力しているところであります。

それとともに、大学の質的向上を図るには、その担い手である大学教官等に有為な人材を確保することが基本的な前提条件であり、それを充たすためには大学教官等の待遇改善を図ることが一つの必須要件であります。また、平成7年11月15日施行、公布された「科学技術基本法」では、国は、研究者等の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者等の適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとしているところであります。

しかしながら、それはいまだ十分であるとは言えない状況にありますので、さらに以下の諸点につき、ここに重ねて強く要望する次第であります。

記

1. 教育職（一）の俸給水準の引上げを行う等を含め俸給体系を是正すること。

大学は高等教育および学術研究を推進・発展させる中心の存在として社会の付託に応えて、その任務を果たしている。科学技術の急速な進展と国際化の時代にあって、その責務は益々増大しているところである。そのときにあたって、大学の教学の中心の担い手は大学教官であり、教育・研究について絶えざる情熱と高い能力を有する優れた人材を擁することは大学の根本であることに鑑み、その俸給をその職務と責任に見合う水準に引き上げ

るよう特段の配慮を強く要望する。特に近年、国立大学の教官の給与水準が民間企業研究所や私立大学のそれを大幅に下回っている実態が人材確保の障害の要因ともなっていることに配慮しその急なる改善が待たれる。

また、助手について高校教諭の給与を下回る実態や教務職員の給与の頭打ち等の問題があり、これら職員の給与の格差是正を図る。

なお、以上の俸給水準の引上げと同時に特に中堅教官の給与配分について改善するとともに、現行の昇給延伸制度についても、教官の職の高学歴による高年齢就職等による特殊性に着目してその年齢の引き上げを図る。

2. 部局長（学生部長，事務局長等を含む。以下「部局長等」という。）について指定職の完全適用を図ること。

部局長等及び教育，研究の功績顕著な教授に対する指定職の適用拡大については改善が図られつつあるが，まだ十分な状況とはいえない。

指定職制度は，特定の職務就任を条件に適用するのが本来の趣旨であることを踏まえ，部局長等については，その在任期間中はすべて指定職俸給表が適用できるよう措置する。

また，特に教育，研究の功績顕著な教授に対して指定職俸給表の適用をさらに拡大する。

3. 管理職手当の適用対象の拡大と増額を図ること。

近年，大学における管理運営の職責が益々重くなりつつある実情に鑑み，全学的な事項を審議する委員会の委員等の学内教育行政の要職にある者について，管理職手当支給の途を開くよう配慮する。

なお，部局長等について指定職の完全適用を前項で要望しているところであるが，指定職が適用されるまでの間，引き続きその増額を図る。

4. 大学教官特有な職務に見合う手当として「大学研究調整額」（仮称）を新設すること。

大学教官は，高度の専門教育を行うばかりでなく，進展極まりない学術の研究について一定の業績を常に要請される。そのため，各種学会活動や独自の情報の収集等多様な教育・研究活動を遂行することが必須となっている。

しかしながら，このような多様な教育・研究活動に際して，自費から支出する研究費が少なくないことが，当協会財政基盤調査研究委員会が行った全国調査結果により明らかになっている。

この特別な経費負担に対する措置として「大学研究調整額」（仮称）の新設を図る。

なお、職務の特殊性に基づきすでに支給されているものとしては、義務教育教員には「教職調整額」、医師等には「初任給調整手当」等がある。

5. 夜間主コース担当教官に特別な給与措置を講ずること。

夜間主コースを設置する大学・学部（夜間大学院を含む。）の教官は、実態としては昼・夜間両コースを担当せねばならず、その勤務形態は特殊なものであり、負担が過重となっている。

また、夜間主コースは、本来、主として社会人学生を対象とするものであるが、現実としては、教育上多様な対応を要する学生が多数入学し、教官の負担を増加させている。

これらのことを考慮し、夜間主コース担当教官に特別な給与措置を講ずること。

6. 教育・研究支援職員等の待遇改善を図ること。

教育・研究支援職員等の職務は、科学技術の急速な進展と国際化により一層複雑・高度化し、その役割は更に重要性を増している。また、平成7年に制定された科学技術基本法においても、研究開発に係る支援のための人材が研究開発の円滑な推進にとって不可欠であり、その確保、養成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保の必要性を指摘していることから、各大学を横断的に実施できる研修制度を新設し資質の向上を図るとともに、今後とも技術職員の職務と責任に見合う処遇が行われるよう措置する。

7. 大学の中堅職員（事務系）の待遇改善を図ること。

大学においては、事務長、補佐、係長等の定数が固定されており、豊富な職務経験、職務遂行能力を持つ適任者でありながら、昇任・昇格が限定されるために俸給の上で格差を生じている。このことは、大学の中堅職員等に職務遂行意欲を欠く原因ともなり、ひいては大学運営に重大な影響を及ぼす結果となりかねない。

また、特に近年教育研究の国際化に伴う国際学術交流や留学生受入れ、大学院の整備充実、教育研究システムの多様化、複雑化への対応等高度の専門性を要する新たな業務が激増している。

よって、引き続き専門職制度を一層拡大するとともに、上位の級別定数について特段の措置を図る。

8. 看護職員の待遇改善を図ること。

医学・医療の進展に寄与する診療、教育、研究の場であることを使命とする大学病院に

において看護職員に課せられた任務は極めて高度化、専門化しており、その役割は重要なものとなっている。

また、看護婦等の人材確保の促進に関する法律が制定され、待遇の改善が図られてきているが、まだ十分とはいえない。

看護力の強化は、大学病院の運営にとって不可欠の課題であり、初任給を含む給与水準の引き上げを引き続き図る。

また、看護職員の勤務形態の特殊性等に配慮し、勤務環境の改善を図る。

〔要望先；人事院総裁，文部大臣，大蔵省主計局給与課長等〕

資 料

国立大学協会会則の一部改正について

平成10年6月5日
理 事 会
平成10年6月16日
第102回総会

国立大学協会会則の一部を次のとおり改正する。

第22条第3項を次のように改める。

- 3 常置委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、前項第2号の委員の在任期間は、3期6年を限度とする。

第24条第1項を次のように改める。

(委員長)

第24条 委員長は、委員会において委員の互選により定める。ただし、新たに委員会を設置する場合には、必要に応じ当初の委員長を会長が指名することができる。

附 則

- 1 この会則は、平成10年6月16日から施行する。
- 2 この会則改正の際、現に在任する第22条第2項第2号の委員の在任期間は、平成9年11月1日から起算する。

改正理由

- ① 教員委員の在任期間が長期化する傾向があり、このような事態を避けるため改正するものである。
- ② 委員会の委員長は、委員の互選によることになっているが、新たに委員会が設置される場合、その目的にそって会長が委員長を指名し、委員構成等を立案し委員会を発足させる場合もあるので、その点を明文化するものである。

国立大学における文献複写に関わる著作権処理 に関する当面の方針について

平成10年5月11日
国立大学協会
第7常置委員会

国立大学における文献複写に関わる著作権処理については、「日本複写権センター」(以下「複写権センター」という。)からの複写利用許諾契約の締結に関する問題提起があって以来学術情報特別委員会で行われてきた検討を引き継ぎ、さらに鋭意検討を重ねてきた。その間、複数の専門学識経験者および関係官庁から意見を聴取し、また国立大学事務部における複写の実態調査結果についての報告を受けた。その結果、当面の対処方針について、次のような結論に達した。

1. 大学図書館で所蔵している図書資料の複写に関わる著作権処理の問題については、国立大学図書館協議会で検討を重ねており、公私立大学図書館協議会との協力による国公私立大学図書館協力委員会をとおして複写権センターと交渉を行なってきたが、著作権法の解釈上許諾の対象とすべき複写態様の範囲ないし条件について一致を見るに至らないまま今日に至っている。図書館間の相互利用(ILL)体制に関わる諸問題を含むこれらの問題は、国立大学協会にとって重大な関心事であり、今後なお国立大学図書館協議会等による検討経過を見守りつつ、当委員会でも継続審議することとする。

2. 事務部における文献複写については、複数の事例による詳細な実態調査の結果に照らして、各大学において、第42条の適用を受けない文献複写に関して来年度早々をめどとして複写権センターと複写利用許諾契約を締結するための具体的な検討を進めるのが適当であると考えられる。

なお、そのさい、個々の大学における契約の内容については、既に契約を締結している他の官庁の例によることとし、年間使用料金の設定は、事務職員数を基準とした包括許諾簡易方式(たとえば、毎年、大学中央事務職員数×20枚×2円)によるのが適当である。

また、使用料の著作者への配分方法、許諾契約の過去への不遡及、使用料金の将来の改定などの点についても十分留意しつつ手続きを進める必要があろう。

以上

中央教育審議会「今後の地方教育行政の在り方について」 (中間報告) についての見解

平成10年6月15日
国立大学協会会長
阿部 謹也

1. 地方教育行政における国、都道府県及び市町村の役割分担の在り方

国の果たす役割を基本的な枠組みの制定、全国的な基準の制定、条件整備のための支援等に厳選し、その具体的な実施に当たっては都道府県、市町村、さらには各学校の裁量をより大きくする基本方針については、基本的に同意し得るものである。

とりわけ、各学校の教育課程の編成における創意工夫を促し、特色ある教育活動を創造し、もって児童生徒の豊かな生きる力を育むことは、一連の教育改革の成否を左右する重要な方策であると考えられる。その際、カリキュラムの研究・開発に関するナショナルセンター等の設置により、専門的な検討と支援を推進する方向が提示されているが、学校の主体的な教育課程の運営には行政指導によるよりもより望ましい形態であると考えられ、同意できる。同様に、生徒指導等に係わる問題についても、専門的な検討と支援を推進するセンター等に委ねることが適切である。いじめ問題、心の教育、人権教育、環境教育等の参考指導資料の作成についても、これらの専門機関に委ね、国は審議会行政等を通じて基本的な方向を示すことに限ることが適切であろう。

研究開発等については、都道府県を主体に上記センター等と連携し、国立の附属学校園や公立の研究開発指定校等の積極的な活用を図り、推進していくことが望ましい。教職員研修についても、都道府県を主体に、国立大学及び同附属学校園（国立教員養成系大学・学部及びこれに準ずる学部等を含む）の積極的な活用を図ることが不可欠である。

調査統計等については、上記ナショナルセンター等に、一部門として設けることが望ましい。

都道府県と市町村との関係については、都道府県が公立高等学校、養護学校等について、市町村が義務教育諸学校についてそれぞれ主要な係わりを持つ実態が形成されており、都道府県は広域に係わる問題、個々の市町村の処理能力を超える問題、市町村間の連絡調整等に主として従事している。従って、これらの諸点を一層明確にし、市町村の実態をも考慮し、市町村の主体性、独自性を尊重しつつ、市町村間の著しい格差の生じることのないように調整等図ることが大切である。

国及び都道府県は、その役割と責務に応じて、条件整備等の財政的な支援等においては最大限度の努力と必要な措置等を講ずるものとする。

2. 教育委員会制度の在り方

教育委員会の職務が多岐にわたることから、教育委員の構成を弾力化して、7人等にするとは

必要な措置である。また、教育長の選任に当たって、議会の同意を求める制度についても合意される。

また、民意の尊重の観点から、公聴会はもとより、苦情処理や教育問題相談への対応窓口等の措置についても同意できる。さらに、学校教育、社会教育、文化・スポーツ等に関する情報提供等を積極的に図ること等も必要なことであり、地域住民との連携協力による、地域社会の新たな教育力の創出も大切な課題であるといえる。

私立学校の自主性、独自性の尊重は言うまでもないことであるが、都道府県、市町村と私立学校との関係については、「教育の公共性」の観点から改善すべき課題もあり、相互の連携・協力によって、地域の広義の教育環境を創出する努力が大切であろう。

3. 学校の自主性・自律性の確立

今日の教育改革を実質的に推進していくのは個々の学校であり、個々の教師の意識と力量である。従って、学校長の裁量権を大きくし、個々の学校の主体性、自主性が発揮出来るよう、教育委員会の学校管理規則の見直しをはじめ、人的・物的な条件整備への裁量が可能となるような支援等が保障される改善策が不可欠である。

そのためには、校長、教頭の任用資格の見直しをはじめ、真に人材足り得る者を任用し、組織的、機動的な学校経営を実現することが必要である。

ただし、校長に真にその人を得る方策は、異色であるだけでは達成されず、慎重な選任方法が考慮されなければならない。管理職研修等を真に実のある内容とし、研鑽を積み、学校観、教育観、児童生徒観、あるいは卓越した学校経営への見識や力量についての実績等、選任方法についても十分な検討が必要である。

また、学校裁量の余地を大きくするためには、個々の教師の力量の向上をともなっていなければならない。そのために、固定したメニューによる研修にとどまらず、充実した研修の機会をさらに拡充し、各学校に教育研究室を備え、これを活用し得る設備と教師のゆとりを確保するなどの積極的改善方策をもつことが必要である。

地域社会との連携協力による新しい教育力の創出とその活用に関して、学校がより開かれた教育機関となることが、必要である。そのためには、学校そのものが、地域の多様な人材の自由な出入りの機会をもつ場に変えていくことも必要である。

4. 地域コミュニティの育成と地域振興に教育委員会の果たすべき役割

生涯学習を中核とした町づくり、地域社会の教育機能を充実させる町づくりは、これからの教育課題としてきわめて重要な課題である。この問題に関して教育委員会が果たすべき役割も大きく、これらの提案も基本的に合意できる。とくに、大学、放送大学、専修学校、時には高等学校等をも含む既存の学校とも連携して、多様な再教育の機会を提供することが必要であり、そのための新たな連携協力の方途を創り出していく必要がある。

また、地域住民が親しく出入りできるように、既存のすべての学校、公民館等の新たな利用の方法が探求されるべきである。

とくに、再教育や学習機会の提供に関しては、出来合いのメニューを多く提供するのみならず、住民が求めている学習要求や自発的な学習活動に対して、これらの機関を利用しやすく、開放していく方策についてさらに積極的な提言を期待したい。

5. 学校以外の教育機関の運営のあり方

住民の立場に立って、弾力的な施設運用を図り、基準の廃止、緩和を行う提言については、全面的に賛成である。青少年にも、女性にも、老人にも、町の雑踏や、孤独な居住環境のみで、くつろぎと学びの空間や学びの共有・共同を充足できる居場所があまりにも少なくなった。

施設利用の柔軟化、施設の拡充、さらに新しいタイプの公的施設の設置についてもご検討願いたい。

中央教育審議会「新しい時代を拓く心を育てるために」 (中間報告) に対する意見

平成10年 5月20日
国立大学協会

【1】

学校における「カウンセリングの必要性」、「異年齢集団の体験」、「早期教育を考え直そう」、「不登校にはゆとりを持って対応しよう」、「多様な努力を評価する入試改革」など、さまざまな有意義な提言をまとめられた審議会のご努力には深い敬意を表します。しかし、「ポスト産業社会」独特の「心」の病理は、たんなる「正論」では解消しえない種々の問題を全世界的に投げかけており、技術的に解決可能な問題と、それが不可能な構造的な矛盾とを共存させております。そのため、時代風潮の診断は可能なかぎり多元的たらざるをえないのですが、それがややもすると一元的なものにとどまりがちなところに、『中間報告』の問題が含まれているように思われます。以下、次の三点に集約して述べさせていただきます。

I 「心」について II 「現状認識」について III 「時代認識」について

I 「心」について

「心」の教育を説くことの重要性は十分に理解できるつもりですが、その論点のほとんどは、過去一世紀に及ぶさまざまな「心」の科学（心理学、文化人類学、精神分析学、心性史研究、等々）の業績を無視しております。その結果、教育には誰もが等しく発言権を持つというかのごとき素朴な分析と議論の展開が『中間報告』の説得性を弱めており、そのことが気がかりでした。名高い心理学者ジャン・ピアジェの論稿を始め、「心性史」の権威フィリップ・アリエスの『《子供》の誕生』（中内ほか訳、新評論）など必読の文献かと思われませんが、参照されたあとがみられません。その結果、分析と記述がときにはなはだしく科学性の欠如を露呈させ、構造的な欠いた付加的な事態の指摘に終わっていることは惜まれます。

いささか疑問のある書物ですが、『ソフィーの世界』（ヨースタイン・ゴルデル著、NHK出版、1995年）の記述の域にも達していない素朴な指摘（「幼児には親が本を読んで聞かせよう」、「自然の中で伸びやかに遊ばせよう」、「道徳教育を充実しよう」、等々）は、この一大ベストセラーを読んだ子供たちやその親たち、さらには現場の先生がたを到底納得させえないと思います。フロイトの精神分析的な理論（同書の544ページ以降に粗雑に要約されています）を信奉すると否にかかわらず、「心的機構」がいくつかの異なる要素の葛藤からなっていることは学問的な定説であります。にもかかわらず、今回の『中間報告』は、「心」が一つの安定した実体となりうるかのように書かれております。それでいながら、全体の文脈は、フロイト理論の「イド」（「快楽原則」）の優位へと流れがち

な傾向)を「超自我」(「父親」的な権威による規範意識を徹底化する傾向)で抑制すべきであるとほぼ要約できる内容になっているのです(「大人社会全体のモラルの低下」,「子どもたちの規範意識の低下」,「父親の影響力を大切にしよう」,等々)。それが困難であるが故に多くの「心」の病気が蔓延し,さまざまな精神分析の理論が生まれたのであり,「円満な家庭」というフィクションがその解決策となりがたいこともまた定説であります。「円満な家庭」を築こうとする親の意志そのものが,子供には必然的に「超自我」の介入と映り,それが不可避的に新たな葛藤を生むからです。

II 「現状認識」について

「心」の教育にあって重要なのは,「心」の安定的な成長を思い描くことではなく,「心」を成立させている複数の要素の葛藤(「教える者」と「教えられる者」との関係が惹起する葛藤も含まれます)を解消する方法を模索することにあります。例えば学校における「保健室」の意義や「カウンセリング」は,その葛藤の解消への一つの方法ですが,それと同時に,最近の「茶髪」や「ルーズソックス」の流行などが,彼らなりに考え出した葛藤解消方法の一つであることも積極的に評価しなければなりません。「自分の部屋に鍵をかけてはいけない」といった不条理な「ルール」の提唱(「鍵をかけてあっても,家族のノックに応じてそれをあける」という習慣こそ,守らるべきルールであるはずです)によって,こうした葛藤の解消方法を視界から遠ざけることのないように注意すべきだと思います。「いじめ」についても,「いじめをやめさせよう」と行動する正義感の助長だけでは,現実から目をそらせる結果に終わりがちです。ある種の「いじめ」が共同体の安定に不可欠なことは,文化人類学や精神分析学の「犠牲論」の文脈からして明らかです(現在の日本社会で「国家公務員」が社会を安定させる「犠牲」の役を演じていることは,皆様ご存じの通りです)。その意味で,種々の葛藤をたんに「避けるべきこと」としてではなく,知性によって解決可能な一つの現実としてとらえることのほうが「心」の教育にとっては遙かに重要だと思います。その試みこそ「倫理」の名にふさわしいものであり,その意味で,自分は「イジメ」の側にまわりたいと無意識に思っている者たちの調査こそ緊急だと思われまます。

【中間報告】の基調となるべき「有害情報」なるものの現状認識にもいささかの疑問を覚えました。いま,子どもたちの「心」に大きな影響力を持っているものが,「テレビ・ビデオ等」だとは到底思えないからです。かつてほどではないにしても,少年少女たちにとって,「(少女)マンガ」や「ラジオ」の深夜番組はいまなお無視しがたい影響を与えておりますし,やや年齢が上がればインターネットの会議,ライブハウスなどでの出会いが,彼らに生きた情報を提供しております。テレビにほとんど登場しない「X Japan」のHideの自殺や尾崎豊の死が若者たちの「心」を強くとらえた事実は,その裏に,彼らの音楽によって「救われた」若い男女が日本全土に多数存在していたことを意味しております。そのこと自体の評価はともかく,【中間報告】がそうした現実に向っていないのは,残念ながら事実だといわねばなりません。

「『ヒーロー』・『ヒロイン』が……子どもたちに語りかける」という発想は,子どもたちがすでにそうしたことを自分なりに実践している現状に無自覚な大人たちの抽象的な発想にすぎません。そ

して、彼らは、マンガ家やミュージシャンが彼らの「ヒーロー」「ヒロイン」であることに無感覚な大人たちを軽蔑しつつ、そのことを、大人たちには触れえない彼らだけの葛藤解消の方法として確保しているのです。そうした現状に対して、「読書を促す工夫をしよう」という相変わらずの読書中心主義（「毎朝『10分間読書の時間』」など、論外です。学校が率先してこれ以上に「本嫌い」を生産する装置となるには及びません）は、彼らの視覚的、聴覚的な感性（世界的にみて高度なものとは判断できます）に対する無理解からでた蔑視のように思えてなりません。

III 「時代認識」について

「新しい時代を拓くため」とありながら、『中間報告』からは、今がどのような時代であり、また、新たに「拓く」べき時代がどんなものであるかを具体的に読み取ることはほとんど不可能です。「企業中心社会から『家族に優しい社会』へ」という指摘も、あまりに抽象的すぎます。いま、日本社会は、長らくその創造性を抑制していた「和の精神」への信仰が終わりを迎えたことで、真の意味での個人的な競争（たんなる序列の決定とは異なる創造的な葛藤）が意味を持つ時代に入りつつあると思うのですが、そうした議論をあらかじめ禁じかねない何かがこの『中間報告』の文面に漂っていることが、いささか気がかりです。「ポスト産業社会」では、具体的な記号の意味よりもその抽象的なイメージだけが好んで消費される傾向が顕著ですが、この『中間報告』の「心」という記号が、そうした傾向に同調することのないように祈っております。

【2】

I このたび、中央教育審議会が、子どもたちの「心の教育のあり方」をめぐる問題や課題の解決に向けて多岐にわたり具体的な提言を行ったことを評価したい。

今後の議論において、第1章で強調されている「見直す」べき「我々の足元」の危機を実態に即して指摘し、それとの関連において今後の方向性を示すとともに、個々の提言が、現代社会に生きる子どもたちの「心の教育」に不可欠であることを、子どもたちの日常生活の中での思考と行動の特性を踏まえ、明快な論理構成でもって示すことが期待される。

この観点から中間報告を検討すると、全体として、提言は「社会的な通念」または「社会的な価値基準」に依拠して判断されたと考えられるが、一方では随所に時代を異にしたようにも見える見解が窺える。今日の「社会的な価値基準」として男女（夫婦）平等、人間の自立と社会的な協力・援助、人権の尊重と世界市民の形成などが世界的な規模で提唱されている状況との関わりをも明確にする必要がある。いずれにしても、いまや問題はモラルの崩壊であり、第2次大戦後一般化したわが国における個人主義や平等主義と日本ないし東洋の伝統的な価値観との統合という観点からの提起が必要と考える。

II これまでは、家庭での「教育の在り方」については、両親の責任に委ねられた私的な領域として、公的機関は積極的な提言を控える傾向にあったが、今回、中央教育審議会は、子どもたちの「心

の教育」に対する「家庭の在り方」に大きく踏み込んだ具体的な提言を行っている。項目を列挙してできるところから取り組む方法は、現実的であるように見えて、実は実行性に乏しい一面を有する。このための精神文化の基盤が極めて薄いからである。しかし、このような取り組みを進めなければならない程事態は深刻である。併行して、基盤の議論が必要であろう。

Ⅲ 「心の教育」を幼児期にある子どもから継続的に、家族、地域社会そして学校で行っていくことの必要性が提起されている。実施にあたっては、時間的な継続性ととも、「心の教育」を行う場として三者の相互的な関連が重要である。三者に求められている提言が相互に補完し、成果が体系的・組織的に蓄積され、「心」の成長・発達に具体的に収斂していく構図の例についても検討してほしい。

また、「心の教育」をめぐる学校に期待する提言は、今日の学校が直面している不登校、いじめなど諸問題への対応策が目立ち、家庭、地域社会に比べて、「心の教育」についての学校本来の役割についても積極的な提言を望まれる。提言の中で最も重要なことは、「子どもたちに信頼され、心を育てることのできる先生を養成しよう」という点である。しかし、この提言が、以下①②③の取り組みのみによって可能になるとは思えない。さらなる検討が望まれる。

21世紀に向けて世界共通の課題になっている新たな価値、秩序の形成とそれらを基盤とした世界社会の構築に応える観点から、子どもたちの「心の教育」に学校が積極的に取り組む内容が期待される。

大学の組織運営システムの改革についての意見

平成10年5月21日
国立大学協会
第1常置委員会

現在、大学審議会において、大学の組織運営システムの改革について審議が進められているところである。国立大学協会第1常置委員会としても、現在の大学の組織運営の在り方に問題点がないとは考えておらず、その改革のために真摯に取り組んでいきたいと考えている。

大学審議会においては、21世紀の大学像を検討するに当たって、大学の個性化・多様化を進めることを基本理念の一つとしているが、そのためには、各大学がそれぞれの理念・目標、専門分野や規模などの特徴を踏まえて、それに最もふさわしい組織運営の在り方を工夫することが極めて重要であると考えます。

したがって、すべての面で画一的な制度とするような形ではなく、組織運営の改革については、特に学問の自由とそれぞれの大学のもつ伝統を尊重しながら、各大学がそれぞれの規模や特徴を踏まえて創意工夫を凝らし、多様な取組を行いうるような改革提言が行われることを要望する。

各項目ごとの意見は以下のとおりである。

I 学内の機能分担について

1 全学的な機能の明確化について

(1) 学長の役割の明確化について

学長が全学的な課題を理念をもって推し進めることは、大学運営上必要なことであり、その役割を明確化する必要がある。

なお、特に総合大学の場合には、学長個人が全学部の状況を十分に把握することが困難であるので、学長を中心とする比較的少数の全学的機関を設け、学長は、このような機関の助けを得て、リーダーシップを発揮することが適切ではないか。

(2) 学長を補佐する機構の設置について

学長が中心となって大学を運営していくためには、学長が大学の構成員の理解を得ながらリードしていかななくてはならない。そのためには、部局長との有機的な連携体制を前提としつつ、補佐体制を持つことによって、構成員とのコミュニケーションを図りながら進めることが有効である。

なお、「大学運営会議」という名称にすると、学長の責任があいまいになる恐れはないか。補佐機構を設ける場合の名称は、学長補佐体制を明示するような名称がふさわしいと考える。

(3) 学長が責任を持って大学運営を行うための態勢整備について

① 予算面、人事面でのバックアップ態勢が必要である。例えば、学内での予算配分に関する学長の裁量権を拡大することなどが考えられる。

- ② 全学的に情報を共有し、共通の理解に立たないことには、実りある討議と意見集約はできないが、情報を伝えようとしても、なかなか伝わらない。わかりやすい情報伝達の工夫や、その伝達を確認するチェック法の態勢を整えることが必要である。
- ③ 学長及びその補佐スタッフを事務的に補佐する体制の整備が必要である。

2 全学と学部機能分担について

(1) 評議会（全学）と教授会（学部）の分担関係の明確化について

教授会が当該学部の教育研究に関する事項、評議会が複数の学部にもたがる事項及び全学に関する事項を分担するというのは、現行でも少なくとも理想的にはそのようになっており、また現実にそうあるべきである。ただし、ここで誤解されてはならないのは、それぞれの学部固有の事項といっても、必ずしも当該学部教授会で専決できるということではない。全学の方針の範囲内で任された事柄について学部教授会で決定するということであろう。そのためには、何が教授会の専決事項なのかについての合意が必要である。法令的には学校教育法第59条にいうところの「重要な事項」とは何なのかについて明文で定めておくことは必要であろうが、実際の運営に当たって「良き」慣行を積み上げていかななくてはならない。

(2) 教授会の審議事項の明確化（限定）について

教授会の審議事項については、法令的には学校教育法第59条に包括的に定められているほかは、同法施行規則第67条で学生の身分の扱い（入学、退学等）について、教育公務員特例法に教員の採用や学部長の選考等についての定めがあるに過ぎない。学校教育法第59条の「重要な事項」と言う表現が包括的であるために、個々の大学で様々な慣行上の扱いがなされている。全学にかかわる事柄に関する学部教授会の意思は、基本的には尊重されなければならないが、ここでいうところの「重要な事項」はあくまでも教育研究に関する重要事項であるべきである。

その限りにおいては、教授会で扱うべきこと（扱えること）を法令上明確にすることは必要であるが、様々な慣行の積み上げの上で動いている日本中の大学を法令を変えることで一気に理論的な姿に持っていけるか、実行に当たっては政策の立場からの検討も必要であろう。

3 執行機関と審議機関との機能分担について

(1) 執行機関・審議機関の機能分担と執行機関による責任ある運営について

学長・学部長が大学における諸課題に係る事項を提案し、これを評議会・教授会が審議し、審議結果を学長・学部長が実行に移すという形で大学は運営されている。このことから、学長・学部長を執行機関、評議会・教授会を審議機関としてとらえることは、基本的にはそのとおりであると考えられる。

(2) 学部長が責任を持って学部運営を行うための態勢整備について

- ① 学部長の責任ある学部運営のためには、学長の場合に準じて、学部内に学部長を補佐する体制が必要であろう。
- ② 学部長と教授会との役割分担や意思決定等の手続きを明確にするとともに、学科長会議等を

活用し、学部内の意思疎通、連絡調整を円滑にするなどの改善が必要である。

4 教員人事に関する意思決定の在り方について

社会の変化に応じて、大学は新しい教育研究分野を絶えず導入する必要がある。かつてのような教官定員増が難しい今後は、スクラップアンドビルド、つまり既存の講座や教育研究分野を改廃して、新しい分野を発足できるような全学的人事ルールを作ることが望ましい。例えば、教官に欠員が生じた場合、学部、場合によっては全学レベルで大学や学部の将来構想を考慮して、新たに充足すべき専門分野が選択できるようにすることが必要である。

II 審議機関の運営について

1 審議機関の議事の効率化について

議事運営の効率化を図るため、①審議事項の厳選、②審議事項に係る適切な情報の提供、などが重要である。

また、審議事項の内容によっては、持ち回り制度も認めるべきではないか。

2 多数決など議長による議事運営について

審議機関の規程に議事運営・議決に関する定めがあり、それが全学の承認を経て成立している限り、それに基づいて最終的に多数決で議事を決することは、やむを得ないことであろう。

III 大学運営協議会（仮称）について

大学が外部評価を導入することは必要なことであり、大学がそれぞれその設置目的や特色に応じて独自に学外の意見を聞くための組織を置くのであれば、考えてもよいのではないか。したがって、大学の管理運営に関する協議会的なものではなく、アドバイスないし顧問会議のような性格のものとするべきである。各称についても、そのような配慮が望まれる。

IV 大学の自主性・自律性の拡大について

大学の自主性・自律性のためには、文部省の持つ組織の変更権を一定の範囲内で学長の権限とすることや、研究の期間や内容を考慮した会計制度の改革、兼職兼業等に関する人事制度の改革、予算等の権限を大幅に大学に与えてもらう必要がある。

V その他、大学審議会への審議に対する要望について

多種多様な大学を画一的に規制・指導する改革ではなく、大学の規模や特性をふまえた多様な展開が可能となる方向の改革提言が望まれる。また、総合大学における理系と文系とのバランスに十分配慮した組織運営の在り方が審議されるべきであり、全学的な企画立案や総合的調整がむずかしくなっている一因は、この点にあると思われる。

そ の 他

(平成10年6月2日～平成10年8月1日)

■特別委員会の設置

○ 大学評価に関する特別委員会

審議課題：大学の客観的評価システムの在り方について

但し、各大学の長所を生かし、短所があれば改善することを目的とし、各大学の個性、特色と国際的通用性に留意する。

設置期間：2年間（平成10年6月16日～平成12年6月15日）

委員名簿：委員長 阿部博之（東北大学長）
委員 丹保憲仁（北海道大学長）
〃 四ッ柳隆夫（東北大学教授）
〃 金子元久（東京大学教授）
〃 鈴木基之（東京大学教授）
〃 中嶋嶺雄（東京外国語大学長）
〃 中谷巖（一橋大学教授）
〃 松尾稔（名古屋大学長）
〃 丸山正樹（京都大学教授）
〃 有本章（広島大学教授）
〃 立川涼（高知大学長）
〃 内田博文（九州大学教授）
〃 田中弘允（鹿児島大学長）
〃 天野郁夫（国立学校財務センター教授）

○ 大学教育における《リベラル・アーツ》の役割をめぐる特別委員会（略称 C. L. A）

審議課題：大学教育におけるリベラル・アーツの役割について

設置期間：2年間（平成10年6月16日～平成12年6月15日）

委員名簿：委員長 蓮實重彦（東京大学長）
委員 小笠原正明（北海道大学教授）
〃 星宮望（東北大学教授）
〃 小林康夫（東京大学教授）
〃 永田敬（東京大学教授）
〃 鈴木直（東京医科歯科大学教授）

委員	佐藤保	(お茶の水女子大学長)
〃	内藤正典	(一橋大学教授)
〃	畑安次	(金沢大学教授)
〃	平野真一	(名古屋大学教授)
〃	濱田道代	(名古屋大学教授)
〃	森本益之	(大阪大学教授)
〃	柴田洋三郎	(九州大学教授)
〃	二神光次	(宮崎大学長)

○ 国立大学協会50周年記念行事準備委員会

設置期間：平成10年8月1日～平成12年12月31日)

委員名簿：委員長 佐藤保 (お茶の水女子大学長)

委員	岡本靖正	(東京学芸大学長)
〃	兵藤剣	(埼玉大学長)
〃	中西鈿治	(東京大学事務局長)
〃	伊藤公紘	(東京工業大学事務局長)
〃	伊藤才一郎	(国立大学協会事務局長)

■ 学長等の異動

○ 学長の交代

(大学)	(新任)	(前任)	[交代日]
千葉大学	磯野可一	丸山工作	平成10年8月1日

○ 委員長の交代

(委員会)	(新任)	(前任)	[交代日]
第7常置委員会	丹保憲仁 (北海道大学長)	丸山工作 (千葉大学長)	平成10年7月4日

○ 専門委員の委嘱

(委員会)		[発令日]
第7常置委員会	西村俊道 (北海道大学事務局長)	平成10年8月1日

国立大学協会の組織

創 立：昭和25年7月13日
会員大学：99国立大学
目 的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り
その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会 （会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会 （会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事 （2名）
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
 - 第2常置委員会（入学者選抜）
 - 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
 - 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
 - 第5常置委員会（学術交流）
 - 第6常置委員会（財 政）
 - 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
- 常置委員会小委員会
 - 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会
〔設置期間：平成10年6月1日～平成12年5月31日〕
 - 第5常置委員会JUSSEP小委員会
〔設置期間：平成9年12月15日～平成11年12月14日〕
 - 第6常置委員会学生納付金等検討小委員会
〔設置期間：平成10年6月1日～平成12年5月31日〕
- 特別委員会
 - 医学教育特別委員会
〔設置期間：平成10年4月1日～平成12年3月31日〕
 - 教員養成特別委員会
〔設置期間：平成10年4月1日～平成12年3月31日〕
 - 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会
〔設置期間：平成9年3月3日～平成11年3月2日〕
 - 大学評価に関する特別委員会
〔設置期間：平成10年6月16日～平成12年6月15日〕
 - 大学教育における《リベラル・アーツ》の役割をめぐる特別委員会
〔設置期間：平成10年6月16日～平成12年6月15日〕
- 特別会計制度協議会（国立大学協会と文部省との協議会）

編集後記

- * 今夏は中国では長江の大洪水、米国では熱暑等、地球的規模での異常気象が発生しており、日本でも日本付近の太平洋高気圧の勢力が弱く、南から暖かく湿った空気が流れ込み、関東地域までは梅雨が明けましたが、依然北陸・東北地方は梅雨が明けず（気象庁は北陸・東北地方の梅雨明け宣言を行わない旨、異例の発表）、各地に大雨を降らせております。異常気象の遠因は、人類が長きにわたり謙虚な反省を忘れ、自然破壊を続けてきた思上がりに対する警告かも知れません。
 - * “経済再生内閣”として、去る7月30日に発足した小淵新内閣の文部大臣として、元国大協会長（当時東京大学長）の有馬朗人先生が就任されました。敬意を表するとともに、今後のご活躍を期待しております。
 - * 本号の「巻頭エッセー」には、坪井山形大学長をお願いして「総括・山形大学における教養教育改革」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に対し感謝申し上げます。（伊藤）
- 会報発行＝年4回（2月・6月・8月・11月）

平成10年8月24日 印刷
平成10年8月31日 発行 (非売品)

会 報 第161号

(第48巻第3号 通巻第161号)

編集兼
発行者 伊藤 才一郎

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113-0033(東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電 話 03 (3812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (3813) 0647

FAX 03 (3818) 8656

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社